

## 第一百八回 参議院商工委員会会議録第二号

昭和六十二年三月二十六日(木曜日)  
午前十時五分開会

## 委員の異動

一月二十六日

辞任

佐藤栄佐久君

一月二十七日

辞任

山本富雄君

補欠選任

山本富雄君

補欠選任

佐藤栄佐久君

三月二十五日

辞任

松岡満壽男君

三月二十七日

辞任

小山一平君

出席者は左のとおり。

委員長

前田勲男君

理事

大木浩君

委員

下条進一郎君

委員

福間知之君

委員

市川正一君

委員

佐藤栄佐久君

委員

杉元恒雄君

委員

中曾根弘文君

委員

永田良雄君

委員

降矢敬義君

委員

松浦孝治君

委員

松尾官平君

委員

向山一人君

委員

守屋有信君

委員

梶原敬義君

委員

対馬孝次君

衆議院議員

修正案提出者

与謝野馨君

政府委員

國務大臣

通商産業大臣

労働大臣

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房総務審議官

通商産業大臣官房審議官

通商産業大臣官房審議官

通商産業大臣官房審議官

通商産業省貿易局長

通商産業省産業政策局長

通商産業省立地公害局長

通商産業省生活産業局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁石炭部長

資源エネルギー庁資源部長

労働政務次官

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長高齢者対策部

田代富士男君  
伏見康治君  
井上計君  
木本平八郎君

開発局長  
事務局側  
常任委員会専門員  
野村靜二君  
鈴木英夫君

労働省職業能力  
野見山眞之君

法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産業構造転換円滑化臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田勲男君) だいたいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十五日、小山一平君、松岡満壽男君が委員

を辞任され、その補欠として対馬孝且君、永田良

雄君がそれぞれ選任されました。

○委員長(前田勲男君) 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案、炭鉱離職者臨時措

置法の一部を改正する法律案及び輸出保険法の一

部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議

題といいたします。

す。田村通商産業大臣。

○國務大臣(田村元君) 石炭鉱業合理化臨時措置

法等の一部を改正する法律案につきまして、その

正する法律案について趣旨説明を聽取いたしま

す。

第一に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正

であります。

その改正の第一点は、同法の廃止期限を昭和六

十一年度末から昭和六十六年度末に変更するこ

とあります。この改正は、さきに申し述べました

国内炭の生産体制の集約化を円滑に行うため

は、五年程度の対策期間が必要であるという趣旨

に基づくものであります。

第二点は、時炭管理制度の実施に必要な規定の

整備であります。今後生産体制の集約化を円滑に

進めるためには、時炭管理制度を創設し、一時の



して私から質疑をいたしてまいりたいと思いますが、今回、改正要綱としまして四案を一括して提案をされているわけでございます。我が党としては、石炭鉱業経営規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法、これは全く賛成でございます。ただ、合理化臨時措置法について我々は反対の立場をとっておりますので、この点を含めてひとつ質問をいたしてまいりたいと思います。炭鉱離職者臨時措置法につきましては賛成でございます。

ただいま率直に、第八次の石炭政策の答申の尊重を踏まえまして通産大臣から趣旨説明がございました。

これまで田村通産大臣を中心にして、鋭意石炭政策に努力を払われておることにつきました。

問題は、このエネルギー政策の展望についてまず第一点、お伺いをしなければなりません。それ

は、第八次は御案内のとおり、今も説明ございましたが、昭和六十二年度から六十六年度までとい

う五カ年間でございます。六十六年度が最終的な

年度でございますが、從来七次政策でいきますと

二千万トン体制ということでおざいました。第八

次は残念ながら五年間にじて一千万トンに書きか

えなければならぬ。まさに総撤退をするということであり、極めて遺憾であり、残念であります。

そこで問題点は、第八次で、今もございました

ように、最終年度は一千万トン程度の体制を堅持をしていくという答えが出ておりますから、いわゆる展望は、通産当局としてはどういう考え方をお持ちなのかということが問題であります。これは石炭企業の活力はもちろんあり、産炭地地域社会における住民の声にもこたえてもらいたい。加えて炭鉱労働者が、これから五年間で終わりであるとするならば、労務倒産も出かねないといふことになるわけでありまして、そういった炭鉱労働者の意欲、住民の意欲、加えてまたこれから國

のあるべきエネルギー政策の基本的考え方方に立つたとしても、第九次石炭政策の展望があつていいのではないか。この認識と考え方について所信をお伺いをしたい、大臣の答弁をお伺いしたい、

これが第一点であります。

第二は、エネルギー政策における国内炭の意義

について、かねて昨年の十二月十七日のエネル

ギー調査会で私も質問いたしておりますが、當時

の向坂小委員長もこの点に触れておりますけれども、これから一番大事なことは、エネルギー政策における国内炭の意義というのがどういうふうに

あるべきなのかという点について、ひとつ率直な

考え方をお伺いをしたいと思います。

以上二点でござります。

○國務大臣(田村元君)

まず、第八次策以降も國

内炭を維持していく方向を明らかにすべきではな

いかという御意見でござります。

答申では、第八次石炭政策においては、「生産

を段階的に縮小し、最終的には概ね一千万トンの

供給規模とすることが適当である。」と言われて

おります。答申は、第八次石炭政策の期間を昭和

六十二年から六十六年まで、大体五年程度として

あります。その間の政策のあり方を示したもので

あります。それ以降の問題については、答申に

は「むすび」において、「政府は、石炭業界の最

大限の自己努力を前提として、その時点での経済

的諸環境を勘案しつつ、適正な生産体制の確保に

努めることが必要である。」としております。

通産省としましては、その時点において、第八

次石炭政策の実施状況を踏まえながら、そのエネ

ルギー情勢、内外炭の動向、その中における国内

炭の役割などを総合的に勘案して、答申の「むす

び」の中で指摘されておりますよろしく、「適正な

生産体制の確保に努めることが必要」との觀点に

立って対処してまいる所存でござります。

なお、二番目の御質問の国内資源の有効活用、

セキュリティの確保の点であります。八次答申

も、国内炭がエネルギー政策上、セキュリティ

確保の觀点から相応の役割を担うべきことを指摘

しております。また御指摘の国内資源の有効活用とい

う観点も重要な点であると認識をいたしておりますが、なぜそ

うことになつたかといいますと、五年というこ

とでは今の激しい円高に伴つて相当雪崩閣山をや

っぱり急激につながる、それをある程度ならか

に、いわゆるフランス型に、あるいは七年とか十

年とかという長期的にやることが雪崩閣山を阻止

する道ではないか。むしろ五ヵ年計画というよ

り七ヵ年計画というのを実は検討している。

これは事実であります。そういうことを交わされたこと

は事実であります。

それだけに、私は、今ここで問題を申し上げた

のは、第八次というのを一応の五年のサイクルで

は決まつているが、そういう縦縛を踏まえた場合

に、今の第二点に關係がござりますけれども、い

わゆる国際セキュリティ、安全保障、加えて国

内資源の有効活用という考え方方に立つてお

り、それが石炭との取り組みの始まりで、労働大

臣のときにも離職者対策等で苦労をいたしまし

た。まあ今回もそうでございますが、第八次策の

から二十数年前に労働省の政務次官を仰せつか

り、それが石炭との取り組みの始まりで、労働大

臣のときにも離職者対策等で苦労をいたしまし

た。まあ今回もそうでございますが、第八次策の

終わりますころ、つまり第九次策が策定されます

ことになります。私はもちろん通産大臣ではないと思いま

すけれども、それはそれとして、何とか石炭、

国内炭、とりわけ山で働く人々の将来のことを考え

て、生きていけるような方途を講じていただけ

ますけれども、それはそれとして、何とか石炭、



近くの政策経費を入れた。なぜ入れたかというと、海外炭じやなくて国内炭が割高につくという政策目的をもつてつくったんですね。これ間違いありませんね。

したがって、それが今度他の電力会社に肩がわりしたと。そこがいい悪いじゃないんだよ、肩がわりしたと。そうだとすれば、私は問題が残るのでは、この国民の政策経費を入れて国内炭専焼のためにつくった火力発電所が、たとえ五十五万トンであろうと、他電力に切りかえるということになると、政策目的として出した助成金の性格、政策目的でつくった電力の性格が問題に残るんではなかろう、通産としては。当然そうだと思うんですよ。だから、その点が私は第一点確認をしたいということです。この政策の考え方方に立ったとするならば、このまますつといつちやうのか。これは恐らく六十二年度だけかどうかわかりませんよ。まず第一点、それをちょっとお伺いしたいんですよ、性格づけはどういうふうに考えるのか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 先生御質問の点は、

北海道電力の苦東厚真発電所の第一号機の件であ

らうと承ったわけでございますが、御指摘のとお

り五十二年度から五十五年度まで石特会計から產

炭地域の石炭火力発電所建設補助金として三十二

億円、それから、その後電源特会の方から石炭火

力発電所の建設補助金として十四億円、都合四十六億円の補助金が交付されておるところでござい

ます。

このような補助金が講せられたということが

ら、同発電所は五十六年度の運転開始以来六十一

年度までに総計約五百九十万トンの国内炭の引き

取り協力が得られているところでございます。し

たがいまして、上記の補助金の趣旨に照らしまし

ても、国内炭の需要を確保して石炭鉱業の安定を

図るという産炭地の石炭火力政策の目的に十分寄与しているものというふうに考えられるわけでござります。

今後どうなるのかという点が先生の御質問のボ

イントかと存するわけでございますが、従来のこ

のような経緯及び第八次石炭対策の趣旨にかんがみますと、今後とも一定量の国内炭の使用を期待するのは適当である、かように考えておる次第でございます。

○対馬孝且君 五百九十万トン、今まで苦東一

号機で国内炭を使用した、そのことはそのとお

り。だからそれを言っているんじゃなくて、今後

とも、政策経費を入れた目的をつくった火力発電

所であるから、今後国内炭を他電力に移せばそれ

でいいんだというもののではないだろ。その目的

を最後まで貫くか貫かないかというのを私確認

している、それが大事なところですよ。ただ、今

九十万トンを東電あるいは関西その他に取ってい

ただいたということを悪いと言っているんじゃな

いんだ。そうでなくして、政策目的でつくった限

り、今後ともそれがずっと国内炭の基本に立つ

て、やっぱりこの電力が活用されしかるべきも

のではないか。それをけしからぬと言ふとおかしくなるんだよ。それはどうなんですか。

○政府委員(岡松壯三郎君) ただいま御説明申し

上げましたように、第一号機につきましては、從

来五百九十万トン強のものを取つたということは

事実でござります。

それで、今後の点なんぞござりますけれども、

第八次石炭対策中に、電力業界といたしましてど

れだけの需要を確保できるかということであつた

わけでござりますけれども、この点につきましては、大臣から直接 那須電気事業連合会会長に要

請を行ひまして、その結果、同業界として最終的

な回答として当面一千萬トン、それから最終年度

である六十六年度八百五十万トンの引き取りの協

力が得られておるわけでござります。このよう

な保証があるのかと、これ言つておるんです。

第二は、それでは先ほど言つた政策的にぶち込

んだ苦東一号機の性格からいくなれば、道内炭を

二年度以降六十六年度までに、今言つた東京電

力、関西電力、中部電力ということと、全部九十

万トン肩がわりが六十六年度までいくのか、そ

うんで。私は、六十二年度以降六十六年度まで

も入つてやつたらいいですから、それはいいと言

うんです。私は、六十二年度以降六十六年度まで

まつて北電と合意をしたことですから、これは道

弁では、六十二年度決まつたことはやむを得ない

と思うんです、私はね。だめだと言つているんじ

やないんです。札幌通産局なり、関係者が全部集

まつて北電と合意をしたことですから、これは道

弁では、六十二年度決まつたことはやむを得ない

&lt;p

うのが基本でございますので、これをいかにしてスムーズに引き取つていただくかということが大問題だったわけですが、現状では、九電力の中でも比較的力の弱い北海道電力に半分行つてゐるといふのは余りにも酷ではないかという感じがいたしました。もちろんこれにはいろんな歴史的、地理的な問題もござりますからいたし方ないと思つております。したがいまして、六十二年度について一種のテスト的にこういう方法をとつてみたらどうであろうかと。これが非常にうまくいけば今後もやるし、もしこれがうまくいかなければ、何かほかの方法でより円滑な引き取りが進むようないことを考へざるを得ないのじやないか、こういう観点から、電力業界との間では、何しろ六十二年度にひとつテストをやつてみようじゃないかといふ感じでやつたのがそもそもその発端でございます。

政策火力としての位置づけは、当然今後も引き継ぐつもりでおりますけれども、今言つたように、やはり最も大事なことは、いかに円滑に電力が石炭を引き取るか。これが崩れますと八次策全體が崩れてしまひます。したがいまして、そこにもっと重点を置いて進めてみたいというふうに考えております。

○対馬孝旦君 だから、政策火力ということを含めて平準化あるいはもしくは延ばしていくといふことが大事であつて、そこを全然外しちゃつてといふことになると、これ我々容認するわけにはいかぬので、そこだけは明確にこの際しておきたまでも、六十三年度以降も生かしていく。そういう基本に立ちながら、全体の一千万トン体制といふ準化の中はどう扱うかということは、これ当然のことですから、そういう認識でやつてもらいたい。これいりますな、そういうことです。

○政府委員(野々内隆君) くどいようですが、政策火力の目的は国内炭の需要確保という点にあります。したがいまして、私どもは国内炭の引き取りをスムーズにやるというのが

大前提であるといふに思つております。

政策火力発電所における国内炭がゼロになるかどうかということ、これはちょっとと今議論すべき問題ではないようと思つておりますが、何とか国内炭の需要を確保したいという観点から政策を進めることをお答え申し上げるのが適当かと思つております。

○対馬孝旦君 それで結構です。そういう考え方でぜひひとつ生かしてもらいたい、こういうことです。

そこで、これは政策課題が、ひとつせひ私は政策火力発電所を強化すべきだと。これは前にも申し上げたんですが、残念ながら日本ではこれ採用されていない。あえて私はもう一回申し上げるんだが、西ドイツのコールペニヒ制度というのを私はしばしばここで申し上げました。いま一度我が国もこれを考へべきだと思うんです。同じ自由主義陣営で、自由主義国でもなぜこれができないのか。だから、私は一遍にこれが実るとか実らないは別にして、この考え方方が間違いなら別にして、現実に国内炭と海外炭の格差を埋めるために、西ドイツではコールペニヒによつて一千百万トン埋めているわけだ。そうでしよう。そのために西ドイツの国内炭といふのは生きているわけですよ。

生きているということは、雇用も生きているわけだ。私は大事なことは、雇用と需要の関係を言つてゐるんだ。一遍にコールペニヒを採用することは無理だとするならば、あえてコールペニヒ型の火力発電所形成があつてしかるべきである。それはどういうことかといふと、端的に申しますよ、ここに資料ありますけれどもね。日本の火力発電所形成があつてしかるべきである。

だから、政策火力ということを含めて平準化あるいはもしくは延ばしていくといふことが大事であつて、そこを全然外しちゃつてといふことになると、これ我々容認するわけにはいかぬので、そこだけは明確にこの際しておきたまでも、六十三年度以降も生かしていく。そういう基本に立ちながら、全体の一千万トン体制といふ準化の中はどう扱うかということは、これ当然のことですから、そういう認識でやつてもらいたい。これいりますな、そういうことです。

○政府委員(野々内隆君) くどいようですが、政策火力の目的は国内炭の需要確保という点にあります。したがいまして、私どもは国内炭の引き取りをスムーズにやるというのが

じゃないんだ。そういうものをこの際政策的に吐き出させるということが必要ではないか、端的に言えば。

そういう生かし方をすれば、私はコールペニヒに一遍に踏み切るのは困難であるとすれば、そぞろに位置づけの中で投資をして設置をすべきである、ここだと思ふんだね、私は。これが国内的に六十六年度一般炭一千二百万トンになるか、あるいは一千万トン最底限が、自由主義国でもなぜこれができないのか。だから、私は一遍にこれが実るとか実らないは別にして、この考え方方が間違いなら別にして、現実に国内炭と海外炭の格差を埋めるために、西ドイツではコールペニヒによつて一千百万トン埋めているわけだ。そうでしよう。そのため西ドイツの国内炭といふのは生きているわけですよ。

ただ、たまたまそれが電力料金にはね返る、それが問題だという一つの見方もあるでしよう。あえてそれを言ふなら、私の考え方は、これは私の持論です。これは前から一貫して僕はしゃべつてゐるけれども、将来は九電力ブル計算方式を採用すべきものである。どの国だつてそれはやつてゐる。九電力ブル計算をして、九州に住もうと北海道に住もうと、一千キロワット扱う電力は全部同じ金額である。これは当然の政策的に考えるべきであります。したがいまして、先生の御発言も、いかにして国内炭の需要を確保し、またスムーズにそれを引き取らせるかということにやさり違いますし、こういうものは歴史的あるいは制度的な問題も十分考へなきやならないといふふうに思つております。したがいまして、先生の御発言も、いかにして国内炭の需要を確保し、またスムーズにそれを引き取らせるかということにやさり違いますし、こういうものは歴史的あるいは制度的な問題も十分考へなきやならないといふふうに思つております。

○対馬孝旦君 今のいろいろな方策を検討しているのと同じ金額である。これは当然の政策的に考へるふうに思つております。したがいまして、先生の御発言も、いかにして国内炭の需要を確保し、またスムーズにそれを引き取らせるかといふふうに思つております。

○政府委員(野々内隆君) 今いろいろな方策を検討しているけれども、ひとつせひ積極的な課題として私はこれを取り上げてもらいたい。それは今言つたように、コールペニヒを研究させておるからあえて申しませんけれども、何も私は全部やれと言つてゐるんじゃないんだから。全体を言うと三千三百萬トンでしょう、西ドイツがやつてゐるのは。私が言つてゐるのは、二千二百萬トンは石油と国内炭の格差に対する補助、一千五百トンとあえて言つたのは、そのうちの三分の一だけ国内炭と国外炭の価格差助成をしていて、そこですからね、私が言つてゐるのは。せめて一千五百トンというのは、ちょうどいいベースなんだよ、私に言わせると、そうでしよう。大体

とつ検討してもらいたい。この点いかがでしようか。

○政府委員(野々内隆君) 八次策の検討の過程で、コールペニヒ構想につきまして実は議論もされておりました。私自身も関心を持って勉強をいたしました。そのほかにもいろんな方法があつたわけでございましたして、コールペニヒもそのまで行く到達の段階として、私の考え方を申し上げたいんだけれども、国内炭専焼の火力発電所を

いたくかという観点から、いろんな方策が検討されたわけでございましたして、コールペニヒもその理由はどこにあるんだと私は申し上げたい、本當のことを言えども。

ただ、たまたまそれが電力料金にはね返る、それが問題だという一つの見方もあるでしよう。あえてそれを言ふなら、私の考え方は、これは私の持論です。これは前から一貫して僕はしゃべつてゐるけれども、将来は九電力ブル計算方式を採用すべきものである。どの国だつてそれはやつてゐる。九電力ブル計算をして、九州に住もうと北海道に住もうと、一千キロワット扱う電力は全部同じ金額である。これは当然の政策的に考へるふうに思つております。したがいまして、先生の御発言も、いかにして国内炭の需要を確保し、またスムーズにそれを引き取らせるかといふふうに思つております。

○対馬孝旦君 今のいろいろな方策を検討しているのと同じ金額である。これは当然の政策的に考へるふうに思つております。したがいまして、先生の御発言も、いかにして国内炭の需要を確保し、またスムーズにそれを引き取らせるかといふふうに思つております。

○政府委員(野々内隆君) 今いろいろな方策を検討しているけれども、ひとつせひ積極的な課題として私はこれを取り上げてもらいたい。それは今言つたように、コールペニヒを研究させておるからあえて申しませんけれども、何も私は全部やれと言つてゐるんじゃないんだから。全体を言うと三千三百萬トンでしょう、西ドイツがやつてゐるのは。私が言つてゐるのは、二千二百萬トンは石油と国内炭の格差に対する補助、一千五百トンとあえて言つたのは、そのうちの三分の一だけ国内炭と国外炭の価格差助成をしていて、そこですからね、私が言つてゐるのは。せめて一千五百トンというのは、ちょうどいいベースなんだよ、私に言わせると、そうでしよう。大体

的に物を言うと、私に物を言わしてもらうと、この西ドイツ方式を採用すればこれ二千万トンになるとんだよ。現状第七次政策の二千万トンを本当に維持できたんだよ、これをやれば、政策的にやってやれないとではないんだよ、私の言うのは、その点を私は申し上げておるんでね。

あえて私は「これから平準化」ということも  
千万トンもいいけれども、この一千万トンだつ  
て、情勢變化によつてはまた七百万トンになつた  
り八百万トンにならぬといふ保証だつてないで  
しょう、これ、はつきり言つて。そういう場合に  
備えて、私は今から国内炭専焼の火力発電所とい  
うのはぜひひとつ検討してもらいたい。やがては  
コールペニヒの一環として扱うかどうかは別です  
よ、私はあえてそこまで申し上げません。ひとつ  
日本の事情に合つた観点から、これは不可能では  
ないということを第一点に申し上げます。

○政府委員(高橋達直君) 御指摘のとおり、北海道におきましても、大体暖房エネルギーは灯油と需要をふやすという考え方方に立つていいんじやない。これもあわせて、私は行政指導になるけれども、産炭地の地元の公共施設、率直に言わしてもらおうと市役所、これが石油だいているといふのは全くおかしな話であつて、私も率直に言うと、道にも夕張にも言ったことがありますけれどもね。そういう点はやっぱり見直していくたいということを現に言っています。だから、そういう例を私は申し上げたんで、産炭地域の公共施設は最優先的に国内炭専焼の行政指導をしていくというようなものはいかがなものか。こういう点で、需要をふやすという考え方方に立つていいんじやないか。これいがでしようか。

が少ないわけでございまして、最近一年間の実績では三十万トン程度というところでございまして、何とかそういうた暖房炭その他の需要があるのではないかということで、私どもも注目をしてきていたところでございます。ただいまの先生の御提言につきましては、私どもも全く同感でございまして、何と申しましても、地元の主体がどう考

るかということが先決でござりますので、この問題、地方公共団体、北海道厅あるいは地元の市役所等々とも今後相談をしてまいりたいと思います。

そこで次の問題で、鉄鋼関係で、衆議院でもやりとりがありますから、同じことを繰り返すことはいたしません。すばつと聞きたいことは、この間一部の新聞であつたけれども、鉄鋼はいわゆる通産大臣も努力をしていただいて、当時百七十万トンで抑ええたと、その後今度二分の一といふ減産の方向でくる。こうなると大変なこれ雪崩閉山になっちゃうのですからね。やりとりはあつたようですから、私はあえて申し上げません。申し上げないが、ここで確認したいことは、そういうことは聞いていないとか、聞いていない

なら聞いていないでそれで結構ですかから。  
問題は、鉄鋼からそういう提案が仮にあつたとしても、政府の責任において今生産計画、需給計画を立てて、このことによつて雪崩崩山になるようなことはいたしませんと、そういう責任ある立場をとつてもらいたい、このことを私は聞いてい

るんです。聞いている聞いていないはどうでもいいから、要は板に鉄鋼からそういう考え方方が提案されたとしても、そのことの解決をいたしまし

になつて、八十万トンにしたらまた閉山出る。眞

になって、八十万トンにしたらまた閉山出る。真谷地炭鉱だとかあるいは原料炭使っているところは早まるとは明らかでしょ、南大夕張にしたって。私はそれを言つてゐるんですよ。だからそういうことはないようにいたしますというのであ

○政府委員(高橋達直君) 先般の一部新聞報道にございましたような、鉄鋼業界から六十二年度の

引き取り量について、前年度の半分にするという  
ような方針について、当省としては一切報告を受  
けた事実はございません。また、六十二年度の鉄  
鋼等の引き取り量の問題につきましては、八次答  
申が決められた際の需給両業界の合意に基づきま  
して、今後需給両業界で話し合いが行われ、漸減  
の方向で定められることになるわけでございます  
が、御指摘のように、私どもといたしましても、  
短期集中的な閉山というものはぜひとも避けたい

○対馬孝且君　そこは部長にはつきり申し上げておきますけれども、聞いている聞いていないはいいんです、私はとやかく言う必要ないんだから。

ただ、政府の態度として、例えば仮にそういうことが、出てくるか出でてこないかわからぬが、出したとしても、そういう問題は政府の段階で責任を持つて解決をいたしますので、当初の方針どおりま

り、今の答弁ありましたけれども、なだらかな生産計画、需給計画で進めていきたいということです。○政府委員(高橋達直君) なだらかな縮小に向けて政府としても努力をいたしたいと思つております。

○対馬孝且君　それではこれは確認をしましたから、次に、貯炭買い上げ機構の問題についてお伺いいたします。

貯炭買い上げ機構、これも衆議院でやりとりあつたことを私は重複いたしません。これもしかと

第九部 商工委員會會議錄第二號

す。これが先ほど申し上げました数字でございます。その後、六十二年度の過剰貯炭がどうなるかといたことでございますが、これは各社の適正在庫を上回る部分ということになるわけでございまして、今後の需給両業界の話し合いによりまして需要のレベルがどのくらいになるかということについて左右されるわけでございます。ただ、予算上は一応一定のフレームで計算をいたしまして、さらに百万トンを買い上げる積算になつておりますので、その百万トンにさらに安全率を見まして先ほどの五百三十億という数字は出てきているわけでございますので、現在の状況から見まして、各社の生産計画の検討状況あるいは需要家との合意のフレーム等から見て、この五百三十億で十分対応できるものと考えております。

○対馬孝且君 予算上はいいんだけれども、そうすると三百八十万トンぐらいと考えていいんだね。どうですか。

○政府委員(高橋達直君) 予算上は三百六十万トン程度といふふうに思つております。

○対馬孝且君 大体わかりました、三百六十万トンといふことで。

そこで、次の質問になりますけれども、そうしますと、次のことちよと関連してくるんですねが、これお聞きしますと、六ヶ月ごとに買い取りをする。六ヶ月で決着をするというふうなことは、どういうふうに根拠で六ヶ月にしたんですか。これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(高橋達直君) 御答弁申し上げます前に、先ほど三百六十万トンと申し上げましたのは、六十一年度の分の二百六十万トンに六十二年度の百万吨を足して三百六十万トンという計算になるわけでございます。

そこで買い上げの期間でございますが、やはり石炭の物性その他から見て、一定の期間といふものが

貯炭の滞留期間に当然あるかと思つておるわけでございまして、また一方、この貯炭管理会社の経営の健全性というものの確保していく必要があります。

その後、六十二年度の過剰貯炭がどうなるかといたことでございますが、これは各社の適正在庫を上回る部分ということになるわけでございまして、今後の需給両業界の話し合いによりまして需要のレベルがどのくらいになるかということによつて左右されるわけでございます。ただ、予算上は一応一定のフレームで計算をいたしまして、さらに百万トンを買い上げる積算になつておりますので、その百万トンにさらに安全率を見まして先ほどの五百三十億といふ数字は出てきているわけでございますので、現在の状況から見まして、各社の生産計画の検討状況あるいは需要家との合意のフレーム等から見て、この五百三十億で十分対応できるものと考えております。

○対馬孝且君 予算上はいいんだけれども、そうすると三百八十万トンぐらいと考えていいんだね。どうですか。

○政府委員(高橋達直君) 予算上は三百六十万トン程度といふふうに思つております。

○対馬孝且君 大体わかりました、三百六十万トンといふことで。

そこで、次の質問になりますけれども、そうしますと、次のことちよと関連してくるんですねが、これお聞きしますと、六ヶ月ごとに買い取りをする。六ヶ月で決着をするというふうなことは、どういうふうに根拠で六ヶ月にしたんですか。これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(高橋達直君) 御答弁申し上げます前に、先ほど三百六十万トンと申し上げましたのは、六十一年度の分の二百六十万トンに六十二年度の百万吨を足して三百六十万トンという計算になるわけでございます。

そこで買い上げの期間でございますが、やはり石炭の物性その他から見て、一定の期間といふものが

貯炭の滞留期間に当然あるかと思つておるわけでございまして、また一方、この貯炭管理会社の経営の健全性というものの確保していく必要があります。その後、六十二年度の過剰貯炭がどうなるかといたことでございますが、これは各社の適正在庫を上回る部分ということになるわけでございまして、今後の需給両業界の話し合いによりまして需要のレベルがどのくらいになるかということによつて左右されるわけでございます。ただ、予算上は一応一定のフレームで計算をいたしまして、さらに百万トンを買い上げる積算になつておりますので、その百万トンにさらに安全率を見まして先ほどの五百三十億といふ数字は出てきているわけでございますので、現在の状況から見まして、各社の生産計画の検討状況あるいは需要家との合意のフレーム等から見て、この五百三十億で十分対応できるものと考えております。

○対馬孝且君 予算上はいいんだけれども、そうすると三百八十万トンぐらいと考えていいんだね。どうですか。

○政府委員(高橋達直君) 予算上は三百六十万トン程度といふふうに思つております。

○対馬孝且君 大体わかりました、三百六十万トンといふことで。

そこで、次の質問になりますけれども、そうしますと、次のことちよと関連してくるんですねが、これお聞きしますと、六ヶ月ごとに買い取りをする。六ヶ月で決着をするというふうなことは、どういうふうに根拠で六ヶ月にしたんですか。これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(高橋達直君) 御答弁申し上げます前に、先ほど三百六十万トンと申し上げましたのは、六十一年度の分の二百六十万トンに六十二年度の百万吨を足して三百六十万トンという計算になるわけでございます。

そこで買い上げの期間でございますが、やはり石炭の物性その他から見て、一定の期間といふものが

貯炭の滞留期間に当然あるかと思つておるわけでございまして、また一方、この貯炭管理会社の経営の健全性というものの確保していく必要があります。その後、六十二年度の過剰貯炭がどうなるかといたことでございますが、これは各社の適正在庫を上回る部分ということになるわけでございまして、今後の需給両業界の話し合いによりまして需要のレベルがどのくらいになるかということによつて左右されるわけでございます。ただ、予算上は一応一定のフレームで計算をいたしまして、さらに百万トンを買い上げる積算になつておりますので、その百万トンにさらに安全率を見まして先ほどの五百三十億といふ数字は出てきているわけでございますので、現在の状況から見まして、各社の生産計画の検討状況あるいは需要家との合意のフレーム等から見て、この五百三十億で十分対応できるものと考えております。

○対馬孝且君 予算上はいいんだけれども、そうすると三百八十万トンぐらいと考えていいんだね。どうですか。

○政府委員(高橋達直君) 予算上は三百六十万トン程度といふふうに思つております。

○対馬孝且君 大体わかりました、三百六十万トンといふことで。

そこで、次の質問になりますけれども、そうしますと、次のことちよと関連してくるんですねが、これお聞きしますと、六ヶ月ごとに買い取りをする。六ヶ月で決着をするというふうなことは、どういうふうに根拠で六ヶ月にしたんですか。これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(高橋達直君) 御答弁申し上げます前に、先ほど三百六十万トンと申し上げましたのは、六十一年度の分の二百六十万トンに六十二年度の百万吨を足して三百六十万トンという計算になるわけでございます。

そこで買い上げの期間でございますが、やはり石炭の物性その他から見て、一定の期間といふものが

貯炭の滞留期間に当然あるかと思つておるわけでございまして、また一方、この貯炭管理会社の経営の健全性というものの確保していく必要があります。その後、六十二年度の過剰貯炭がどうなるかといたことでございますが、これは各社の適正在庫を上回る部分ということになるわけでございまして、今後の需給両業界の話し合いによりまして需要のレベルがどのくらいになるかということによつて左右されるわけでございます。ただ、予算上は一応一定のフレームで計算をいたしまして、さらに百万トンを買い上げる積算になつておりますので、その百万トンにさらに安全率を見まして先ほどの五百三十億といふ数字は出てきているわけでございますので、現在の状況から見まして、各社の生産計画の検討状況あるいは需要家との合意のフレーム等から見て、この五百三十億で十分対応できるものと考えております。

○対馬孝且君 予算上はいいんだけれども、そうすると三百八十万トンぐらいと考えていいんだね。どうですか。

○政府委員(高橋達直君) 予算上は三百六十万トン程度といふふうに思つております。

○対馬孝且君 大体わかりました、三百六十万トンといふことで。

そこで、次の質問になりますけれども、そうしますと、次のことちよと関連してくるんですねが、これお聞きしますと、六ヶ月ごとに買い取りをする。六ヶ月で決着をするというふうなことは、どういうふうに根拠で六ヶ月にしたんですか。これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(高橋達直君) 御答弁申し上げます前に、先ほど三百六十万トンと申し上げましたのは、六十一年度の分の二百六十万トンに六十二年度の百万吨を足して三百六十万トンという計算になるわけでございます。

そこで買い上げの期間でございますが、やはり石炭の物性その他から見て、一定の期間といふものが

構などでございます。

○政府委員(高橋達直君) 万一そうなつた場合は、その時点の過剰貯炭問題として、政府として改めて検討することにならうかと思つておりま

○対馬李吉君 わかりました。その点はそういうこと、政府の態度を、万が一のことを言っていられるわけありますけれども、私はその時点で問題になることは、貯炭買い上げ機構へのしわ寄せといふと言葉は悪いけれども、貯炭買い上げ機構だけの犠牲になつてもらつては困るということを私は懸念するわけです、はつきり申し上げて。それとまた、そのことを望むわけではありませんよ。望むわけではありませんが、結果論としては、そういうふうにいかなければ、今の政府の考えている考え方では雪崩闇山につながる。私は、少なくとも一定のこの数量が残るような形でないと、やっぱり需給ギャップの歎どめというのはなかなかかかるといかないと。これは私の考え方から、あんた方がどう思おうと勝手だけれども、私はそう思つていいんだ。だから、それを思つて今言つているんだから。ただ、その時点でということの考え方はよくわかりましたから、ぜひそういう方法でひとつその時点で十分に配慮してもらいたいと、これは答弁は要りません。申し上げておきま

ものが細々と生きていくためには、何とかこの閉山交付金——当時、閉山交付金という名前を使つて、縮小といふのは使わなかつたから。そういうものを会社に援助することによつてその山はすつと細く長く生きていく、いかがでしようかと。いや、認識は全くそのとおり、検討さしてもらいたいと。こういうやりとり、これ会議録持つてきていますけれども、ここにあるから。

そういう考え方方に立つたとすれば、どうもここに言う生産数量の5%，労働者百五十人、閉山交付金の二分の一退職金云々と、こういう三つの条件がそろわなきやその金が出ていかないんだといつたら、それに該当する山が一体あるかといふことになるんだ。僕は、ちょっとこれ、実体論としてその基準の考え方についてどういう考え方方で、果たしてそういう山が生かせるだろうかと、そういう山が出てくるだろうかという実体論だよ、私の言つているのは。これではちょっと問題があるんじゃないのかという気がするんだけれども、まあ基準をどういうふうに定めたかということ、ちょっとそれを聞かしてください。

○政府委員(高橋達也君) 今回の石炭鉱山規模縮小交付金の基準の問題でございますが、御説明を申し上げます前に、ただいまの対馬先生のお話で、閉山をして残つたものが細々と生きていくと、それに対する助成ということとでございましたが、実はそれにつきましては、一方で安定補給金の中に減産加算制度を設けておりまして、この減産加算によりましてかなり残つて、いく企業に対する助成にはなるうかと思つて今まで、5%を持つてきたということをございます。

そこで、規模縮小交付金の基準でございます。まず生産の5%でございますが、これはやはりこれから規模縮小をしていくという方向で考えます場合の縮小の最小単位は5%であろうということではないかという計算上の問題でございます。

さらばに、二分の一というのはいかがなものかと  
いうお尋ねでございますが、これにつきまして  
は、閉山の場合には、全く会社がなくなりまして  
会社の経営上も大きな負担になるわけでございま  
すが、この規模縮小の場合には会社がまだ存続し  
ているわけでござりますし、また退職者の数も相  
対的に規模が小さいわけでございますので、一応  
閉山交付金の場合の二分の一と定めさせていただ  
いたわけでございます。

○対馬孝且君 一応の考え方はわかりましたが、  
目的はやっぱりこれ山を延命することにあると思  
うんだね。山ができるだけ細々と長く、どうやつ  
て延長していくかと、いわゆる延命策なんだね。  
そうだとすれば、この基準に合わなければこれ縮  
小交付金が出ないということになるわけであつ  
て、生産数量の五%はまだいいにしても、労働者  
の百五十人というのはこれ大変なことですよ、労  
働者の百五十人ということは、簡単に言うけれど  
もね。だから私は、この実体論もあるんだけれど  
も、こういうところでは余り言いたくないんだけ  
れども、例えばある会社が希望退職募集しまし  
た。これ生産量を仮に二〇%落としたいと、その  
二割の相当額を希望退職募集でやりました。その  
中に、いろいろやり方あるんですね。

余りこういう場所で言いたくないが、官公労だ  
ってやっていますけれども、肩たたきというのが  
あるわけだ。あと二年間あるけれども、対馬君、  
君早くやめてもらつた方がいいよと、極論言え  
ば、はつきり言つてしまえば。いや、そういうこ  
とだって現実にある。それからまあ長期に、坑内  
でけがしたけれどもなかなか回復が困難だと、そ  
れは在籍であると。私は、実体論だから、現実に  
知つてゐるから言ふんです。そういう方々もこの  
機会にひとつどうぞ御遠慮、御勇退願えぬでしょ  
うかというようなこと、これたくさん出てくるん  
だよ。しかし、あなた方のあれでいけば、百五十  
人という考え方があくまでも合理化による解雇、  
職員といふものだということになると、これとて  
もじやないけれども百五十人なんというと大変な

ことになりますよ。そういう問題がこれあるわけです。こういうことを、基本的人権にかかるわるとだから余り言いたくないし、会社側のやり方もどうもえげつないんじゃないかということになるから、これ余り言いたくないんだけれども、そういうことは実体論としてあるんですよ、これ。

私は、この考え方は、一応いい悪いは別にして、これを運用する場合にかなり弾力的に運用していかないと、せっかく山を残すつもりで延命するためになつたものだけれども、制度はつくったけれどもさっぱりこれ生かされない、山はつぶれしていくということであつてはならないんじゃないかと思うんです。だから、こういうことを余り言いたくなかつたけれども、あえて私が今具体的に申し上げたのは、そういうことで言つたわけですよ。そういう苦労をしてやつぱり山でやっておるんですよ、現実に。

ただ、あえて私が言うのは、百五十人というのはあくまでも合理化による解雇、首切りでなければ、百五十人という者の削減がなかつたら認めないんだとか、そんなことじゃ困るよと、私が言つているのは。そういう彈力的に山の実態に合った現状というものをよく検討すれば、実態認識を踏まえていけば、かなり弾力的に運用しなければ、せっかく細く長くという延命策につくついていたが、この制度が当てはまらないというのが、これは制度をつくって生かされなかつたといふことになるわけであつて、そういう点は最大限強力的にひとつ考えてもらいたい、運用すべきではないか、いかがでしょう。

○政府委員(高橋清直君) この制度については、ただいまお話のございましたように、弾力的にかつ公正に運用をいたしたいと思っておりまして、お話の中にございました具体的な事例につきましては、労働者の数の減少の方に計算をするよう検討してまいりたいと思います。

○対馬孝旦君 今、答弁がございましたから、ぜひそういう点で、積極的に弾力的に公正に考えることは結構だけれども、やっぱりこの制度を生か

していくという考え方でひとつせひ検討してもらいたい、このことを申し上げておきます。

次に、保安体制強化の問題で、しばしば私どもは持論としては、従来の炭鉱の重大災害で、山はねあるいはガス突出あるいは炭じん爆発ということが今まで大きな災害として、どうとい我々の仲間が犠牲になつて奪われていった。あえて人災であるとはつきり私は申し上げて、幾つかの今までの事故に対して申し上げたことがあります。

そこで、そういう点を克服するためには、ある一つの山を試験炭鉱ということで位置づけたらどうということを私は申し上げてまいりました。

なかなか今の情勢でそれは非常に難しいという現状認識も、私は今だからやるべきだという意見を持っていますけれども、これは財政措置が伴うことであってなかなか実現困難ですけれども。

そこで私は、今でも一応の対応はいたしておりましたが、白石の防爆研究所を私も去年見せていただきました。それなりのことともやっていました。それで、各山ごとに、私は試験切り羽、試験現場を位置づける必要ではないか、また重い大災害の研究を強化した方がいいんではないかというのが私の考え方なんです。そうしないと、これが保安体制の強化策に、それですべてではないけれども、当面そのことを非常に重大視しなければならないではないか、こう思いますので、この点についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(加藤昭六君) 現在、保安技術の向上を図るために、国を始めとした関係業界あるいは関係機関あるいは大学などが有機的な連携を図りまして、鋭意研究活動を行っております。

具体的に申し上げますと、基礎、応用段階の研究、これは工業技術院の公資研、公害資源研究所でこれが中心になりながら行っている。実用化段階の研究は、当省から石炭技術研究所へ委託して行っておるということをございます。先生御指摘の現場における研究、これはこの中で行つておる

ものでございまして、関係業界と協力いたしましたが、各炭鉱の坑内の現場試験を行つておるものでございまして、例えばガス突出あるいは山はね、自然発火、坑内火災など、各炭鉱に即応いたしました災害防止技術の高度化、実用化の促進を図つていくということをございます。

先生御指摘のように、当省といたしましては、生産現場での試験というのが非常に重要なと考えておりまして、今後とも積極的にこうした試験研究は展開していきたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 今、積極的に取り組んでまいりたいという答弁ですから、結構です。ぜひひとつそういう方向に、これは財政措置が伴うんですけれども、やっぱり重大災害ということの位置づけからいえば、これは本当なら一つの山を試験炭鉱に位置づけるべきだという意見を私は持っていますけれども、あえてそれはさうは申し上げません。とにかく試験現場、試験切り羽という関係で、ぜひひとつ重大災害の研究の強化策を進めてもらいたい、このことを申し上げておきます。

次の問題でお伺いをいたしますが、売上税問題について、ひとつこれは石炭がどうなるのかということをここでぜひ聞いてもらいたいという意見が私の手元に来ておりますので。この売上税問題は、石炭関係で言いますと、二つの性格があると言いますね。基本的にはもう皆さんも御存じであります。ましては課税になりますし、また石炭企業が購入をする、したがつてこれは撤回をすべきであるというのが我が党の方針でございまして、これはここで申し上げておきますけれども。

それは別にして、お伺いしたいのは、炭鉱で言う場合に、石炭そのものにこれは課税ですね、流通ですから。石炭を売るとき、仮に三万三千円と千百五十円ということになりますね、これは課税だと。誤りであればこれ指摘してもらいたい。これ課税だと。石炭を売った場合の課税というこ

とは一つ考えられる。

それからもう一つは、現在の石炭経営をしていく場合に、現実に私も炭鉱マンですけれども、調べておりまして、今後とも積極的にこうした試験研究は展開していきたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 売上税につきましては、物品は全部課税対象になる、こういう認識は間違いないかもしれません。

ただ、このことを申し上げておきます。

○政府委員(野々内隆君) 売上税につきましては、物品とかサービスの取引の各段階で課税をされるわけでございまして、この場合非課税になりますのは、特定の指定されたものだけということがあります。したがいまして、石炭につきましては課税になりますし、また石炭企業が購入をいたします機械設備等につきましても課税をされるというふうに理解いたしております。

○対馬孝且君 課税されるということを今確認いたしました。

そういうことがなければいけれども、そういうことのないようにももちろん政府側はやつてもらわなければいけないかねれども、そういうことがこの内容では考えられることですかね。重大な需要の関係には響くし、先行き不安だとうことはなるわけですよ。この点どういうふうに考えますか。

そういうことがなければいけれども、そういうことのないようにももちろん政府側はやつてもらわなければいけないかねれども、そういうことがこの内容では考えられることですかね。重大な需要の関係には響くし、先行き不安だとうことはなるわけですよ。この点どういうふうに考えますか。

そういうことがなければいけれども、そういうことのないようにももちろん政府側はやつてもらわなければいけないかねれども、そういうことがこの内容では考えられることですかね。重大な需要の関係には響くし、先行き不安だとうことはなるわけですよ。この点どういうふうに考えますか。

炭価ですから、まあ後で申し上げようと思つたけれども、原則基準炭価は据え置く、こういうことですから、たゞ基準炭価ですから、よもや鉄鋼だとか電力じゃないと思うけれども、例えれば小さい

坑内機械やなんか。自走車にかかる。あるいは坑内に電動機が入つている。それから、センサーがかかる。非課税になるものはないんだ、これちょっと私なりに調べてみたら。この場合、基本的にここでお伺いしたいのは、石炭を販売した場合の課税、それから今私が個々に具体的な例を挙げましても、やつぱり重大災害ということの位置づけからいえば、これは本当なら一つの山を試験炭鉱に位置づけるべきだという意見を私は持っていますけれども、あえてそれはさうは申し上げません。とにかく試験現場、試験切り羽という関係で、ぜひひとつ重大災害の研究の強化策を進めてもらいたい、このことを申し上げておきます。

○政府委員(野々内隆君) 売上税につきましては、物品とかサービスの取引の各段階で課税をされるわけでございまして、この場合非課税になりますのは、特定の指定されたものだけということがあります。したがいまして、石炭につきましては課税になりますし、また石炭企業が購入をいたします機械設備等につきましても課税をされるというふうに理解いたしております。

○対馬孝且君 課税されるということを今確認いたしました。

そういうふうに考えておられますか。

そういうふうに考えておられますが、その点について、どうならないようにひとつ、板にだよ、我々は基本的には反対です、これは撤回しておいてくれというものだから、素直に私は聞くんですけれども、我が党としては基本的に価という性格には問題はないけれども、個々の企業によってはそういうことが出来る可能性もある。その点について、どうならないようによつておられますか。

んだと、トン当たり二万円であれば5%で千円かかる。一万円じゃ五百円かかるよ。例えば今言ったた救命器あるいは自走車だ、機械だと、そういうものの全部計算してみたら、コスト当たり五百円かかる。この五百円を税金取られておつたら、経営上トン当たり五百円かかると同じですから、今でさえ四苦八苦しているのに、閉山かどうかとしやべっているときに、そのしわ寄せが企業に行つたんでは大変なことになる。そういうことにならないように措置をするという御認識でいいですか。

○政府委員(野々内陸君) これは石炭のみに関することじやなしに、広く課税物品全部にかかるこ

とですが、通産省としましては、産業界に對して

この売上税といふものは価格を通じて転嫁されていくものであるという認識を広くPRをして、理解を求めるということをやる必要があるというふうに思つております。

○対馬孝且君 そういう認識で、經營にしわ寄せにならぬよう、最悪の場合でもひとつ措置をしてもらいたいということだけ申し上げておきま

す。

それから、次の問題で、IQ制度の割り当てについて、IQ制度は存置をするという考え方は間違ひありませんね。

○政府委員(高橋達直君) 今回の第八次石炭答申の中におきましても、当面輸入割り当て制度は維持すべきだというふうにうたわれておりまして、私どももいたしましても、需要確保の一つの措置として、八次期間中これを実施することとしております。

○対馬孝且君 そこで、先ほどもちよと触れましたけれども、IQ制度があつて一千万トン担保したと、結果論を言つて、経過はいろいろあるよ。結論を言つてしまえば、うだと思つただけれども。私は、もうちよつとIQ制度を活用して、つまり需要を伸ばす道はないのかというあたりをもう少し検討したらどうだと。さつきはあえて露骨なことを言つたけれども、

一億トンの海外炭を買つて、円高で一定の利益が上がつておる。それは、電力業界は通常十兆円と言つて、五兆円程度電気料金、ガス料金に差益還元をした、これは結構なことですか。そこを言つているのじやなくて、そこを問違えぬでもらいたい。私の言つてるのは、輸入割り当て制度の流通関係の段階で、俗に言わせてもらうなら、三井、三菱あるいは住友という大企業、親会社の内炭の需要なり、国内炭を活用するような方法ができるないのか、この点なんだよ、私の言つているのは。

いや、輸入割り当て制度があるから一千万吨を担保できましたよと、そんなこと私知つていますよ。知つてはいるが、もう一步そこを、親会社の関係でIQ割り当てをした、電発を始め、もちろんそなげれども、親会社の関係を含めて何らかもう少し需要を伸ばしていくとい、引き取りを強化をしていくことはできないもんどうかという点は、これはだれかとは言いませんよ。この間も、私これエネルギー調査会でちよつと学識経験者とやりとりしたときにも、私が言つたのじやなくて、学識経験者も言つてゐるね、そのことについては。もつとそういうことを生かす道を考へたならどうなんですかと。商社がもうけることがないんだよ。円高差益は消費者に返してもらわなければいかぬ。そういう中にあって、一つの流通の関係の中で何とかいい方法がないのかといふ提言があるわけですから、これをひとつの検討しても言がございました。そこを今言つたように申し上げておるのであって、もちろん話し合いでやることではないかという見識者の、参考人の御意見があるんだが、どういうふうに考えますか。

○政府委員(高橋達直君) お尋ねの、IQを通じて需要を増大すべきではないかというお話が、IQを強制的に割り当てて国内炭の需要を確保すべきであるというふうな方策に使うべきであるとするならば、その点につきましてはやはりIQ制度の運用というのは、国内炭の需要家の理解と協力の上で実施すべきものと考えております。今回

の八次策の策定に当たつての合意に基づいてあく

までも引き取りは実施する、そのためのいわば粗保措置としてこのIQ制度を活用するという考え方でございまして、IQ制度を通じて強制的に需要を拡大するというのは困難なことかと思つております。

なお、円高の利益を国内炭の需要拡大の方に使

うべきであるという点につきましては、その円高の部分につきまして国内炭の高い部分を強制補正するというために使用する対策を講じらうか

というお話かと思うわけでございますが、これにつきましても、やはり海外炭輸入に伴う円高差益

といふものは、本来市場メカニズムを通じて最終的に消費者に還元されるべきものでございまし

て、国内炭対策の財源は別途考えるべきものと考

えております。

○対馬孝且君 これは、私が言つてゐるんじやないんだ、この間の産業・資源エネルギー調査会で、学識経験者の参考人の方々から、むしろもう少し需要を伸ばしていくとい、引き取りを強化をしていくことはできないもんどうかという点は、これはだれかとは言いませんよ。この間も、私これエネルギー調査会でちよつと学識経験者とやりとりしたときにも、私が言つたのじやなくて、学識経験者も言つてゐるね、そのことについては。もつとそういうことを生かす道を考へたならどうなんですかと。商社がもうけることがないんだよ。円高差益は消費者に返してもらわなければいかぬ。そういう中にあって、一つの流通の関係の中で何とかいい方法がないのかといふ提言があるわけですから、これをひとつの検討しても言がございました。そこを今言つたように申し上げておるのであって、もちろん話し合いでやることではないかといふ提言があるわけですから、これをひとつの検討しても言がございました。そこを今言つたように申し上げたい。これはもう時間もありませんから、申し上げておきたい。

それから次に、通産関係はこれで最後にします

が、例の第八次石炭政策によつて、これは通産省

の案でも二百万トン閉山計画というのが計画に

つてゐるわけです。どういったて本当はそういうことをしてもらいたくないだけども、好む

と好まざるとにかかわらず現実に出ることははつきりしておるわけです。その場合、やっぱり問題になることは、どうも町ぐるみ町が崩壊をすると

いうことの場合に、いつも率直に申し上げるんだけれども、通産大臣は労働大臣の経験者であるし、長年のベテランですから、先ほどの意欲が僕にもわかるんだけども、閉山をするまでは結構

これが入るんだが、閉山してしまつたらどうぞこれ労働省の責任ですと、こうなつたんじや、懲罰式を出すまでは誠意を持つてやるけれども、葬式を出してしまえば後はどうぞ御勝手にと。これが言つてゐるんじやないよ、産炭地の住民なり労働者の率直なそういう声なんですよ。それでは困る。やっぱり少なくとも閉山をする段階では受け皿が必要だと。それにはかわる企業の、町の活性化が必要ではないか。

現に、今各地域から実はずっと出てきています。私これ持つていてますけれどもね。ここにあります。北海道空気管内のあれも全部出でています。ありますけれども、これによると、観光基地とかソーラーとか、あるいは宅地整備基地とか、いろいろな構想を持っていますよ。持つていてるけれども、ただ問題は、抽象的な話であつて、これも企業誘致ということであつて、そこらあたりもうちよつと、閉山をする、そのことが町が崩壊をするんだ、そのため明日審議される今度の産業構造転換円滑化法もそのための一助である、これはわかりますよ。これは認めます。ただそれだけでは決め手にならない。だから、私は政府として、通産省として、町ぐるみの閉山に対して積極的な企業誘致なり産業の立地に、いま一步積極的に取り組んでもらいたい。このことを申し上げたのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(田村元君) 御承知のように、八次答申におきましては、「各地域はその地域特性を踏まえつつ、相互に連携をとりながら、広域的な視野に立つて地域の振興に主体的に取り組むことが重要である」とうたつておるわけです。同時に

石炭企業、親会社及び関連グループ、この関連グループ企業の積極的な貢献、それに関係道県といいますか、府はありませんから、関係の道県の積極的な取り組み、それから政府の方においても関

係各省庁挙げての支援、こういうことを求めておる。おつしやるとおりでありまして、もう仮に閉山でもしたら後は労働省というようなことでは、これは無責任極まりないこと。でございまして、私はまず雇用問題につきましては、既に御承知と存りますが、事務次官を連れまして、そして平井労働大臣のところを訪問して、もちろん石炭だけではありませんけれども、この際労働省、通産省が一体となつて、とりわけ不況に悩んでおる産業に対応するためにということで、双方事務次官をキャップとしたハイレベルの教育機関、これを常置していこう、ちよいちよいやっておるようですが、常置していこう、こういうことでお願いもし、快い回答を得たわけです。

特に平井労働大臣から御提案がありまして、百尺竿頭一步を進めて、この際両省の若干の人事交流をして、お互いの仕事を慣れさせようじゃないかということ、非常にありがたい話で、私も賛意を表した次第ですが、そういうふうに雇用問題についてはお互いに連携をとり合いながら完璧を期していきたい。

それからもう一つは、我々の問題としては、やはりその地域の特性を生かしながら、その地域の新たな活性化ということを図らなきゃならぬ。そのためには石炭終わったら石炭の会社はもうドロンだよといふんじや困るんで、炭鉱が閉山しようとすまいと、今はとにかく閉山しないでも苦しんでから、石炭企業の関連グループ等が全部協力しないと、例えは空知を見ても、一番欠けておるもののは何かといえば、僕はアクセスだと思うんですよ。道路にしても何にしても、私も党の開発委員長等やっておったのですから、しばしあつの方へは行つておりますが、夕張線とか万字炭山線という汽車にまで乗つておりますけれども、ですからそういうアクセス問題についても建設省へお願いしなきゃなりますまい。また、我々

いろいろな面で企業の立地条件をよくするための努力もしなきゃならぬ、このように思つております。

それから第二は、これはあわせて申し上げます。ただ、じゃどうかと、それはもうその場所、場所のケース・バイ・ケースになりますから、それこそ山の中へ臨海保養地つくるわけにもいかないですから、だからそれはもうケース・バイ・ケースになりますが、さよくなことで大いにこれからも努力をしていきたい、通産省挙げての努力をしていきたい、単にエネ厅だけではない、こういったことでございます。

○対馬孝且君 私は、もう時間もありませんから、ひとつ実りある地域活性化のためのやっぱり閉山跡地の対策ということを重点対策として、今大臣も申されましたけれども、ぜひ取り組んでもらいたい。これは強く申し上げておきます。

それじゃ労働省にお伺いをします。

平井労働大臣、かなり積極的に雇用対策に取り組んでいたいたいでおることについては敬意を表しますが、問題は、衆議院でもやりとりしておりますから重複を避けます。私は端的に言つて、就職促進手当、これは下限から上限から、下限で二千五百七十円、上限で四千七百四十円。二十二段階、この内容も全部持っています。私も社労の委員ですからねわかつています。ただ、問題はこれをスタートしたときのベースが低かったんです。これは部長、そこを間違わないで。スタートしたときのベースが低かった。その後は確かに春闇、物価上昇でアップ率こう来ているんだけれども、九州、北海道等の限られた地域にこれが適用されるわけです。だから、やっぱり北海道で言えば、今まで少くとも炭鉱でその山が閉山して、直接間接に、現実にそのため犠牲になった関係の労働者については、黒い手帳は交付する、適用してやる、こういう措置をとってやらぬと、それこそあなた、労働省の立場からいっても、私は何も拡大解釈せいかそんなことを言つてゐるんじやない。弾力的に運用して最大限の措置を講じてもらいたい。

○政府委員(甘粕啓介君) まず最初の就職促進手当の問題でございますが、先生十分御存じのところ、これにつきましては雇用保険と同様に離職者の賃金に対応して決めてございます。それで、確

准といふものを上げていくということを一つは考えてもらいたい、これが第一点でございます。

それから第二は、これはあわせて申し上げますけれども、この範囲の問題なんですよ。就職促進手当の範囲、炭鉱労働者の範囲とは、これ私持っています。炭鉱離職者とは掘進、採炭、充てん、仕操り云々、全部私も炭鉱マンだからわかつていませんけれども、一番問題なのは関連企業なんだよ。ちょっと衆議院で出たけれども、もつと言ひますけれども、これは前は全部直轄でやっておつた。今はもう炭鉱経営を合理的にやらなきゃならないことで、どんどんとにかく廃止は分離しちゃうし、機械関係も分離して、鉱害関係も分離しろということでもって別会社にいっちゃんづいてるだけだ。以前は全部これ直轄としているんだよ、正確に言うと。労使が一致した考え方を持っておるわけだ。これが全部該当しているんだが、いるのですから。これが勝手に経営を維持するため万やむを得なく分離会社にいらっしゃっているわけだ。それで問題が起きてるわけだ。これ以前なら問題ないんだ。

私は時間もありませんからくどくは申し上げませんけれども、そういう範囲を弾力的に運用してもらわぬとなりませんよということを言つてゐるのです、はつきり申し上げて。そういうものはだめですと言ふんじやこれ問題が起るんだ。だから、少なくとも炭鉱でその山が閉山して、直接間接に、現実にそのため犠牲になった関係の労働者については、黒い手帳は交付する、適用してやる、こういう措置をとつてやらぬと、それこそあなた、労働省の立場からいっても、私は何も拡大解釈せいかそんなことを言つてゐるんじやない。弾力的に運用して最大限の措置を講じてもらいたい。

○政府委員(甘粕啓介君) まず最初の就職促進手当の問題でございますが、先生十分御存じのところ、これにつきましては雇用保険と同様に離職者の賃金に対応して決めてございます。それで、確かに先生言われましたように、上限を切つて頭打ちにしている。これはやはり雇用保険の提出制度と違いますという制度の趣旨論があるということです。私ども先生御承知のように毎年引き上げに努力してきました、六十二年度につきましても、二・四%の引き上げを予定しているところでござります。

そこで、もう少し工夫をしろというお話を始めます。炭鉱労働者の範囲とは、これ私持つて、地域手当みたいな、例えば北海道の場合は寒冷地手当というふうな御趣旨でござりますけれども、これはやはり前職賃金に對応して決定しているというふうな性格がございまして、雇用保険と同様の日額表を使つてます。それで、これはやはり前職賃金に含まれている場合には、それに反映されているというふうな仕組みになつてございますので、確かにこういう地盤手当というのも一つの構想でござりますけれども、今の制度の中では非常に困難な問題といふふうに判断してございます。

それから、二番目の炭鉱離職者求職手帳の発給対象者の範囲の問題でございます。

先生の言われる通り、そういう合理化過程などで、下請関連企業に分離されたという過程の中で、こういういわゆる黒手帳の発給の対象にならないという方が、従来に比べましてふえていくと、このことは事実承認してございます。ただ、これも先生の方が十分御存じだと思いますが、こういうことは、はつきり申し上げて。そういう意味で、下請企業のところにつきましては、やはりそういう職業の特殊性ということが大きな要因になつてございます。そういう意味で、関連下請企業のところにつきましては、基本的な坑内作業とそれに関連する工程といふことに絞つてゐるということで、どうしても黒手帳の対象から外されると、いうふうになつてございます。

ただ、私どもいたしましては、昨年十一月に石炭鉱業を不況産業ということで指定いたしました。その結果、不況産業からの離職者の求職手

帳、いわゆる黒手帳というふうに言つてござりますが、これが発給されるということになりましたので、これに伴いまして雇用保険の給付日数の延長あるいは求職活動費、移転費あるいは特定求職者雇用開発助成金、こういうものの支給の対象にならない関連下請企業のいわゆる坑内業務以外の方々にもこういう措置がとられるということになりましたので、こういう措置を活用をいたしまして、再就職の促進に全力を挙げたいというふうに考えてございます。

○対馬孝且君 部長の答弁もわからぬわけじゃな  
いけど、やっぱりただ絞っていくというこの範囲の限定だけでは困るんだよ。例えばここに三の項目あるでしょ。事務所、診療所、浴場、配給所、当該炭鉱に附属する施設における業務、それから石炭処理加工施設にわたって炭鉱に附属するものにおける業務、請負業者に雇用される者云々と、こうあるんだけど、これは以前は鉱業所で全部一括しておるんですよ、これ。請負だってそうですよ。今請負だって下請、孫請、組までいっているんだから。例えば三井建設がある。三井建設で一括取り仕切ったのが、今は全部その下請ができる、孫請までできているんだ。直轄で、掘進までやっているんだ、現実に。本来なら掘進というのは、坑内は坑内で作業ができなくなっているんだ。しかし、現実に今炭鉱が直轄ではできないから坑道維持のためにやっているんだ、これ。保安上問題があるんだよ、正確に言えば。

しかし、私はそういうことを知っているから言うんであって、だからあんたの答弁では、それだけではこれ解決しないんであって。だから、大臣これ聞いてわかると思うけれどもね。一応理解ある大臣だから、ひとつこの問題について、何も抜張せいと言っているんじゃない。こういう以前の状態からいけば問題がないはずなのに、今経営形態が全部分離しちゃってそうなっているものだから、以前だったらこの範囲では問題ない解決がでるはずなのに問題が残っている。まだその他

にやつぱり問題があるんだと。そこを私は個々のことを今ここで一々聞こうと思いません、大臣ですか。ひとつことは彈力的に、私が言っているように最大限確保してやるというような方向で、大臣これ検討してもらいたい。ぜひ善処してもらいたい、いかがでしょうか。

○國務大臣(平井卓志君) ただいまの御指摘でござりますが、黒手帳の範囲拡大という問題、私なりに今経過をお聞きして理解できるわけでござりますが、現状において黒手帳の範囲拡大というのは、部長がお答えしたようなことでなかろうかと考えるわけです。

ただ、全国的に非常に雇用情勢厳しい中で、特に北海道はもう申し上げる必要もないんでございまして、やはり非常に不況産業が集約されて、今後非常に深刻な事態になるという憂慮をいたしておりますわけでございます。特にこの炭鉱離職者につきましては、従事する業務の特性から考えまして再就職は極めて困難である。そういうことで、再就職の促進策を強力に推進する必要が最もある問題じゃないかと。一言で申し上げますと、こういふ観点から、今申されました御意見を十分に踏まえまして、それなりに対処してまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 大臣のお答えでございますので、ぜひそういうことで、大臣の認識がまさにそのおりでありまして、再就職が非常に困難だという実態。北海道はもう知っているとおりですよ。国鉄だ、やれ北洋漁業だ、今度は鉄鋼だ、造船などいうことで全くもう、この間、私室蘭に行つたんです。求人倍率は〇・一七ですよ、今室蘭は。大変なことになっている。私も十三日に行つてきたんです、現地調査に。そういう状況ですから、大臣認識されておりまでの、実態を把握をされております。このため、労働省としましては、既設の方を善処してもらいたいと、特に申し上げておきます。

それから次の問題は、これは今も出た問題ですが、原則として炭鉱に、再雇用をぜひしてもら

いたい、そういうことで、通産にもさつき話したわけですが、現地を中心に再雇用開発というものを企業関係で維持してもらいたい、このことを何回も強調してきたわけです。

そこで問題は、そう言ってみても、北海道的に物を言うと、やっぱり雇用の流れというのがありますね、平井労働大臣は何回も札幌へ行かれましてね、北海道へ行ってわかつておるんです。松岡事務次官も、私と去年一緒に北海道へ調査に行っていただいておりますので、非常に理解していただいているわけです。問題は、やっぱり札幌にどうして

もたまる。たまるというか、寄つてくる。それはなぜかというと、第三次産業が札幌に比較的あるのですからね、どうしても山はない場合は札幌に出る、あるいは江別、札幌郊外に移動していく。これはけしからぬというわけにいかぬのでね、どうしても。

ただ、そうなった場合に、体を隠すところがな

ければどうにもならぬ。大体札幌あたりでも、見ると、三次産業で、ビルメンテナンス業界の掃除夫とかあるいは守衛とか管理とか、そういうものが比較的多いですよ、流通産業ですから。したがつて、私は雇用促進事業団の宿舎を最優先にひとつ札幌は札幌近郊に確保してもらいたい。これはしばしば大臣にもお願いしておりますし、白井局長にもお願いしてきておりますけれども、何とかして労働省の方にも職業訓練問題について提起をして検討してもらいたいということを申し上げておきました。私は、何といっても、やっぱり炭鉱閉山ということになると、かなりこれ、町工場やなんかと違つて何百人ということがありますからお願い申し上げます。

それから、次の問題は職業訓練の問題で、かねて労働省の方にも職業訓練問題について提起をしておりました。私は、何といつても、やっぱり炭鉱閉山ということになると、かなりこれ、町工場やなんかと違つて何百人ということがありますからお願い申し上げます。

ただ、今後の問題といったしまして、今御指摘のございました移転就職者用の宿舎、雇用促進住宅でございますが、この建設につきましては、既設の住宅の活用状況並びに離職者の発生状況、これらを十分に考慮いたしまして、前向きに検討いたしたいと思っております。

○対馬孝且君 ゼひひとつそういう方向で、特にこの山と私は申し上げませんけれども、ことしは先ほど申しましたように、これは何とか避けてもらいたいというのがいまだに私の考えですけれども、どうしても避けられないとすれば閉山になれるわけでありまして、その場合、その時に対応したっておくれてしましますので、もうこれは北海道は十月になれば白いものが、雪が降つてくるという季節になりますので、今からそういう対応をぜひひとつ、大臣から前向きにお答えをいただきまして、取り組んでいただきたい、お願い申し上げます。

それから、次の問題は職業訓練の問題で、かねて労働省の方にも職業訓練問題について提起をしておりました。私は、何といつても、やっぱり炭鉱閉山ということになると、かなりこれ、町工場やなんかと違つて何百人ということがありますからお願い申し上げます。

ただ、今後の問題といったしまして、今御指摘のございました移転就職者用宿舎、これ約千二百棟、御案内のとおり約十三万戸でございますが、これを当面積極的に活用していただく、そういうことで離職者の

実は、総理の御意向もありまして、労働大臣、通産大臣から御指示いただきまして、二月の十

九日、北海道を皮切りにしまして、全国八プロックの雇用対策協議会に通産省の中川、小島両次官ともども出てまいりまして、昨日関東ブロックで一応終了したんです。その中で、いろいろな御要望もございましたが、特にやはり為替の安定の問題でありますとか、あるいは予算関係法案の早期成立でありますとか、内需の拡大でありますとか、各般の御要望もございましたが、特にやはり円高の影響を受けまして構造転換が予想以上のスピードで進んでいるという中から、産業間の移動に伴う職業訓練でございますね、これについての御要望も数々ございました。

労働省といたしましても、職業能力開発につきましては当面の大きな課題として位置づけて取り組んでおりますし、特に高齢化社会を迎えておるということもあるわけでありますけれども、三十万人雇用開発プログラムでもこれを一つの大きな柱にいたしております。

御指摘いただきました炭鉱離職者の職業訓練でございますけれども、これはもとより重要な緊急の課題として從来から取り組んでおることは御承知のとおりであります。この炭鉱の閉山に伴つて多数の離職者が発生する場合には、緊急能力開発対策といたしまして、公共職業訓練施設において既設の訓練科への積極的受け入れ、定員の拡大、特別講習の設定等により訓練の規模を彈力的に拡大することにしておりまして、これらによつても受講希望者のニーズを十分に満たすことがであります。この炭鉱の閉山に伴つて多くの離職者が発生する場合には、緊急能力開発対策といたしまして、公共職業訓練施設において既設の訓練科への積極的受け入れ、定員の拡大、特別講習の設定等により訓練の規模を彈力的に拡大することにしておりまして、これらによつても受講希望者のニーズを十分に満たすことがであります。

なお、御要望の臨時の訓練校設置につきましては、閉山に伴つて発生する訓練受講希望者の数、実施すべき訓練の内容、既設校への通校の利便等、個々の条件を勘案しつつ、現地の都道府県とも十分に協議した上で検討してまいる所存でござります。

労働省も最近努力しておることはよくわかるんだ

います。

○対馬孝且君 それで、松岡次官から今お答えございましたけれども、ぜひひとつ、これはどこだ、ことだということを言つておるんじやないんや。私は、少なくとも町ぐるみ、とにかく山が、城下町と同じで閉山をして閉鎖をしたと。そこは

全くもう壊滅的な打撃になるという場合は、これは実際これをやつてもらわぬと、これは短期ではなくて、私が特にお願ひしたいのは長期的に考えてもらいたいということである。例えば三年なら三年間考へてもらいたいということもあるし、それから、私もこの間北海道をずっと、函館は高等訓練学校見てきましたし、錢函も行つてきました。

○政府委員(野見山眞之君) 今御質問いただいた

けれども、何とかそこらあたりひとつ、これからこの科目の内容の充実、そしてこれが自分の将来の職業につながっていくんだと、こういう目的が当然だと思いますけれども、そういう実態になるよう職業訓練というものを充実してもらいたい。

これはいかがでしょうか。

○政府委員(野見山眞之君) 今御質問いただいた

とおりでございまして、私ども現在訓練科目について、産業界のニーズに合った形の内容に再編し

ているところでございまして、今回の炭鉱閉山に伴う離職者につきましても、地域のニーズに合つた形の職種等を中心に必要な受け入れ態勢を考えていきたい、かように考えております。

○対馬孝且君 今、野見山局長から答弁あります

が、そういうことで、職業訓練学校の実現方にぜひひとつ全力を尽くしていただきたいと特にお願いしておきます。

そこで、最後になりましたが、いわゆる緊急就

労、開発就労というのが九州にありますね。

これは北海道にないから言ふんでなくて、私の言いたいのは、とりあえず先ほど言つた一定の企業説教

とか一定の産業立地ができる間の暫定として緊

就とか開就ということは、これ九州も行つてきて

いるわけであります。現実に私も全部資料持つて

います。

よくいつもこれ言われるんだよ。北海道の国会

議員というのは、政治家というのはどうも能力な

いなど、能力のない国会議員が多いから、やっぱ

り結果的に開就、緊就できなかつたなんて指摘受

けるのは結構ですけれども、それは別にして、そ

う言われてもこれ仕方がないんだ。現実に緊就、開就が北海道にないだから、そう言わても私

もやむを得ないと思っているその一人であります

けれども、私はこの緊就、開就を今すぐどうだと

どうにもならぬわけだ。一定の訓練を受けた科

目によって、私なら私がそこに就職の道につない

でいる、ここに言ふまでもなく職業訓練学校

の意義があるわけであります、そういう意味で

考え方はないようあります。できるだけ避けた

いというのが率直な意見でしょう。

いずれにしても、大事なことは就職に結びつく

こと。職業訓練はしたけれども就職がないという

ことなどにもならぬわけだ。一定の訓練を受けた科

目によって、私なら私がそこに就職の道につない

でいる、ここに言ふまでもなく職業訓練学校

の意義があるわけであります、そういう意味で

考え方はないようあります。できるだけ避けた

いというのが率直な意見でしょう。

そこで、私は申し上げますけれども、それであ

るならば、現実に北海道の実体論として幾つかあ

るわけだ、これ。北海道には季節労働者というの

があつて、これは私もの問題を十年間手がけて

きたから、五十年から私これ手がけてきたの

で、それはそれとしてあるんだけれども、それと

は別に、山で例ええば企業誘致をする、はつきり

と言つて右から左へ来るわけじゃないんだから。今

一つありますよ、例が、ある目的でもつてやる

と。ところが来年の九月でなきやできないと言つ

んだ、九月でなきや。九月まであんただうやつ

て——雇用保険でつなげって言うでしよう、あなた

の方は。あるいは離職者求職手帳あるじゃないで

すかと、こう言うんだけれども、そういうもので

よ。汗水流して働きながら、一日も早く家族が一

緒に暮らすということ、こういうのが炭鉱労働者

の心臓なんだ、労働者は全部そうだけれども。

だから、その間暫定的にどういうふうに、雇用

保険の切れた段階で、あるいは再就職でくるまで

の間どうするか。そういう意味では、僕はこの開

発就労、緊急就労というの非常にやっぱりいい

アイデアだと思つてゐるんだ。私も九州に行つて

きただけでも、実態はそうなんだよ。ただ、あな

た方は、これは後からもう荷物になるからいやだ

というだけの話であつてね。だから私はこの点を

何とかひとつ、緊就、開就にかかる何らかのこと

を検討してもらいたいと。いわゆる雇用保険が切

れる、次の再就職につなげるための目的を持つた

ものは何かないかということを私は感じてゐるわ

けですよ。この点ひとつ検討してもらいたいと思

うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(甘粕啓介君) 先生の方から言つてい

ただきました、暫定的な就労の場ということでそ

ういう事業は考えられないかというお話をござい

ましたけれども、実は労働省いたしまして、そ

ういういろいろな失業対策の、国や地方公共団体

が失業者を直接吸収するということを目的とした

しました事業でございます。これを実施しておる

わけでございますが、これはすべて本來的には民間企業に再就職するまでの暫定的な就労の場を提供すると、こういう性格づけをいたしまして、そういう事業を行つておるわけでございます。

ただ、どういたしましても、そういう事業を興しますと、結果的には民間の雇用への就職ということが進まないし、それから暫定的ではなくてやはり長期化してしまう。そういうことで非効率の問題ですか、やっぱり失業者の滞留ということが結果として生じてしまったと。そういうことで、労働大臣の諮問機関でございます失業対策制度調査研究会の方から五十五年と六十年の二回にわたりまして、事業方式はとるべきではないといふことが指摘されておるところでございます。

そういう意味で、私も確かに先生のおっしゃるとおり、早く何とか民間の雇用の場をつくると、いうことが基本であるというふうに考えてござります。そういう意味では、通産省の方でもいろいろな從来の施策に加えまして新規の施策が考えられてございます。また、通産大臣の方からもそういうことが御説明ございましたけれども、私ども労働省の方といたしましても、特に雇用情勢が厳しい北海道、九州、こういうところを頭に置きまして、新たな雇用機会の開発をするという意味での地域雇用開発等促進法案、これを今国会に提案して御審議いただいているところでございます。これによりまして労働省の方といたしましても、そういう民間における雇用機会の場をつくるということを中心におこなうに考えております。

○対馬孝昌君 これで終わります。

今答えてありますけれども、部長の答えは私の考えていることは違つております、私はそこまでいく間の、ただこれ、通産省だとどうだとかということを言ふんじゃなくて、何らかの措置が、対応が必要だと、こう私言つておるんですから、それは時間があれませんから結構です。

大臣にこれあす、なお申し上げますけれども、

今度の地域雇用開発等促進法の中で、今私が申し

上げたような実態に即した現実的対応は、私はで

きると思ってるんですよ。きょうは時間がありませんからこの場で申し上げません。あす申し上げますけれども、それはどういうことかと申しますと、第三セクターというのが幸い今回の法案の中になりますから、その中で、最大限地元の実態に合った第三セクターによる雇用の開発あるいは伴う将来の雇用維持ということは可能だと私は踏んでおりますので、これもこれから基準がどうなるかということを、あす質問しなきやなりませんけれども、そこを含めて、今の趣旨を最大限生かすようにひとつ努力をしてもらいたい。

以上申し上げて私の質問を終わります。

○國務大臣(平井重志君) 御指摘のよう、北海道、大変な情勢でございまして、今御指摘のございました地域の開発等の促進法、これを認めいたいた後で、実態に即して実効の上がるような弾力的、機動的な運営ができるかどうかという点について十分検討させていただきます。

○対馬孝昌君 以上で終わります。

○委員長(前田勲男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時十三分開会

○委員長(前田勲男君) ただいまから商工委員会

を開いたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○伏見康治君 今の大臣のお話で、大体石油に関

りますと再度の石油需給の逼迫化が予想されております。また、日本の国は依然として脆弱なエネルギー供給構造を有する特殊の国でござります。

これが、何としてもセキュリティの確保を基本とし、エネルギーコスト削減への要請にも配慮しながら石油の安定供給ということを図つていかなきやならないというふうに思つております。

実かつ計画的に推進することによりまして、エネ

たしましては、商はわからないけれども工なら幾つかわかるということで入らさせていただいていたりお話しなんですが、きょうのお話は商の方が専らにA S E A N を回つてまいりまして、インドネシアへ参りました。

先生御承知と思いますが、インドネシアのエネルギー鉱山大臣をやっておりますスプロトという大臣、この人はO P E C の前の議長であります。私がいろいろ教えを講じたのですが、O P E C の中に二つの流れがあって、一つはイランを中心とした国々が当面十八ドルを目指すけれども、二十八ドルというものが目標であると、もとへ戻すと、またサウジ、インドネシア等は当面十八ドルというところで安定させたい。固定料金といいますが、固定価格で安定させたいということを言つておりますが、いろいろと話を承りますと、O P E C の中も、どうも必ずしも意見の一致を見ていない。ただ、生産なんかに対する削減でみずからを守るという点では一致はしておりますものの、将来展望というと必ずしも一致していない、そういうことも聞いてまいりました。

それだけに九〇年代を我々考えますと、やはりこれから石炭は日本のいろいろなエネルギー源の中はどういう位置を占めるかというお見通しをまず伺いたいと思います。これから石炭は日本のいろいろなエネルギー源の中どういった位置を占めるかといふお見通しをまず伺いたいと思います。

○國務大臣(田村元君) 近年国際石油需給は緩和基調で推移しておりますけれども、御承知のようになります。また、O P E C 地域における生産量の減退等もございまして、九〇年代になると生産途上国を中心とする石油需要が非常に増大いたします。また、非O P E C 地域における生産量の減退等もございまして、九〇年代になりますと再度の石油需給の逼迫化が予想されております。また、日本の国は依然として脆弱なエネルギー供給構造を有する特殊の国でござります。

が、何としてもセキュリティの確保を基本とし、エネルギーコスト削減への要請にも配慮しながら石油の安定供給ということを図つていかなきやならないというふうに思つております。

石油代替エネルギーの開発、導入あるいは省エネルギーの推進からなる総合エネルギー政策を着

ルギー制約の克服を図つていく所存でございますが、実は先般、私、日豪閣僚会議に参りました帰りにA S E A N を回つてまいりまして、インドネシアへ参りました。

先生御承知と思いますが、インドネシアのエネルギー鉱山大臣をやっておりますスプロトという大臣、この人はO P E C の前の議長であります。私がいろいろ教えを講じたのですが、O P E C の中に二つの流れがあって、一つはイランを中心とした国々が当面十八ドルを目指すけれども、二十八ドルというものが目標であると、もとへ戻すと、またサウジ、インドネシア等は当面十八ドルというところで安定させたい。固定料金といいますが、固定価格で安定させたいということを言つておりますが、いろいろと話を承りますと、O P E C の中も、どうも必ずしも意見の一致を見ていない。ただ、生産なんかに対する削減でみずからを守るという点では一致はしておりますものの、将来展望というと必ずしも一致していない、そういうことも聞いてまいりました。

それだけに九〇年代を我々考えますと、やはりこれから石炭は日本のいろいろなエネルギー源の中どういった位置を占めるかといふお見通しをまず伺いたいと思います。これから石炭は日本のいろいろなエネルギー源の中どういった位置を占めるかといふお見通しをまず伺いたいと思います。

○國務大臣(田村元君) 近年国際石油需給は緩和基調で推移しておりますけれども、御承知のようになります。また、O P E C 地域における生産量の減退等もございまして、九〇年代になると生産途上国を中心とする石油需要が非常に増大いたします。また、非O P E C 地域における生産量の減退等もございまして、九〇年代になりますと再度の石油需給の逼迫化が予想されております。また、日本の国は依然として脆弱なエネルギー供給構造を有する特殊の国でござります。

が、何としてもセキュリティの確保を基本とし、エネルギーコスト削減への要請にも配慮しながら石油の安定供給ということを図つていかなきやならないというふうに思つております。

石油代替エネルギーの開発、導入あるいは省エネルギーの推進からなる総合エネルギー政策を着

が、何としてもセキュリティの確保を基本とし、エネルギーコスト削減への要請にも配慮しながら石油の安定供給ということを図つていかなきやならないというふうに思つております。

私が特にエネルギー見通しでもつて石炭を早く

安樂死させた方がいいと考えるのは、つまり三、四年前には、これだけ円高になるというようなことを予想なさる方が極めて少なかつた状じやなかつたかと思うんですね。その当時でも、日本の石炭といふものは先行きが非常に危ぶまれていた状態なのですが、そこへ思いがけない変化が起つて、さらにまた悪いところへ追いやられてしまつたということではないかと思うんです。

そういういろいろな事情の変化ということを考えますと、究極においては就職させる者はできるだけ早く就職させてしまった方が、むしろそれに御関係の方々に余り惨めな思いをさせずに済んでしまって、早く別の職業に転換していただくという方の方がはるかに大事ではないかと思つているんです。その観点で、特に前川リポートというのが出ておりまして、日本のまたいろいろな国内の企業のあり方を議論されておるわけなんですが、その前川リポートと石炭政策というものはどんな関係があるのか、ひとつ聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(高橋達直君) 今御指摘のいわゆる前川レポートでございますが、総理の私の諮詢機関として御研究をなされまして、昨年の四月にレポートをまとめられたわけでございますが、その中でやはり、今後の我が国の産業構造が国際協調型に国際社会の中で対応していくためにはどうしても産業構造の調整を図つていかなければいけないという観点から、石炭についても、国内炭については大幅な縮減、輸入の転換を図るべきである、こういう御見解を述べられているわけであります。今回の八次政策、石炭政策でござりますが、これは通産大臣の正式の諮詢機関でございまして、昨年の十一月に答申を大臣あてにいたわけでございますが、審議会の審議に当たりましては、さきの前川レポートについてはこれを参考としつつ、審議会としては独自の審議、見解のもとにこれを取りまとめたという関係にあるわけでございます。

○伏見康治君 審議会としては独自の立場でもちろんお考えになつたのだと思うんですが、前川リポートの精神いうものは相当組み入れて取り入れられて結論をお出しになつたんだろうと思うんです。

この第八次答申というのを拝見いたしまして、まあこれは常識的な結論であろうとは思うのでございますが、ひとつ私として問題にしたいのは、五ヵ年というめどもつて一千トンの線へもつていくという、その時間の長さですが、私は先ほど申し上げたよろな理由から、またさらにいろいろな条件が変化してまいりますので、五ヵ年というはむしろ長過ぎる、例えば三ヵ年で一千トンへもつていった方がいいのではないかと思うんですが、そういう観点はどんなものでしょうか。

○政府委員(高橋達直君) 御指摘のとおり、前川レポートの趣旨につきまして、審議会でも参考にして審議をしました結果、その答申におきましても前川レポートのラインと軌を一にするという考え方でございまして、今回の国内炭の問題については、エネルギー政策上の観点と同時に産業構造調整の一環として位置づけるべきであるという認識をしておるわけでございます。

ところで、お尋ねの五年では長過ぎるのではないかという点でございますが、前川レポートにおいては、エネルギー政策上の観点と同時に産業構造調整の趣旨につきまして、審議会でも参考にして審議をしました結果、その答申におきましては、特に現在残つております炭鉱が主要炭鉱ですと、特に現在残つております炭鉱が主要炭鉱であります。一方でございまして、しかも釧路にございます太平洋炭鉱を除きますと、七つは空知地方に集中的に存在しているといふ状態でございまして、その地域の地域雇用への影響ということについて申し上げました。まさに現在残つております炭鉱が主要炭鉱であります。一方でございまして、しかも釧路にございます太平洋炭鉱を除きますと、七つは空知地方に集中的に存在しているといふ状態でございまして、その地域の地域雇用への影響について申し上げますと、人口が空知地方で五市一町で十三万人ございますが、その中で炭鉱に何らかの形で依存している関係者が約八万人ぐらい、それにおきましても、諸種の情勢から段階的な縮小はやむを得ない、しかしながら、その場合に、地域雇用に及ぼす影響に十分配慮すべきであるということがございまして、そのような地域雇用に与える影響の持つ意味合いを吟味いたしますと、答申にも言つておりますけれども、五ヵ年程度が適当であるという結論になつたわけでございます。

○伏見康治君 三年がいいか五ヵ年がいいかといつたような判断はもちろん経験豊かな方の判断で決まるところで、私なんかにはわかりませんのですが、私がただ申し上げておきたいと思いますのは、保護政策というものはしばしば逆効果を生むことがあります。つまり、むしろ非常に

厳しい条件を課すれば御當人たちが本当に突き詰められて考えて、転職なり何なりを本当に真剣にお考えになる、下手に保護するためにその真剣さがいるわけ足りないというようなことがしばしば起こります。がちでございまして、保護政策といふもののマイナスの面といふものもあると私は思うのでございまます。

○政府委員(高橋達直君) これは答申では、御指摘のとおり、まず第一に石炭企業あるいはそれを支配します親会社あるいは関連グループの自助努力を求めるわけでございます。石炭を取り巻く現状は極めて厳しいものがあります一方、生産にはどうしても外国に比べて高いコストがかかるわけでございまして、そのコストの切り下げにつけてます石炭企業関係者は努力をしなければいけないということでございます。

今回の八次答申におきましても、原則として今後価格は据え置きということが決められているわけでございまして、他方コストは年々上がっています。また、我が国の石炭鉱業の場合にはなかなか合理化の余地というものが見つけにくいわけでございまして、またそこに企業努力を一層導入していかなければいけないわけでございますが、いずれにいたしましても、石炭企業グループが最大限の努力をしていかなければいけないということになります。

また、一方におきまして、今回の方針に従いまして段階的に縮小していく場合には、どうしても規模縮小あるいは閉山という事態が出てくるわけだと思いますが、この閉山とか規模縮小についても、まず企業及び関連企業において最大限の努力をして、円滑なるその部分についての撤退をしていかなければいけないということで最大限の努力をしてもらいたい、こういう趣旨でございます。

○伏見康治君 自助努力の前半の方で、できるだけ仕事を合理化して少しでも費用の少ない、掛かりの少ない石炭を掘るべきであるという命題は、これはもう現実に合わなくなっているんではないかと私は思いますですね。

私が国会議員になりましたいきなり大きな事件でございまして、第八次答申の中に三つの柱が立ててございまして、石炭企業自身の自助努力、セル

にぶつかったのは石炭の山の大事故でございまし  
た。それがこの三年数ヶ月の間に三度も大きな山  
の事故が起つて、毎回百人にはならないにして  
も百人近くの何十人という方がお亡くなりになつ  
ているわけですね。つまり日本の山というものは  
は、余りにも無理なところを掘つているという現  
象ではないかと私は思うんですが、これから先さ  
らに掘り進めるとすれば、さらに費用がかかるこ  
とは目に見えて明らかだと思うんですね。ですか  
ら、そういう意味の自己努力でなくして、むしろ  
閉山してほかの方へ転換するという意味での自己  
努力というものを期待する方が私はまともではな  
いかと思うんです。

こんなことは話の種だけですけれども、夕張で  
は夕張メロンというものが大変はやつているそ  
で、つまりそういう意味の職業転換といったよう  
なものをむしろ積極的にお進めになるべきではな  
いか、そちらに重点を置くべきではないかととい  
ふうに私は考えたいのです。

その八次答申の三つの柱の中の二番目のことに  
ついてちょっと伺いたいと思います。

石炭が今日のような非常な不況に陥つてゐる一  
つの大きな原因は円高だと思うんですけれども、  
その円高で同じく苦しんでいる企業と円高でもう  
けている企業と両方あると思うんでござります  
が、この石炭の苦境を救つてもらうためには、同  
じ円高で苦しんでいるところをできるだけ解放な  
つてもらうというのは非常に自然な論理だと思  
うでございます。具体的に申しますと、鉄鋼関係  
に売りつけるのはできるだけ少なくしていただき  
くというのは非常に自然な論理だと思うんです  
が、その点いかがでござりますか。

○政府委員(高橋達直君) 今回の第八次石炭政策  
におきまして、御指摘のように需要家の協力を依  
然として求めているところでございます。しかし  
ながら、需要家の立場からまいりますと、企業經  
営のいかんにかかわらず、最も合理的な燃料なり

原料選択をするというのは企業の当然の論理でござ  
います。それに対しまして石炭政策あるいは  
エネルギー政策の觀点から、最小限度のぎりぎり  
の協力を各需要家に求めてきているわけでござ  
います。そういう中で特に今御指摘の經營環境が非  
常に苦しいと、鐵鋼あるいはセメントにつきまし  
ては、まさに先生御指摘のような方向で政策も考  
えております。六十六年度には最終的にこれら  
の国内炭の引き取りをゼロにするというふうにい  
たしましたのもそういう趣旨でございます。

○伏見康治君 また同じことを繰り返して申し上  
げますが、石炭産業に対する保護政策の中に、全  
体の流れとして経済情勢、世界情勢が、どんどん  
周辺の条件が変わつてゐるということをいわば無  
視して、昔ながらのやり方をただそのまま続けて  
いればいいという、何といいましょうかね、変化  
を避けてしまつて、すべて今まで繰り返したこと  
をただそのまま持続するといつたような、人間の  
これは本性かもしれないが、その線が強過ぎ  
て、情勢が変化したときにその変化に対して新し  
く対応するという、姿勢を変えるという、そういう  
面がどうも少ないような感じがいたします。そ  
ういう抽象的な質問をしてみても難しいと思うん  
ですが、ますなだらかな縮小ということと、それ  
から段階的な縮小という二つの言葉がござります  
が、これは同じ意味で使われているんでしょう  
か、どうでしょうか。

○政府委員(高橋達直君) 今回の八次答申の中で  
は、段階的縮小という言葉が使われておられます  
が、これは非常に自然な論理だと思  
うでございます。具体的に申しますと、鐵鋼関係  
に売りつけるのはできるだけ少なくしていただき  
くというのは非常に自然な論理だと思うんです  
が、その点いかがでござりますか。

○政府委員(高橋達直君) 石炭鉱業の場合には、  
鐵鋼工業の場合と違いまして、なかなか部分的に  
縮小していくことが難しい面がございま  
す。しかしながら、今回の対応におきまして、石  
炭企業においては部分的な縮小も合理化を考え  
たしましたのもそういう趣旨でございます。

○伏見康治君 また同じことを繰り返して申し上  
げますが、石炭産業に対する保護政策の中に、全  
て、先ほど来のお話で、地域に対する影響が大  
きいものでございますから、そのあたりを十分に  
考慮ながら、いわば段階的に企業がその經營の方  
針について将来を考えていくということでござい  
ます。しかし、状況によりましては、ただいま先生がお  
っしゃつたように、一ときに例え百万トンの規  
模の閉山も起つて得るということがあり得るわけ  
でございますが、そのあたりができるだけなら  
づかにするために貯炭買い上げというような制度も  
つくつていただきました。部分的に需給のギャップ  
を調整していくこうという考え方でござります。

○伏見康治君 先ほどの石炭の引き取りの話で伺  
うのをちょっと忘れてしました。鐵鋼関係の  
方の御相談があつて、とても八次方針で示された  
ような額は引き取れないという意味の意思表示が  
新聞の上では拝見したんですが、それは当局の方  
ではどう受け取つておられるか、そういうことにな  
なつても差し支えないのかどうかということをお  
伺いします。

○政府委員(高橋達直君) 一部新聞に報道されて  
おりましたような、六十二年度に鐵鋼の引き取り  
量を前年度の半分とするというような通産省への  
申し入れは一切行われておりません。そもそもこ  
の引き取り問題については、基本的には需給両業  
界で話し合つて決めるということになるわけでござ  
います。これから六十二年度の分の話し合いが  
始まるものと承知しておりますけれども、その際  
に、私どもとしてはやはり短期集中的な閉山は回  
避するという方向で話し合が行われていただ  
けりや私はいけないと思っていますが、そ  
ういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府委員(高橋達直君) 石炭鉱業の場合には、  
鐵鋼工業の場合と違いまして、なかなか部分的に  
縮小していくことが難しい面がございま  
す。しかしながら、今回のおきまして、石  
炭企業においては部分的な縮小も合理化を考え  
なさいますので、その協力はぎりぎりの協力になら  
ざるを得ないということでございまして、なかなか  
かその答えを一気に求めるのは難しいかと思うわ  
けでございますが、十分に需給両業界で話し合つ  
ていただきますと、必要があれば私どもまた乗  
り出しまして、適正な水準に引き取り量を決めて  
もらいたいと思つております。

○伏見康治君 それで、鉱山の方の都合と引き取  
りの方の都合とで石炭が売れないときに、それを  
引き受ける何か貯炭会社というのをおつくりにな  
るというお話でございますが、この貯炭会社とい  
うのはどういう趣旨のものであるか、ちょっと説  
明していただきたいと思います。

○政府委員(高橋達直君) 今回の八次答申におき  
まして、引き取りが漸減していく方向にあるわけ  
でございまして、他方、短期集中閉山を避けたい  
という趣旨から、生産の方はなだらかに落として  
いくということになりますと、一時的にどうして  
も需給ギャップが生ずるわけでございまして、そ  
の需給ギャップを解消するために貯炭会社をつくる  
ということでおきまして、各会社の一定の過  
剩在庫を貯炭会社が買い上げ、そして需給ギャッ  
プが解消した暁にこれを売り戻していくというこ  
とによりまして、生産と需要のトータルとしての  
ギャップを埋めていくこういう考え方でございま  
す。

○伏見康治君 一番最初に申し上げましたよう  
に、私は商売のことはわからないのですが、私の  
常識ですと、もしもそういう御趣旨のものでござ  
りますと、単に石炭の山を担保にして融資するとい  
うことで済んでしまうんじやないかと思うんで  
すが、どうでしょうか。

○政府委員(高橋達直君) 確かに、無利子の融資  
を各石炭会社に行うことによりまして貯炭のコス  
トは一部解消するわけでござりますけれども、そ  
のほかに管理費のようなものもかかるわけでござ

いまして、トータルとして非常に資金繰り及び山の経営に圧迫要因となるわけでございます。もう一つは、石炭業界として、やはり今回の需給ギャップというものは政策によって生じているという認識もございますし、また私どもとしても、需要業界が非常に厳しい状況の中でこういった方向を出してきたわけでございますから、政策的にも需給ギャップの解消に関与していくことが必要であるというふうに認められるわけでございます。業界の方からも政策的にこの需給ギャップに関与してほしいという希望があるわけでございまして、そういう観点から、NEDOが出資をする会社によって買い上げて需給ギャップを解消するということにいたしたわけでございます。

管理会社の管理費用は、もちろんもし必要であればそれは政府の方から徴収をした上で管理のコストに充てなければいけないわけでございますが、いずれにいたしましても、業界としては、政策の中で今回の需要の段階的な供給規模の縮小といふものが起こっているわけでございますので、新エネルギー総合開発機構という格好で政府が関与することで貯炭問題を解消してほしいという希望の中でのこの問題が進んでいるというふうに御理解いただきたいと思います。

○伏見康治君 一般的に申しまして、新しい制度といふものは余りつくらない方が私はいいと思うんですね。既存の制度の中のやりくりで済むことはそうした方がよろしいと思うんですが、今の貯炭管理会社が本当に管理面でも責任を負うと、ようになりますと、少し技術的な疑問が出てまいりますが、石炭の山は、ほうっておきますといふとだんだん酸化が起こりまして劣化してまいりまして、しまいには自然発火も起こすというようなことがありまするわけですね。うなことが起こると思いますね。そういうものが

起こらないようにするためにには、相当ちゃんとそれをしなくならないので、貯炭会社といつたような別の制度が面倒を見るということは、たった自然発火、あるいはもともと石炭の品質がどうも、需要業界が非常に厳しい状況の中でこういった方向を出してきたわけでございますから、政策的にも需給ギャップの解消に関与していくことが必要であるというふうに認められるわけでございます。業界の方からも政策的にこの需給ギャップに関与してほしいという希望があるわけでございまして、そういう観点から、NEDOが出資をする会社によって買い上げて需給ギャップを解消するということにいたしたわけでございます。

○政府委員(高橋達也君) 今回の政策におきましても、御指摘のように新しい制度をつくるという意味で政府がこれを買い上げると、そういうことはしていかないわけでございまして、あくまでも民間会社がそういう需給調整機能を果たす場合に、政府としてもNEDOを通じまして関与するという格好になつておるわけでございます。

しかも、御指摘のように、新しいものをつくる場合にはなかなかコストもかかるということです。さいまでの、ただいまの動きといたしましては、既存の会社を定款上拡大改組することによりましてその貯炭機能を果たさせようと、そういうことで動いておりますので、そういう意味でコストは余りかからないというふうに考えておるわけでございます。

○伏見康治君 ほうつてある山の劣化問題はどういうふうになつてますか。

○政府委員(高橋達也君) 在庫の管理につきましては、御指摘のような問題も出ますので、実際にこの貯炭管理会社が各会社の異常な在庫、過剰在庫を買い上げるわけでございますが、その管理につきましては委託管理と申しますが、会社の方から見ますと受託管理でございますが、実際には山元において各会社が受託しこれを管理して、そのような問題が起らぬよう措置していくこととしております。

六ヶ月の間に買い戻しができればよろしいわけですが、それを超えてまた異常貯炭といふことで会社が買い上げ、かつ各会社が管理するということになつた場合には、場合によつてはそ

の炭の品種を入れかえるというようなこともあります。しかし、いすれにしましても、そういう私是非常に面倒になるのではないかという問題をつきまして、政府としては、お金を貸したときの利子を補てんするとかなんとかというやり方で済むことじゃないかというふうに思つてます。

○伏見康治君 技術的な話がちょっと出ましたので、もう一つそちの関連で伺いたいことは、石炭そのものを燃料として売るんではなくして、石炭に加工をして付加価値をつけて、もっと高い製品にして売れば、原料がもう少し安い、高いといふ感じがいたします。そこで、もう少し高く売れるものをつくるという方向の技術的研究といふのはなされてゐるところで、その技術的研究といふのはなされてゐるんでしょうか。

○伏見康治君 ほうつてある山の劣化問題はどういうふうになつてますか。

○政府委員(高橋達也君) 石炭を原料といたしまして、これを化学的に変化させまして化学工業の原料とするということで、いわゆるC<sub>1</sub>化学のようないふうになつてます。それで、その分野についても、石炭の需要を拡大する、石炭の利用を拡大するという観点から、石炭にいわば付加価値をつけた格好で開発をしていくという研究がかなりなされておりまして、例えばCCSという分野がございまして、コール・カートリッジ・システムでございますけれども、いわばこれは石炭を微粉炭にいたしまして、缶詰に詰めるような格好で中小の工場のボイラーマーまで、炉前まで運んで、灰が出了らそれを今度はその缶詰に入れて持つてくるといふことで、いわば石炭の出前を可能にするような、そして中小工場が使えるような格好にしたらどうかということで、かなりそれも実用化の面に向かつて進んでおります。

そのほか、水にませたりあるいは油にませたりということで、いわゆるCWM、コール・ウォーターミクスチャ、それからCOMと言われる

コール・オイル・ミクスチャー、そういう分野についてもかなり実用化が進んでおりまして、またいろいろその他につきまして、かなり付加価値を高める研究が進んでおりまして、政府としてもこれに対して支援をしているところでございます。

○伏見康治君 今のような技術的な研究を大いにやつていただきたいと思うんですが、そして石炭が本当に売れるようになれば、いろんな問題はどんどん解消していくんではないかと思うんです。

また話がもとに戻るおそれございますが、最近私は、経済評論家の長谷川慶太郎さんが書いた「日本の革命」という本をちらつと見たんですが、その中で最初に出てくることは、石炭鉱山の運命とそれから非鉄金属の鉱山の運命と並べて議論をしておられる。石炭の方は政府が非常な、いろんな意味での庇護を与えてきたんですが、例えば住友の別子銅山なんというのは、別に余り庇護されずに閉山されていったと思うんです。その違いはどういうことであつたのか。何も保護しなかつた方は、何か非常にまずいことが起つたのか。その両者を比較して、つまり国の保護政策が本当に有効であったのか、自然にいわば任せておく方がうまくいっているのかという点について、実例についての御説明をひとつ願いたいと思うんです。

○政府委員(野々内隆君) 産業政策もやはり単独で存在をするということでなしに、どうしても歴史というものの尾を引きながら産業政策というの

が存在をしていくわけでございまして、石炭の場

合には、戦後復興期の傾斜生産と申しますが

か、どうしても日本にとって必要であるというこ

とで、国が先頭に立つて増産を奨励をし、そのための食糧の特別配給までやりながら増産をし、國

民経済の発展に寄与してきたという一つの歴史が

あるわけでございますので、今経済的に引き合わ

なくなつたからといって、直ちにさようならとい

うわけにもいかない。もちろん、その場合には地

域的な問題もあろうかと思つております。

他方、鉱山につきましては、財閥発祥の地といふところもございまして、かなり日本資本主義とともに発展をしてまいっております。たゞ、鉱山の場合も他の産業に比べましてかなりの政策というものが投入されておりまして、これは国内資源の有効活用あるいは地域経済への影響というところから、他の

産業に比べますと相当程度大きな政策が投入されています。例えば税制上減耗控除制度というような特別な償却制度がござりますし、それから新たに鉱脈を探し出すための補助金あるいは国による探査、それから価格が非常に低落したときには非常に安いコストの金利によります緊急融資制度、こういうようなものによりまして、他の一般製造業に比べまして相当程度の支援というものが行われていることは事実だと思います。

ただ、両方とも残念ながら最近の経済情勢の変化の影響を受けまして、徐々に撤退をしていくということが実情でございます。伏見康治君、その辺に何かやはり研究すべき大きな課題があるように私は思われますが、もちろん程度の差どは思いますが、国の保護のあり方について反省すべき材料がその辺に転がっているように私は思えてなりません。

○政府委員(高橋達直君) 石炭鉱業の場合には、特に最近におきまして海外炭との関係——昔は油との関係もあつたわけですが、競争力を失つてきている、国内炭が競争力を失つてしまっているということで、政策的にこれを存続、維持するためにはどうしても価格的な面で補整をしなければいけないという趣旨から、石炭鉱業合理化臨時

措置法の第五十八条におきまして、通産大臣が毎年審議会の意見を聞いて基準炭価を定め、その基準炭価で販売が行われるようにする一つの基準を決めておるわけでございまして、それと異なった価格で売られる場合に、必要と認められたときに是通産大臣から勧告をして、その基準炭価で販売するよう求めることができる制度になつております。

○伏見康治君 そうすると、その基準炭価を大臣が勧告したいたしまして、その基準炭価に従わずいろいろな取引をした人は罰せられるわけですか。どういうことになるんですか。

○政府委員(高橋達直君) 現行法上及び現在改正法をお願いしております合理化法の体系においては、勧告を行なうというだけでございまして、罰則はついてございません。

○伏見康治君 商の方のことは何も知らないで、素人の質問で申しわけないんですけど、こういうことは一種のカルテルといふんですか、いろんな会社が値段を相談して決めるというのに該当するんではないかと思うんですが、そういうことはないんでですか。

○政府委員(高橋達直君) あくまでも競争力がないという観点から政策的に諸種の要因を勘案の上、大臣が価格を決めて、その価格で取引をするということでおきますので、業者間の話し合いといふ意味でのカルテルとは違う分野の問題でござります。

○伏見康治君 業者間の取り決めということと、大臣がいわばそれを取りまとめるということの差がありますかね。

○政府委員(高橋達直君) 結果的には同じ効果にならうかと思つております。

○伏見康治君 また話を飛ばして申しわけありませんが、先ほどちょっと申し上げましたように、私が国会議員になつてから三回も石炭の山の大事故の話を聞かされまして、非常にショックを受けたわけでございますが、だんだんとにかく退却するというときには——人間前へ進むときには積極

的で、いろんなことに対してもちゃんとしたことをしていくと思うんですが、退却するときには、と

かく物事をなげざりにするおそれがある。それで、この退却の段階でまた大事故が起くるんではないかということをひそかに心配するわけでござりますが、そういう保安面では何か特別にこの際なさつていることがあるんでしょうか。

○政府委員(加藤昭六君) 第八次答申に盛られておりますように、保安の確保、これはもう生産の大前提でございます。特に今後は、石炭企業においては、労使一体となりました自主保安体制

の一層の整備が必要であろうかと思うわけあります。通産省といたしましても、保安技術の開発、推進、監督指導の強化をさらに図っていくわけですが、特に予算面では、六十二年度

予算原案におきましては、鉱山保安確保事業費補助金につきまして補助率の引き上げ、新規補助対象事業の追加など、予算の増額や充実を図つていただきます。

こうした点に対しましては、各鉱山ごとに保安計画の提出がございますが、各鉱山ごとの保安計画のチェック、巡回指導などを通じまして、例えば保安要員の適正配置、あるいは保安教育訓練の徹底などをきめ細かく指導を行なつていただきたいふうに考えております。

○伏見康治君 先ほど午前中の対馬さんの御質問の中に、試験炭鉱という言葉が出てきたんだすが、これは前にもこの席で申し上げたことがありますけれども、私が日本学術会議の会長をしておるところに、日本学術会議の中でもそういう試験炭鉱をつくれという議論がございまして、それで政府に対して勧告した経緯があるんでございま

す。例えばそういうようなもの、それは越前だけの話でござりますが、だんだんとにかく退却するというふうに考えております。

○伏見康治君 そこでお話を聞きたいと思いますが、これは前にもこの席で申し上げたことがありますけれども、私が日本学術会議の会長をしておるところに、日本学術会議の中でもそういう試験

炭鉱をつくれという議論がございまして、それで政府に対して勧告した経緯があるんでございま

す。例えばそういうようなもの、それは越前だけの話でござりますが、だんだんとにかく退却する

象にしてやるのではなくして、将来はほかの企業がどんどん国外に進出しているように、私は炭鉱というものの技術を持つた人が世界的に外へ進出していくということは十分考えられると思うんですねが、そういうときのいわば技術を涵養する場所といったようなものをつくっておくということは大変意味があることだとと思うんですけれども、そういうようなお考えはないんですか。

○政府委員(高橋達直君) まさに今回の国内炭生産を継続させる場合の意義の一つには、やはり炭鉱にかかる技術を有する技術者を涵養、温存していくということもあるわけでございまして、そういう観点から今後国内炭の生産の生産の中でも、そういう技術者の養成を行なっていくということに相なろうかと思います。

○伏見康治君 今の話をもう少し積極的に、前向きにやつていただきたいということを希望したいと思います。

もう一つ、閉山に伴つて危惧を感じますのは、山をたどぼうり出してしまいますというと、長い間にその周辺の土地に地盤沈下や何かが起りますとして、いわゆる鉱害——鉱山の害ですね、鉱害といふふうに考えております。

○伏見康治君 今の話をもう少し積極的に、前向きにやつていただきたいということを希望したいと思います。

もう一つ、閉山に伴つて危惧を感じますのは、山をたどぼうり出してしまいますというと、長い間にその周辺の土地に地盤沈下や何かが起りますとして、いわゆる鉱害——鉱山の害ですね、鉱害といふふうに考えております。

○説明員(鈴木英夫君) ただいまの先生の御質問でございますが、採掘に伴いまして、地表の状況によりましては確かに地盤沈下が起りますの

で、そういうことを事前に防止するため、極力採掘跡を充てんをいたしまして、地盤沈下を少なくするというような手立てがございます。このため

に私どもといたしましても充てん作業に対する補助金等を交付いたしまして、極力将来地盤沈下等が起こらないような採掘方式の研究というものを続けております。

○伏見康治君 今のお話の続きですが、いよいよ閉山をするというときは、もう山を経営する会社

の方はいわばお金がなくなっている状態だと思うんですが、そういうときに閉山に伴う特別な費用というものを調達する能力というのはあるんですか。

○政府委員(高橋達直君) 山がどうしても閉山に追いやられた場合に、その場合に鉱害が存するのをどのように処理していくかというようなお尋ねをどのようになりますが、もともとこの鉱害問題については、国土の復旧あるいは民生の安定という観点から行われておりますけれども、それでは常に長い経緯があるわけでございますが、昔は損害賠償に応ずるということで、いわば金銭で賠償をしてきたわけでございますけれども、それではやはり国の国土が効用を回復しない、あるいは民

生においても家屋がもとどおりにならないというようなことで、やはり全体としての効用を回復させる必要があるということから、単に損害賠償義務者でございます鉱業権者だけではなくて、国あるいは地方公共団体もこれに対応して助成をするということで今まで進んできているわけでございま

うことをまず伺ったわけです。

○説明員(鈴木英夫君) 現在、もちろん採掘方式あるいは地表の状況、炭層の状況によって異なりますけれども、充てんによりまして地表沈下が防

止できるというような可能性がありますところに対しましては、私ども鉱山保安確保事業費補助金というものがございまして、その補助金によりま

して保安工事の補助をしております。この保安工事の中に、充てんについても補助金の対象になる

ことにしておりまして、企業がこういう充てん工事を積極的にやるように促進策を講じているところでございます。

○伏見康治君 通産の方はそのくらいにいたしまして、労働大臣の方へ質問いたしたいと思いま

す。閉山に伴つて、第八次答申で幾つかの鉱山が閉鎖されると思いますが、それに伴つてたくさん

離職者がが出る。その数等についての見通しはどういうふうになつておりますか、お伺いいたしま

す。

ただいまお尋ねの、閉山時ににおいてそのような問題が起つたときにはどのように対処するかと

いうことにつきましては、その閉山を行つた企業が依然として存続し、かつ有資力である場合には、一義的には企業にその責任を求める、国及び地方政府がこれに対応して助成をする。ただ、閉山した場合には、その会社が消滅あるいは無資力にならぬ、これが全体として國または地方公共団体でカバーせざるを得ないとい

うことでこれまで対処しているところでございま

す。

ただいまお尋ねの、閉山時ににおいてそのような問題が起つたときにはどのように対処するかと

いうことにつきましては、その閉山を行つた企業が依然として存続し、かつ有資力である場合には、一義的には企業にその責任を求める、国及び地

方公共団体がこれに対応して助成をする。ただ、閉

山した場合には、その会社が消滅あるいは無資力にならぬ、これが全体として國または地方公共団体でカバーせざるを得ないとい

うことでこれまで対処しているところでございま

す。

○伏見康治君 鉱害というときに、お話を後始末的な鉱害と、事前に鉱害が起らないようにする話と、ちょっとこんがらかたと思いますが、私が先ほど申し上げた質問は、事前に、掘つた穴を全部充てんして陥没が起らないようにするのにそれぞれ費用が必要です。その費用を国が例えれば援助してあげるというようなことが可能かどうかとい

辺の過去の実績をちょっとお知らせ願いたいんで

す。

○政府委員(甘粕啓介君) 私どものこの法案がで

きましてから今まで、昭和六十年度まで約二十三

年程度ございます。三十七年度から六十年度まで

でございますが、この間に約二十万人の方が離職

してございます。これに対しまして、私ども安定

所紹介による再就職者は約十五万人でございま

す。それから、会社あつせん、自己就職あるいは

自営、帰農あるいは年金等により引退という人た

ちが約五万近くございまして、そういう意味では

かなりの再就職対策が進んでおり、効果を持つて

いたんじゃないかというふうに考えてございま

す。

ただ、先生、私どもの今回の臨時措置法につきましては、単純延長であるということで、施策の

目標が立てられておりまして、これから具体的な、どういう格好で閉山が行われるかということ

は、これから需給両業界の話し合いによりまし

て、それぞれ出でてくると思います。したがいまし

て、私どものところでは、とりあえず予算措置といたしまして、六十二年度につきましては二百万

トンの減産が行われたということを前提にした予算措置をとっているところでござります。

○伏見康治君 今度提出されております法案を拝

見いたしますと、要するに単に時間的に延長して

いるだけのよう思えるんです、つまり内容的な

変化がないと思うんですね。ということは、今までこの法案でやつてきた実績が満足すべきもので

あります。そのため、どうぞよろしくお願ひいたしたい

と思います。

○伏見康治君 これまで終わりたいと思いますが、最後に大臣

がお見えになつておられるので、その点に關

して離職者が出て、それの救済的なことがうまくい

うふうにお考えになつておられるのか。その

さいまして、各國、先進國におきまして、國が保護政策をとった産業、企業が必ずしも長期的に見て栄えておらないという一面を私は否定できません

といいますけれども、この昨今の情勢から考えますと、やはり当面する經濟の最大の課題が

雇用問題は、限度を越します

いたしまして、世界的な經濟の流れの中でのまこと

に大きい転換期であろうか、このように考えてお

りまして、特にこの雇用問題は、限度を越します

ると社会不安につながるという非常に重大な要素

を持ておりますので、単なる産業に対する保護

政策というまたその反面、相当程度の雇用対策と

いうものは國が責任を持ってやっていかなければ

ならぬ、このように考えております。

○市川正一君 既に十三都道府県で知事選挙の火

ぶたが切られております。ただいま一齊地方選挙

の真っただ中であります。そこで売上税問題

をめぐって自民党を巻き込んだ日本列島騒然たる

状態だと私は思います。同時に、円高問題、それ

に基づく円高不況、深刻な倒産、雇用不安、これ

また国民の重大な関心事になつております。

議題になつております石炭問題ともかかわり合

いことを手直しして、より有効な救済手段を講じ

ていただきようにお願いしておきたいと思います。

相手の事情は同じであつても、それに対応す

るやり方といふものは絶えず発展すべきものだと

思えますけれども、実は私どもの再就職援助対策

につきましては、法令には関係ございませんが、

省令等におきまして就職支援金の増額あるいはそ

のままでは、昭和六十年度に一千五百トンという格好に

内容等につきまして特段変わっていないんではないかというふうに御認識されているというふうに思えますけれども、実は私どもの再就職援助対策

につきましては、法令には関係ございませんが、

省令等におきまして就職支援金の増額あるいはそ

のままでは、昭和六十年度に一千五百トンという格好に

内容等につきまして特段変わっていないんではないかというふうに御認識されているというふうに思えますけれども、実は私どもの再就職援助対策

につきましては、法令には関係ございませんが、

省令等におきまして就職支援金の増額あるいはそ

のままでは、昭和六十年度に一千五百トンという格好に

内容等につきまして特段変わっていないんではないかとい

うふうに思つておられるので、その点に關

して離職者が出て、それの救済的なことがうまくい

うふうにお考えになつておられるのか。その

点に關しては、まだお答えになつておられません。

○國務大臣(田村元君) 結論から申しますと、十

四時現在で百四十九円四十銭でございますから、異常な円高と言わざるを得ません。

この円高問題について、もう既になぜ起こつた

か、あるいはどういう経過で来たかということは

もう皆が知り尽くしていることでございますか

、それはまあ私ども答弁が長くなることでござ

りますので御遠慮申し上げますが、何といまし

ても、今日この円高によつてあらゆる企業、とりわけ製造業、特にその製造業の下請をしております多くの中小企業が非常に経営に苦しんでおりまつ。収益減から今後雇用問題等がさらに深刻になるとは当然想定されるわけでございます。企業の対応が崩れて、対応が著しく困難となつて、雇用、地域経済に与える影響が一層深刻なものとなるとともに、私どもが今進めております構造調整の円滑な推進が妨げられるということもまた予想されるところでございます。

今申し上げましたように、きょうは現在値百四十九円四十銭でござりますが、去る二十四日には百四十八円四十銭という史上最高値をつけたわけであります。とにかくこういう円高は避けて、我が国産業が全体として健全な発展が可能となるようないレベルで安定することが必要でございます。いわゆるG7で合意されました点を申し上げますと、我々が何を期待しておるか、それは協調介入、それからまた去るG7におきましては從来ない政策協調というものが合意せられました。日本に与えられた義務といいますか、日本がよつた義務といいますか、これは内需の拡大であり、そしてまたアメリカは財政赤字の改善、産業競争力の強化というものがしょわされただけであります。日本や西ドイツは大いに内需を拡大するといふことでございます。こういうわけでございますので、私どもはG7の合意を忠実に実行していくことによつて円高を回避しなければならない、各國の経済先進国の仲のいい協調といふものを実現しなければなりませんが、それも内需の拡大なら、国内の景気を増進せしめる、活性化させることもまた内需の拡大でございます。

私は昨日、衆議院で申し上げたのでありました

が、総合経済対策を講じようということではあります

が、本来、この総合経済対策といふものは、予算が成立した時点の経済情勢を踏まえて策定さ

れるべきものであるかもしません。予算案の審議中は無用の論争を避けようとするのもわからぬ

ではありませんが、今は、言うなれば昔の古い言葉で言えば、非常時といいますか、ですから緊急

避難をしなきゃならない。そのためにはこの総合

経済対策といふものを予算案の審議と並行してで

も作業を進めていくべきだ、それもより大きな、

予算案といふものははけしからぬじやないかという

ような御論議は与党、野党を通じて私は恐らくな

いられないだろう、それだけの良識はあるだろう。

それと切り離して、とにかく緊急避難の行為とい

うものをしなきゃならぬことは、皆がそれは合意

してくれるだろうと、このように思うので、これ

を強く私はこれからも推進していかたい、このよ

うに考へております。

なお、百七十円プラスマイナス十円、これは經

済ファンダメンタルズの状況、あるいはインフレ

率から見た購買力平価、そういう点から見て、私

は今もって自分の意見は正しいと信じております。

そしてまた先般のG5、G7のときの為替レート、これをあの当時の周辺というところで安

定させようという合意、あるいは昨年の官澤・

ペークーの共同声明といふものとの整合性を著し

く欠いておるとも思つておません。私は百七十円プラスマイナス十円、特に百六十円ぐらゐは、

かつて企業が覚悟をして、そのための合理化を図

つたというぎりぎりの線じゃなかろうかといふ

うに思つております。

○市川正一君 私は、急のために申しますが、百

七十四円プラスマイナス十円といふのが妥当だとい

う意味で言つてゐるんぢやなしに、その田村大臣

の所見からしても、今の事態はまさに異常中の異

常、大臣のお言葉をかりれば、まさに非常事態だ

といふ認識を聞いただけであります、だ

とすると、私は從来の円高対策を今ここで抜本的に

拡充する必要があると思うんです。それは、予

算がどうのこうのといふことよりも、具体的に例

い・ドル売りといふことは目に余るもののがござい

ます。ただ、自由主義経済でござりますから

社会主義経済でございましたら、これは命令で

しつといけるでしようけれども、自由主義経済で

ござりますから、經濟の、つまり商売のやり方に

対して犯罪的なもの、今ある法律に違反する犯罪

が、大臣の所見、エネ庄長官でも結構です。

○政府委員(野々内隆君) 確かに、投機筋の円買

い・ドル売りといふことは目に余るもののがござい

ます。ただ、自由主義経済でござりますから

社会主義経済でございましたら、これは命令で

しつといけるでしようけれども、自由主義経済で

ござりますから、經濟の、つまり商売のやり方に

対して犯罪的なもの、今ある法律に違反する犯罪

が、大臣の所見、エネ庄長官でも結構です。

○政府委員(野々内隆君) エネルギーの安全保障

というものをどのように考えるかといふのが基本

的であるうかと思つておりますが、これはやはり

多様なエネルギーが供給可能な状態になるとい

うのが適当であろうかと思つております。特定なエ

ネルギー、例えば石油に六割も七割も依存をする

というのはそれ自身不安定でございましょうし

また石油につきましてもその大半を現在のよう

中東という地域に依存をするというのもまた不安

定であるうかと思つております。したがいまし

て、私どもはいろんな種類のエネルギーをいろん

な地域から供給を受けることによつて、全体とし

てセキュリティを確保するというのが望ましい

口を広げずに絞つて、ひとつその点いかがですか。

○市川正一君 大臣もやはり目に余るものがある

と、こうおっしゃったのは非常に重要な見解とし

て受けとめておきます。

私が言つているのは法的権力云々じゃないし、

字を言つたら大変なことです、それはそれとし

て、とにかく思い切つた対策を講じなければなら

ぬという点では全く同感でございます。

○市川正一君 きょうはそれが本論ではございま

せんので、前へ進めたいと思うんです。

やはり、思い切つた措置という点で言います

と、私はもちろん長期的なこともありますし、短

期的なこともあります、基本的に私は日

本の大企業の国際競争力の強さと、いうものの秘密

といいますか、その源泉には、国際水準に比べて

顕著に劣悪な日本の労働条件、ここに労働大臣そ

の他いらっしゃいますけれども、そういう問題、

あるいは下請企業に対するいろんなわびいじめ

ですね、そういうものに対する規制などが必要な

んです。

今非常に注目されているのは、最近の動向から

あるいは下請企業に対するいろんなわびいじめ

ですね、そういうものに対する規制などを必要な

んです。

今非常に注目されているのは、最近の動向から

あるいは下請企業に対するいろんなわびいじめ

ですね、そういうものに対する規制などを必要な

んです。

問題は、この円高が、実は今ここで審議いたし

ておりますところの石炭対策の上で重大なかわ

り合いを持つているという点であります。私、エ

ネルギー政策を考える場合には、重要な一つの見

地として、自主的な供給基盤を確保するとい

うことをやはり軽視してはならぬと思うんで

す。そのためには我が国の民族的資源である国内炭を守

り、これを積極的に活用することがエネルギー政

策の一つの大きな柱になると思うのであります

触れ、時に触れ、またいろいろ御所見を承りたい

と思います。

問題は、この円高が、実は今ここで審議いたし

ておりますところの石炭対策の上で重大なかわ

り合いを持つているという点であります。私、エ

ネルギー政策を考える場合には、重要な一つの見

地として、自主的な供給基盤を確保するとい

うことをやはり軽視してはならぬと思うんで

す。そのためには我が国の民族的資源である国内炭を守

り、これを積極的に活用することがエネルギー政

策の一つの大きな柱になると思うのであります

触れ、時に触れ、またいろいろ御所見を承りたい

と思います。

と思つております。

国内炭につきましても、一つの供給ソースであるという観点からいえば、セキュリティー上意味があるというふうに考えておりますが、それも余りにも大きな格差があつて、それが安全保障のコストと言ひ得る程度であるかどうかという点もまた考えなければならぬと思つておりますが、今現在私どもは五年後一千万トンという規模が日本のエネルギー安全保障上意味のある規模であると

いうように考えてエネルギー政策を進めておりま

す。

○市川正一君 としますと、伺いたいんですが、石鉱審の答申は、国内炭について「産業構造調整の一環として取り組むべきである」と、こう述べております。先ほども前川リポートの話が出ましたけれども。ところが、一方では今エネルギー長官もおつしやつた、おおむね一千万吨の供給規模という数字を挙げております。これは両立するんだろうか。要するに一千万吨というこの供給規模を守れるんだろうかということを私問題を持つんですが、その点確認いたしておきます。

○政府委員(高橋達直君) 御指摘のように、今回の石炭政策におきましては、産業構造調整上の側面も注目しながら審議会で検討したわけでございまが、当然のことながら、エネルギー政策上の観点も十分に考慮して検討した結果、段階的縮小やむなしということで一千万吨というのが出てきたわけでございまして、依然としてエネルギー政策上、エネルギーセキュリティー確保の観点から、国内炭は相応の役割を果たしているという認識が審議会の検討で行われてきたところでござります。

残念ながら、従来に比べますとその役割が変化しているという結果、一千万吨になるわけございまして、この一千万トンを達成するため、石炭企業の努力だけでなく、需要家の協力、政府の支援ということで達成をする方向が出されておりまして、また私どもとしてもこれは達成しなければいけないというふうに思つております。

○市川正一君 ところが、答申を見ますと、国内

炭生産のあり方について従来は生産を前提にした需要確保、こうあつた。ところが今度は需要動向を十分勘案した生産体制。まさに私は百八十度、コペルニクス的転換だと周うんですが、さらに答申作成の過程で、鉄鋼業界が不當にも行政指導に反して基準価格の三分の一に当たる海外炭並みの価格しか払わないという実力行使をいたしました。また、電力業界その他に引き取り難色が示されました、あるいは石炭業界は平均して「トン当たり九百円の赤字の上に原料炭は一千円、一般炭は五百円、それぞれ現行の価格から差し引くことにして、向こう五年間、経費上昇が予想されるにもかかわらず据え置く等々の経過と内容をたどっております。

○市川正一君 としますと、伺いたいんですが、答申によれば、長期的に操業を継続し得る炭鉱として三つの条件を挙げていますね。「(1)経済性を勘案した炭量からみて長期的な安定供給が可能であること、(2)保安確保を前提として、採掘条件等からみて合理化の余地が大きいこと、(3)経営の彈力性を期待しえること」、こういう条件を挙げているんですねけれども、これに該当し得るところは一体どこなんですか。我々が伝承するところによれば、太平洋、タヒューでそれを認めております。こういう状況で、重ねて聞きますが、供給確保は保証をできるのかどうか、この点を伺いたい。

○政府委員(高橋達直君) まさに御指摘のようないくいうことを乗り越えて石炭企業が利益を確保することはほとんど至難のわざと言わざるを得ぬのであります。現に有吉石炭協会会长もインタビューでそれを認めております。こういう状況のなかどうか、この点を伺いたい。

○政府委員(高橋達直君) まさに御指摘のようないくいうことを乗り越えて石炭企業が利益を確保することはほとんど至難のわざと言わざるを得ぬのであります。現に有吉石炭協会会长もインタビューでそれを認めております。こういう状況のなかどうか、この点を伺いたい。

○政府委員(高橋達直君) まさに御指摘のようないくいうことを乗り越えて石炭企業が利益を確保することはほとんど至難のわざと言わざるを得ぬのであります。現に有吉石炭協会会长もインタビューでそれを認めております。こういう状況のなかどうか、この点を伺いたい。

は、これを六百円、四百円という水準でございま

すが、これは減産をした場合の減産に伴うコストの大半をカバーできるものというふうに思つてお

りまして、企業経営これまでも苦しかったわけでございますが、今後の経営上の問題としては、例えはそいつた対策などを含めて何とか企業がイ

バラの道を歩んでいくものというふうに考

えています。しかも三つの山の中に入っている三井三池を

一月末に年間出炭量四百五十万トン、これは我が国最大のものですが、これを三百五十万トンに、原料炭を中心に百万トン減らすという大合理化計画が発表されています。そのため現有の四

山、三川、有明、この三鉱のうちの四山鉱を閉鎖して、そして下請も含めて三千七百五十名の人員整理を行う。それでも採算がとれなければ三川鉱も閉鎖するということも伝えられているという状況であります。

しかも御承知のように、三井三池は原料炭の炭層が上にあるのですね。そして一般炭の炭層が下にある状況ですから、原料炭の採掘をやめますと三井三池、松島油島、この三鉱ぐらいではなくうかと言われているんですが、いかがでしようか。

○政府委員(高橋達直君) 答申におきましては、確かに今後長期的に継続して操業できる要因として、今先生がおつしやられた三つの点を挙げておりますが、同時に答申におきましては、最近の新しい状況を踏まえて経営者がみずから経営の方針を決定しなければいけないといふうにも述べております。立ち入ったことで恐縮であります。

○政府委員(高橋達直君) 他のいろいろなフレームができたわけでございまして、そのみずから経営の方針を決定する場合の考慮要因として、長期的に継続的に操業する場合にはその三つの要因がありますよということをうたつておるわけでございまして、そのみずから経営の方針を決定する場合にはその三つの要因があ

思つてございます。

○市川正一君 ただ、こういう三つのメルクマールがちゃんとやっぱり出されているわけですね。しかも三つの山の中に入っている三井三池を

でございまして、私が、先日行ってまいりましたが、これは北海道に青別と砂川という三つの炭鉱を持っています。その三つをどうやつたら一番新し

て、三井三池すら全山閉山という事態に追い込まれざるを得ないというようなもとで、繰り返しておるわけでございまして、私たちもいたしましては、今度の八次策の答申をめぐる需給両業界の話し合いその他いろいろなフレームができたわけでございまして、そのフレームを前提にいたしまして今後の予算案あるいは法律案のもとに、何とか一千万トンの体制は確保できるというふうに考えております。

○政府委員(高橋達直君) 残念なことに、それが要因がない場合には、勇断をもつて閉山することも場合によつては考

えなければいけない。その場合には、雇用地域の問題は十分考えるようにといふ流れになつておるわけでございまして、その長期的に継続して操業をする企業が具体的にどこであるのかということは、企業の経営判断の問題でございまして、私どもから申し上げることは差し控えさせていただきたいと

になります。そのような決まりました事実はまだないということ

でございまして……

○市川正一君 決定はしていないけれども、腹づもりはあるという意味ですか。

○政府委員(高橋達直君) 三井石炭鉱業株式会社でございますが、これは現在三池のほかに北海道に青別と砂川という三つの炭鉱を持っています。その三つをどうやつたら一番新し

い事態に対応できるかということについて鋭意研究中でございまして、現在のところ結論出ていません。しかしながら、先ほど申し上げておりますように、企業のそういう合理化努力、需要家のぎりぎりの協力を加えて、政府の支援によりまして、私たちとして何とかこの一千万トンの体制ということで、重ねて申し上げたいと思うのでございます。

○市川正一君 先ほど安樂死させるという見解が野党委員から飛び出しましたが、私はそういう見解は絶対にとりません。そのことを明確にした上で、しかし今やろうとしていることは、まさにその道をたどろうとしているものであるということを指摘せざるを得ぬのであります。

現にこれは朝日新聞の去年の十一月十三日付の記事であります、電力業界の首脳に対しても、自民党石炭対策特別委員会の代議士から「心配することはない。(政策期間中に) 石炭は自然に閉山して、引き取り量で電力側が悩まなくて済む」と耳うちされた」というふうに、これはごらんになつたと思うんです。こういうことが報道されています。そうすると、一体安樂死なのか自滅なのか、これは別として、そういう一服盛りつもりなのかどうか、これはひとつはきり伺いたいです。繰り返して伺っているのはその点なんです。

○国務大臣(田村元君) だれがそう言つたのかわかりませんが、それが石炭政策を遂行する極要な立場にある者の発言ならこれはコメントの対象になりますけれども、無責任な立場にある人間の無責任な発言に対して通産大臣が責任を負う立場にはございません。

○市川正一君 とにかく、自民党的な立場でございませんが、それが石炭政策を遂行する極要な立場にある者の発言ならこれはコメントの対象になりますけれども、無責任な立場にある人間の無責任な発言に対して通産大臣が責任を負う立場にはございません。

これは、まともに機能すれば一定の役割を果たすこととは私考えられるんですが、国内炭の引き取りを拒否あるいは決つております鉄鋼、電力、セメントなどの需要業界にとっては、逆に安心して引き取りを拒み、過剰在庫を発生させ、そして石炭管理会社に買い取らせることができるよう、逆用といいますか、悪用する危険性を感じます。私は、これを防止するために、例えば需要業界にも出資されることも含めた適切な措置が必要ではないかと思うんですが、この点どうでしよう。

○政府委員(高橋達也君) 石炭会社につきましては、需給ギャップを一時的に解消するということで今度の八次策の目玉になつてあるわけでございまして、これが実現するといふふうなことは、確かに企業の経営の健全性というのを確保しなければならないわけでございまして、買ったものは必ず売り戻して廃分をしていかなきゃいけないわけですから、そうした場合に、当然のことながら毎年の需要家に対する引き取り量というのが大きく影響していくわけでもあります。それで、決してこの会社が買えば物事が解決するということではなくて、最終的には需要家に買つてもらうことによって石炭会社の経営も成り立つわけですが、基本的な問題としては、十分需要業界が話し合つて毎年の引き取りを決め、その引き取り量がどの水準になるかということです。そこで、私はどちらともしては、ただらかな縮小に向けて何とかその水準が保たれるよう見守つてまいりたいと思っております。

○市川正一君 いわゆる経済性だけで石炭から輸入石油に転換していくた、例の六〇年代のエネルギー政策、その破綻は二回の石油危機で明らかになりましたが、これを今度は石炭の分野で繰り返そうというものを私は指摘し、同時にこういう問題が労働者の雇用対策を一層切実、深刻なものにしておるという問題に触れたいたいります。幸い労働大臣並びに次官が本

ねけれども、自民党さんの方のことは、もう一つ、私この際確かめたいのは今回の改正で加わりました石炭管理制度の問題であります。

院御出身でありますので、積極的な御答弁を期待しているわけであります。大変お待たせいたしました。

私は、まず労働大臣に伺いたいんです。

が、離職者法に基づく対策はもちろんそれ自体必要な対策ではありますが、現在実施されているものは、高度成長期の対策のいわば延長でありました。しかし、今日は一定の職業訓練をすれば就職につながるというような容易な雇用環境にないことをなってきているというふうに私は思います。その際、炭鉱から退職されてもすぐに就職できるような状況にないという場合に、例えば公共事業的な雇用機会を積極的に創出するといふふうなことが、私は考えてみると、あるいはこの点労働大臣の大いに意欲的な御答弁をまず伺いたいと思います。

○國務大臣(平井卓志君) かわるべき公共事業、適当なものをやれないか、こういう御指摘でございましたけれども、午前中も御答弁申し上げましたが、このたびの雇用不安といいますか、これは世間と形が基本的に異なつておられます。これは世界的な経済の流れで貿易摩擦等々、円高から端を発して今日に至つておる。その内容を検討してみると、单に石炭のみでございませんで、従来の構造不況業種、さらには輸出関連企業、こういうところ、一口に申し上げて、特定の業種また地域によって非常に大きい不安が集中しておるということです。いろいろ法案をお願いいたしておりますけれども、私ども地域雇用の開発等の促進法案、またこのたびの炭鉱の離職者法の延長等々すべて事態を変えてやつてはどうかというふうな御指摘もございましたけれども、やはりこの際、労働省もございましたけれども、やはり先ほど通産大臣もお述べになりましたように、基本的には為替の安定という前提を失いますと、すべて後手に回ってしまう。

ところが、この為替問題の安定というのが私どもの知識では大変厄介な問題でございまして、当然内外ともに要求されております当面の日本経済においては、もうこれもまさしく発想を変えていたしましては、もうこれもまさしく発想を変えた抜本的な内需拡大をやらなければいかぬといふふうなことが当然ベースにございまして、そういうふうな中でこそ初めて環境整備、失業給付、いろんな援助等々の対策が生きてまいるわけでございます。

いま一言申し上げますと、この内需喚起というのはことし言われたわけでございませんで、昨年も言われておられましたけれども、なかなかこの内需の中身をどうするか、効果的な中身はどうかということになりますと、やはりその地域の特性に合つた公共事業、これまた傾斜配分等も効率的働くような公共事業、これまで傾斜配分等も考えながら、これはもうめり張りの効いた抜本的な対策をとるといふふうな中で実効ある方法を考えていくのが当面の一番有効な方法じゃなかろうか、こういうふうに私は考えております。

○市川正一君 残念ながら時間が参りました。めり張りが余りないのでまとめて残念なんですが、最後に、この閉山に伴う問題は地域全体の対策、これがやっぱり非常に求められると思う。

そこで松岡次官にお伺いしたいのですが、次官は山口県の光市長の経験もあります。企業は経済性だけで転出できますけれども、それに依存している自治体とか地域住民は動くわけにいかぬわけです。逃げられぬわけです。そうすると、自治体にとってはその住民の雇用とか生活をどうして守るかということは切実な問題だと思うんです。しかも、これは炭鉱だけでなしに鉄や船にしろ一緒です。

松岡次官がおられた山口県の御出身の光も新日鉄がございます。この新日鉄が、最近高炉の休止なりますけれども、無責任な立場にある人間の無責任な発言に対して通産大臣が責任を負う立場にはございません。

打つということが今特に必要だと思うんであります、そういう地域経済の実情にもお詳しい松岡次官の御所見を伺つて質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○政府委員(松岡清壽男君) 御指名いただきましで大変光栄であります。

御指摘のように非常に厳しい状況であります。先ほど触れましたように八ブロックそれぞれかやはり地域の住民をその地域で就業させたい、しかし実際それ個人個人は円滑なやはり職業異動というものを希望する。そういう中で、それぞれの地域の地盤沈下というの非常に厳しい状況であるということを感じたんです。

しかしながら日本の雇用政策とすることは、私も昨年OECの労働大臣会議に行きました。先ほどより地域の地盤沈下というの非常に厳しい状況であるということを痛切に感じたんです。しかし現実は大変壮大な実験をやろう、いわゆる経済の構造を変えていくという大きな問題があるわけですね。ですから、やはり雇用対策も、もちろん我々としては万全を期していくけれども、経済政策と産業政策とこれをマッチングさせていかなければいけないという問題が一つござりますね。それともう一つは、やはり今度も四全総、新しくつくりつあるわけでありますけれども、それぞの日本のブロックごとにどのような役割を果たしていくかという視点がないといけないと思うんです。

そういう角度から、我々いたしましても地域の実情、それから国は国レベルで、先ほど田村通産大臣御指摘のように、最近はよく通産、労働、運輸各省の連携をとつておりますし、今回も地域の雇用対策協議会では、府県知事のほかに国の出先機関全員集まって意見交換をいたしているわけです。ですから、国と地方自治体が十分な意見交換をしながら、また国レベルでも相互の連携を密にしてこの困難な事態を乗り切っていく、それに英知を結集していくくという姿勢が私は大切だと、

その骨になる今後の国土の開発ということについては、やはり四全総で多極分散型国土づくりといふことをやっておるわけでありますけれども、これから地域経済はどうらかというと公共事業に依拠している部分もあるわけでありますから、そういう国際公約である内需の拡大という問題、社会資本の整備、公共事業の充実、そういう視点にも目を向けながら共同作業を進めていくことが必要であろう、かよう考へておるわけであります。

○井上計君 重要な問題点等については、もうほぼ質疑が尽つくしておるようになります。若干重複する面もあるうかと思いますが、二、三お伺いをいたします。

第八次政策では、この五年間に原料炭をゼロにするというふうなことになつておるようになります。先ほどエネルギー安全保険政策上、原料炭をゼロにしても将来問題はないのかどうか、まずこの点をお伺いいたします。

○政府委員(高橋達直君) 御指摘のように、今までの八次石炭答申の中で、最近の石炭鉱業をめぐる現状から見ますと、まだ将来にわたつて展望いたしますと、どうしても段階的な縮小をしていかなければいけないということでございまして、特に経営環境の悪い鉄鋼業界等が使用します原料炭については、六十六年度にゼロにするということにしておるといふことでございまして、そのかわりといたしましては、六十五年度までは引き取りを継続するということです。後確実に進んでいくものと承知をしております。

○井上計君 大臣のお骨折りでそのような確約をされたおるということで、大変結構でありますけれども、これはひとつユーザー業界にとってもかなり負担の重い今後の問題として残つていくであろう、こういうふうに聞いておりますので、一層のまた御努力をお願いをいたしたい、こう思ってございます。

そこで、先ほどもちょっと同じような質問が出ておりますけれども、国内炭の一千万トン体制がこの第八次政策によつてできた場合、それは恒久的政策として考えていいのかどうか、あるいはいたしますと、政治的にも安定した地域でもございますし、供給上の問題もさしてないということございまして、そういう面でのセキュリティも十分に確保できるものと考えております。

○井上計君 ユーザー業界の中には、特に鉄鋼業

界のように、構造不況さらに円高不況等によつて非常に苦しい状態に落ち込んでおるということでありますが、特に鉄鋼業界はユーザーとして、苦境の中にかわらずいろいろと問題があつたよう

ありますけれども、特に大臣の大変な御努力でありますけれども、特に大臣の大変な御努力であります。したがいまして、一千万トン体制というのも、その五年間に一千万トンに持つていくとい

うことでございまして、その後の事態につきましては、答申にもございますように、その時点においていろいろな情勢を勘案しながら、政府において適正な生産水準のあり方について検討するということです。そこでございまして、その時点において国内炭の持つ意義がいかなるものであるか、あるいはユーザーに対する負担がどのようなものであるか、それから国内炭と海外炭の価格差はどんな状況になつてゐるか等々、総合的に勘案して決められることがあります。

○井上計君 おっしゃることはよくわかるんですよ。よくわかるんですけど、山に働く人たちにとっては、六十六年度にはゼロにするということです。しかし、七人委員会の中の中立委員の方々がおつくりになりましたあつせん案、これを需給両業界の代表が受諾をするという格好で合意ができたわけですが、その中に六十六年度にはゼロにするという表現がございまして、そのかわりといたしましては、六十五年度までは引き取りを継続するということです。後確実に進んでいくものと承知をしております。

○井上計君 大臣のお骨折りでそのような確約をされたおるということで、大変結構でありますけれども、これはひとつの業界にとってもかなり負担の重い今後の問題として残つていくであろう、こういうふうに聞いておりますので、一層のまた御努力をお願いをいたしたい、こう思ってございます。

そこで、先ほどもちょっと同じような質問が出ておりますけれども、国内炭の一千万トン体制がこの第八次政策によつてできた場合、それは恒久的政策として考えていいのかどうか、あるいはいたしますと、政治的にも安定した地域でもございますし、供給上の問題もさしてないということです。そこで、先ほどもちょっと同じような質問が出ておりますけれども、国内炭の一千万トン体制が

いている人たちに対し、ある程度心の準備ができるよう政策を、政策の変更といいますか、そのような状況の変化、推移等を以前に知らしてあげるような、そういうことが今後やはり必要ではなかろうか。過去の例から見て、明らかにそういうふうなことについて、聞いておる山の人たちは大変な不安を現在でも持つておる、こう思っていますので、大いにひとつ御留意をいただきたい、こう考えます。

さてそこで、貯炭管理会社に対して無利子融資を六十二年度は五百三十億を実施というふうなことになっておりますけれども、聞くところによると、現在既に貯炭量六百万トンぐらい、こう聞いておるんですが、五百三十億円では実は足りないんではないかという気がするんですが、どうなんでしょう。五百三十億円程度の融資で現在の石炭業界の苦境が乗り切れるのかどうか、どのようにお考えかお伺いいたします。

○政府委員(高橋達直君) 現在のところの貯炭水準は三百九十万トン程度でございまして、これに要する費用としていわば企業が負担をしておりますが約六百億円という格好になつております。もちろんこの中には適正在庫の分も入つてゐるわけございますが、これを百二十万トン分といたしまして、二百六、七千万トンが現在過剰在庫となつておるわけでございます。これに予算上はさらに六十二年度に百万トンを買上げるというふとにいたしまして、五百三十億の資金が必要だらうということでございます。需給両方の状況を見込んでまいりますと、まずこの五百三十億あれば大体通常の想定される事態には対処できるものと考えております。

○井上計君 八次策で閉山する炭鉱がかなり出てくるわけでありますけれども、先ほどからこれもお話をありました。問題は、閉山された地域等は何といつてもやはりその後の問題が、先ほど同僚市川議員からも御質問がありましたけれども、企業は会社を閉鎖することで終わりでありますが、働いている人たちの雇用の問題、どうしても

その土地から逃げることのできない中小企業、地域の人たちに対する政策は、ただ単に石炭政策という面で、狭いと言うとしかられるかしれませんが、そういう狭い視野で考えるのではなくて、これは国全体の産業政策、社会政策というふうな観点でとらえていかないとなかなか解決しない問題、また重大な問題であろうと、こう考えるんですが、特にそれらの地域の中小企業者というのは、事実上ほとんどが廃業せざるを得ない、廃業しても実は行き場がない、生活の糧がないというふうな人が既にもう閉山された地域等々では起きたつありますけれども、よほど思い切ったそのような地域振興政策を広い視野でとつていかなくちゃいけないと、こう考えます。

これは一番その中心になるのは何といつても通産省であろうとこう考えますけれども、具体的に当面どのようなものをお考えであるのか、将来的にはどういうふうな方向に行くべきだとお考えであるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(高橋達直君) 先生御指摘の事態を私ども非常に心配しておりますのでして、地域住民、中小企業の方々、閉山によりまして大きな影響をこうむるわけでございます。

緊急対策につきましては、何と申しましても雇用確保の対策でございまして、これには緊急的に

公共事業を集中発注するとか、あるいは企業誘致をするとかというようなことでございまして、高島町の場合は最もそいつたことで、政府関係の公共事業も高島町に対しまして、全体の規模では約二十億円を各省が見積もつていただきまして、数年間にわかつて実施することでございますが、一つは、企業誘致につきましては、閉山を行なう企

業の責務も監督していかなければいけないわけ

ございまして、そういう観点から企業を奨励いたしますと同時に、政府としても地域振興整備公団

などを活用いたしまして企業誘致に努めていきました。中長期的な対策でございますが、これは即効性がなかなかないわけでございまして、地道的な努力を重ねていくしかないわけでござります。

また、中長期的な対策でございますが、これは

だらもつともつと思い切った施策を講じなければ

だめだ。

そこで、企業誘致と言つたって、仮に北海道の夕張にしてもあるいは炭鉱地九州にしても、あるいは高島町にしてもそだと思ひますし、あるいは造船の広島県のあの因島にしても向島にしても、そう簡単に地域を再び安定させような企業が今は情勢の中ではあるはずがないんです。またある

はずがないわけですね。だから、新しい企業といいますか、新しい地域開拓策というの、これは必ず個人の考えですが、現在と将来を考えるときにレジャー基地以外はない。

だから、幸いにして國としても、総合保養地域整備法案というのを今度建設委員会で審議することになりますけれども、例えて言うと高島町あたりは、あそこを徹底的にそういうふうなもの投資をしてレジャー基地にすれば、かなりいろんな観光客を誘致できる地理的条件がある。あるいは造船の町と言われる因島にても、そういうふうな、例えば觀光資源に転換できるようなものが

ありますね。北海道の夕張でも、私よくわかりません、これは対馬先生がおられますけれども、造船の町のようないいものを作つたとしても何にして言つて、あそこでメロンを少々栽培したとしても何をして

船等についてもそうなんですか、もうそなれば、ただ単に炭鉱だけじゃありません、造船等につけても、それで、博物館等々はそれほど多くの觀光客を誘致することはできませんが、仮に例えて言うと、あそこの地形を利用してアメリカの西部の町のようないいものつくつて、そうするとまた

だから産業振興政策等々の狭いものでなくして、もっと大きな大々的なものを、これはただ単に通産省ということよりも政府自体がそういうものに積極的に取り組んで、それについて予算は、

らそういうふうな地域がかなりふえるんではないかと思うんですね。それがいわば各省厅持ち寄りで、高島町についても二十億円というお話をす

が、二十億円というのを言い方悪いですが、あの島、あの町全体のこれから問題を考えるときに

は、二階から目葉程度ですよ、実際問題として。だからもつともつと思い切った施策を講じなければ

もう当然のことながら建設国債を発行する。重点的なそのようなものをひとつ考えていくということをこの際思い切ることが、内需の拡大からいつでもあらゆる面からいつても必要な時期だ。従来の固定した政策じゃなくて、思い切ったそういうふうな政策を立てていかなければ、炭鉱の閉山の問題もあるいは雇用の問題も、いろいろな問題がんけれども、大臣にこの際大いに骨を折っていたなかなか解決しない。五年、十年かけて徐々にやるというような問題とは違うわけですから、そういう面で特に、これは大臣どうお考えか知りませんけれども、大臣にこの際大いに骨を折っていた大きく以外に方法はないと思うんですけれども、大臣、どうでしよう。

○國務大臣(田村元君) 御承知のように、一般的な中小企業対策はもちろんあれですが、それなりの法的措置その他いろいろとやっておるわけで臣、どうでしよう。

今お話を承って非常に感銘を深くしましたが、確かにレジャー基地あるいは観光的な発展といふことはすばらしいアイデアだと思います。その土地、土地の特殊性がございましょうから、その特殊性に合わせる、また、もちろんそれは政府や国会から押しつけるというのではなくして、地元の自發的な意識で自分たちのニーズに合っていくようなものを作る。それに対して政府なりあるいは地方公団体なり、とりわけ観光の、金融機関を含む関連グループですね、これが思い切ったお手伝いをしていく、これはもう必要なことだと思います。

それに付けても、政府といいましても、通産省、労働省だけできることではないんで、各省政府に協力を求めなきやならない。例えば西部の町を実現するにしてもあるいはすばらしいレジャー施設をするにしても、その施設だけいいというわけでもない。それにはアクセスをどうするかという問題がござります。そうなれば建設省にお願いしますけれども、現時点で考えまして、いしなきやならぬとか、いろいろとあるわけでございます。

しかし、いたしましても非常に示唆に富んだ御提言でありまして、これはもうまじめに受けとめて、早く私自身から各省にお願いをしたいと思いますが、それにしても、地元が声を上げてくれませんと、——さっきお話を二人からあつたわけですが、夕張メロン、あれも僕は先般夕張メロンを九州で食べてびっくりしたんですけども、宮崎へ行きましたときに夕張メロンが出まして驚いたんですが、あの夕張メロンからとりますブランデーというのがまたいけるんですよ、いや本当に。ああいうのを、それは生産量に限界もあるでしょう、それから夕張以外でつくつたら何にもならぬわけなんで。けれども、それにしてもいろいろな知恵を集め合うということはとってもいいことだと思います。

○井上計君 私は、実はあしたの産業構造転換円滑化法の審議の中でも、特定地域の不況対策すべて関連するわけですから、そういうふうな、今申し上げた意見を申し上げようと思つておつたんですが、きょうはたまたま申し上げたんです。今大臣おつしやったように、通産省だとあるいは厚生省だと労働省だけの問題ではありませんので、政府全体の問題としてこのような問題をどう解決するか、そのためには何が必要か、どうすべきかという、言えば特別に何か閣僚連絡会議なりあるいは別個の各省から出た専門家によつてプロジェクトチームをつくつて、本格的にそういうふうなことも検討すべき時期、またそういうことを検討してもらおうことが、それらの地域の人あるいは不況業種で働いて、将来に不安を持つておる労働者の人たちに対する何か希望を与えるということもなろうかと考えますので、ぜひ大臣にお考えいただきますようお願いします。

そこでもう一つ、最後はこれは質問ではなくて意見を申し上げるんですが、その前に石炭部長にお伺いしますけれども、現時点で考えまして、再来年度、六十三年度の輸入石炭の予想量は大体九千万トンぐらい、炭価が平均七千円ぐらいとするところ、今の計算でいくと総額六千三百億円程度、それから国内炭が千三百万トンぐらいで炭価が二万五千元平均とすると二千七百億円程度になる、これが安いですか。だから、炭価からいうと輸入炭は七千円に対して五百、三百五十円しかかからぬわけですね。国内炭は二万一千円ですから五千円かかるわけです。ますます格差が開いてくるというふうになりますし、同時にそれは市場開放の問題からしても、いろんなことで問題が起きてくる。

それで、私が申し上げたいのは、国がここまで努力をし、また企業もあるいは労働者もいろんな人たちが大変な、それこそ血のにじむような努力をしておる政策と逆行するような政策であるといふことなんですね。これはただ石炭政策だけじゃありませんで、昭和四十年代からやつておる中小企業の近代化、合理化政策も、やはり専業化する、分業化するというふうに国の従来の政策と逆行する。それが多段階的な調税方式でありますから、分業化、専業化した方が損だということになると、石炭政策が、こういう状態の中でさらに売上税問題が出てくると、ことわざに最も恥ずかしい、やつてはいけない行動のことわざとして、表現が悪いかもしれません、首つりの足を引っ張るとか、おぼれる犬に石をぶつけるなんということがあります、そうとは言いませんけれども、私は大変危惧しておるわけです。言いいかえますと、石炭政策が、この売上税導入によって出てくるといふことなんですね。そういうふうに国の従来の政策と逆行する、すなわち整合性が全くないような問題がこの売上税導入によって出てくるということを私どもは大変危惧しておるわけです。言いかえますと、石炭政策が、この売上税導入によって出てくると、ことわざに最も恥ずかしい行動のことわざとして、表現が悪いかもしれません、首つりの足を引っ張るとか、おぼれる犬に石をぶつけるなんといふことになるわけですね。

だから、この百三十五億円の売上税が果たして今のような需給の状態からいってユーザーに転嫁できるのかどうか、転嫁するするとユーザーはもつともっと困るということになるであろうし、転嫁されなければ、今の石炭産業、会社の状況からして、これは先ほど来事実上赤字になつておるということからしてさらに赤字が膨大になつて、さらに政府の補助金を多く必要とするということになるあります。それから冒頭申し上げたように、売上税の問題について、通産大臣あるいは労働大臣の御所見を伺うことは、これはもちろん今申し上げませんけれども、そういうふうなことも御参考にしていただきながら、やはり大臣として今後の売上税の問題、特に通産省も売上税の問題等についてはやはり役所の立場で、あるいは大臣の立場で、あることは党の立場で発言できないというお気持ちわかれますけれども、十分ひとつそういう面についても御考慮をいたしかねないかねであろうと、

外れてない数字ではないかと思います。  
○井上計君 いや、いいんです、まだ今これは予算と関係ないから。通産大臣も一体井上何を言うのかと思って首をかしげておられるようですが、これは意見ですからもう答弁は、恐らくしてください」といふふうなことになりますし、同時にそれは市場開放の問題からしても、いろんなことで問題が起きてくる。

これは安いですか。だから、炭価からいうと輸入炭は七千円に対して五百、三百五十円しかかからぬわけですね。国内炭は二万一千円ですから五千円かかるわけです。ますます格差が開いてくるといふことになりますし、同時にそれは市場開放の問題からしても、いろんなことで問題が起きてくる。

それで、私が申し上げたいのは、国がここまで努力をし、また企業もあるいは労働者もいろんな人たちが大変な、それこそ血のにじむような努力をしておる政策と逆行するような政策であるといふことなんですね。これはただ石炭政策だけじゃありませんで、昭和四十年代からやつておる中小企業の近代化、合理化政策も、やはり専業化する、分業化するというふうに国の従来の政策と逆行する。それが多段階的な調税方式でありますから、分業化、専業化した方が損だということになると、石炭政策が、この売上税導入によって出てくるといふことなんですね。そういうふうに国の従来の政策と逆行する、すなわち整合性が全くないような問題がこの売上税導入によって出てくるということを私どもは大変危惧しておるわけです。言いかえますと、石炭政策が、この売上税導入によって出てくると、ことわざに最も恥ずかしい行動のことわざとして、表現が悪いかもしれません、首つりの足を引っ張るとか、おぼれる犬に石をぶつけるなんといふことになるわけですね。

だから、この百三十五億円の売上税が果たして今のような需給の状態からいってユーザーに転嫁できるのかどうか、転嫁するするとユーザーはもつともっと困るということになるであろうし、転嫁されなければ、今の石炭産業、会

これは意見として、要望として申し上げておきます。お答えはもちろん求めません。以上で終わります。

○木本平八郎君 今、井上議員からいろいろ話がありまして、私も井上さんと本当に全く同じスタンスなんです。同じ意見なんです。したがって、もう質問する必要もないかもしれませんけれども、極めて重要なポイントなものですから、しつこいようですけれども、お時間をいただいていろいろ基本的な問題に立ち返って意見を交わしたいと思うわけです。

それで、私けさほどからのいろいろ皆さん御議論を聞いておりまして、去年、おとし私はやはり石炭問題を何回かあちこちで取り上げているのですが、その時分から見て全然進歩していないというか、事態が全然変わっていない、むしろ悪化しているというふうに思っていますけれども、多分この法案、この後可決されれば本会議でも通ると思うんです。通つて、さてそれじゃ一年後にこの石炭業界がどういうふうになつていると長官はいわゞねーションを持っておられるか。あるいは五年後にはもう長官やつておられないかも知れないけれども、少なくとも五年後に石炭業界が自立できるような状況になるとなお考えになつていてどうか、その辺からまずお聞きしたいわけです。

○政府委員(野々内隆君) 自立と申しますのは、

一切の支援がなしに経営が可能であるかという意味であるとすれば、そういう状態にはならないであらうと思います。やはり石炭のみずからへの努力と、需要家と政府の支援のもとに成り立つであろう。そしてそのためのコストというのがエネルギー安全保障のためのコストである、こういうふうに考えております。

○木本平八郎君 今おっしゃいましたエネルギー安全保障のコストだと、この点は私非常に大事だと思うんですね。これに焦点を当てて後の議論を展開したいと思うんですけども、その前にお伺いしたいのは、この趣旨説明で、今度の八次計画の五年目の、最終年度ですね、一千万トンの規模

だというふうにここで言つておられますね。この

一千万トンというのは一体どういう理論的な根拠なのか。今まで二千万トンだったから何とかで半分とか、何とかのフィーリングで一千万トンとかね、業界のことを考えたら一千万トンぐらいが必要だらうというふうなことなのか、それとも今おつしやったエネルギーの安全保障という点から考えて、日本の現在の石炭鉱業あるいは産業あるいは経済全体で、こういう計算に基づいて一千万トンが必要であるというふうな根拠なのかどうか、その辺はいかがですか。

○政府委員(高橋達直君) 今回の新しい石炭政策の立案に当たりましては、まさにそういう問題が検討されたわけございまして、現在の状況及び将来の展望に立ちますと、やはり国内炭の量といふのは現在よりも段階的に縮小していくなければいけない、せざるを得ないという状況にあるといふまず定性的な議論があつたわけでございます。

その次に、それでは一千万トンのはどういうところから出でてきたかと申しますと、これはいわば理論的な数字ではございませんで、その国内炭を支える三つの柱、すなわち石炭企業の努力、需要家の協力、政府の支援、そういうそれをこの柱から出てまいります数字がこの一千万トンということになるわけでございまして、より具体的に申上げますと、やはりユーザーの中で非常に経営環境の厳しい鉄鋼、セメント等につきましては今後協力をすることでも、国際競争その他を考えますと、六十六年度にはゼロとせざるを得ないということであります。なぜ石炭産業を置いておかなければいけないかという理由が二つ通産省から説明を受けていると思ふんです。一つは、まずどういうことについては、なぜ石炭産業を置いておかなければいけないかと、何かの芽は残しておかなきやいかぬと。どう

とでございます。

○政府委員(高橋達直君) この八次政策の期間においては、現在の規模から一千万トンに段階的に縮小していくくと、その時点まで総合的に状況につきましては、その時点で総合的に状況を勘案して決めていくという格好になっております。

○木本平八郎君 まさにそういうことだと思う

と

度しつゝ練り返したいんですけども、それはちょっととまづ置いておきましたが、私が前にお聞きしていることは、なぜ石炭産業を置いておかなければいけないかという理由が二つ通産省から説明を受けていると思ふんです。一つは、まずどういうことについては、なぜ石炭産業を置いておかなければいけないかと、何かの芽は残しておかなきやいかぬと。どう

具体的には、供給の安定性あるいは市場の多角化の一端を担う、さらにオイルショック等の緊急時の場合に国内炭というものの存在が非常に有効であるというような観点、さらに技術の問題といふようなことから、エネルギー・セキュリティの観点から国内炭を残すということでござります。

具体的には、供給の安定性あるいは市場の多角化の一端を担う、さらにオイルショック等の緊急時の場合に国内炭というものの存在が非常に有効であるというような観点、さらに技術の問題といふようなことから、エネルギー・セキュリティの観点から国内炭を残すということでござります。その考え方は従来と今回の八次策において、その考え方は従来と今回の八次策においても変わりないわけでございますが、今回変わつておるのは、国内炭を残すということでござります。この点で置いておかなきやいかぬといふことから、意義はあるものであります。段階的につれて、その考え方は従来と今回の八次策においても変わらないわけでございますが、今回変わつておるのは、国内炭をめぐる環境がいかにも厳しくなってきておりまして、御案内のように海外炭との価格差が三倍にも達するという状況の中で、需要家も経営環境が非常に厳しくなつておるところから、意義はあるものであります。段階的にこれを縮小せざるを得ないといふことでございまして、その縮小の程度が需要家のそれぞれのぎりぎりの協力ということで一千五百トンというのを出でますと、おおむね一千五百トンになると、そのものは残していくといふことが一つ。ああいう技術も一たんなくしてしまつたらもうこれ復活させるのは大変だと、したがつて残せるものは残していくといふことが一つ。それからもう一つは、やはり将来どういうことと規模に合わせて供給の規模を決めてきたといふことが出てきているわけでございます。

はゼロになりますが、逆に六十五年度までは苦し  
い中でぎりぎりの協力をしていたただくということと  
になるわけでございまして、ひとり電力だけでは  
くて鉄鋼、セメント、紙パ、化学、そういうたん産  
業もござりますので、三倍あります。

○木本平八郎君 各業界に協力を求めるという点もこれ極めて重大なんで、後から問題提起したいんですがね。

のようなエネルギーのセキュリティーという、安全保障というのはいかにも言葉としてはもつともらっしゃいんだけれども、この問題を議論するには少し弱過ぎるんじゃないかなと思うんですね。エネルギーのセキュリティーの問題なら、いやまた海外炭買えばいいじゃないかとか、あるいは原子力だつて何だつていいじゃないかとか、いろいろあって非常に弱い。それで、やはり根拠があるとすれば、先ほどのような技術の保存の問題と、それから産業の芽というのはつぶすわけにいかないといふことであれば、私はこれは納得できるんじゃないかなと思ってたんですが、それをいかにもエネルギー・セキュリティーとおっしゃるけれども、これは私のピューポイントを先に申し上げますと、去年、おとしのような状況だつたら、石炭問題だけを議題にして問題にしていればよかつたんですね。

ところが、もうことしの今の状況というのには違  
うんですね。先ほども同僚議員からありましたよ  
うに、もう造船だって、また製鉄まで大問題にな  
つちやつてはいるだけですね、構造的に。そういう  
中において石炭だけを取り上げていこうとする  
と、やっぱりよほど何か大義名分のようなもの  
を打ち立てないと国民の納得を得られない。少な  
くともそういう観点から、先ほども井上議員がおな  
つしやつたように、これはもう社会問題あるいは  
産業全体の問題として取り組んでくれ、石炭問題

じゃないんだというふうにおっしゃったんだと思うんですね。私もそれは同感なんです。最後にそれはやはり大臣にもお願ひしたいと思っているんですけれども、

そういう点から考えまして、まずここで現在の石炭産業といふものを、それはいろいろ諸般の情勢ありますけれども、どういうふうに見るかということなんですね。例えばいわゆる死に体だ、もうこれは何をやってもだめだ、先ほどお話をありましたけれども、安楽死か尊厳死の問題ということが、それともがんだと、だから今思い切つて手術をして摘出してしまう、そうすれば何とか助かる、ほっておけばどんどん転移して、もう日思ふんですよ。

本経済全体に悪影響を及ぼしちゃうという状況なのかどうか、その辺の見きわめが非常に大事だと

子を見てみると、そのうちに何とかなるんじゃない  
かというあいまいなやり方が行われているという  
感じがするわけですね。これが普通のときならそ  
れで何となくごまかしてというか、やつていれば  
何とかなるかもしれない。しかし、これだけ経営  
環境が厳しくなってきますと、そういうことでは  
やつぱりうまくいかないんじゃないかと思うんで  
すが、長官、その辺はいかがですか。

○政府委員(野々内隆君) 経営環境というのは非  
常に厳しくなってきているということでも事実だと  
思います。したがいまして、従来のような考え方  
では石炭政策というものは進められないというこ  
とで、今回は非常に大きな転換をしたわけでござ  
いまして、従来は生産をしたものが売れるようにな  
るという考え方でございますが、今回は買つて  
くれるだけくるという、そういう考え方で転換  
をしたわけです。

ただ、私は、安全保障という場合に、食糧と工

私は非常にひつかかるわけです。それで、もしも安全保険費でやるとするならば、これは全然別途に、業界対策じゃなくして、民族のサバイバルとして国の安全保障費、防衛費と同じような観点から予算というのは考えなきいかぬのじやないか。ただ、便宜上これは通産省の予算に割り当てるということはあっても、根本的な基本的な考え方としては、国として、これは通産省とか石炭業界の関係じゃなくって、安全保障費として何千億計算するんだというスタンスが大事だと思うんですね。この辺はただ議論じゃなくって、政府の姿勢の問題だと思うんですよ。この姿勢がやっぱりはつきり打ち出されないと国民の納得が得られないんじゃないのかと思うんですが、大臣、いかがでしょかね、これは。

○國務大臣(田村元君)　さっき長官が申しましたように、買ってくれる相手、これだけ買ってくれるということに対して合わせて握る、こういうことを申しました。いろいろな例えのお話があつたわけですが、私はかつてのオイルショックを想起しますと、特に第二次より第一次のオイルショック、あのときにはトレイレットペーパーまでなくなつたわけです。考え方の事態が起つたわけです。そして当時は、あの直後でございましたが、運輸大臣をしておりましたが、あのときの議論に、なぜ雑木林をじゃんじゃん切つてしまつたんだ、なぜ木炭というものの種を切つてしま

私は非常にひつかかるわけです。それで、もしも安全保険費でやるとするならば、これは全然別途に、業界対策じゃなくして、民族のサバイバルとして國の安全保障費、防衛費と同じような觀点から予算というものは考えなきいかぬのじやないか。ただ、便宜上これは通産省の予算に割り当てるということはあっても、根本的な基本的な考え方としては、國として、これは通産省とか石炭業界の關係じゃなくって、安全保障費として何千億計算するんだというスタンスが大事だと思うんですね。この辺はまだ議論じゃなくって、政府の姿勢の問題だと思うんですよ。この姿勢がやっぱりはつきり打ち出されないと國民の納得が得られないんじゃないのかと思うんですが、大臣、いかがでしようかね、これは。

○國務大臣(田村元君)さっき長官が申しましたように、買ってくれる相手、これだけ買ってくれるということに対しても合わせて掘る、こういうことを申しました。今いろいろな例えのお話があつたわけですが、私はかつてのオイルショックを想起しますと、特に第二次より第一次のオイルショック、あのときにはトイレットペーパーまでなくなつたわけですね。考え方の事態が起つたわけです。そして当時は、あの直後でございましたか、運輸大臣をしておりましたが、あのときの議論に、なぜ雑木林をじゃんじゃん切つてしまつたんだ、なぜ木炭というものの種を切つてしまつたんだという議論まであつたんですよ、国会で。そういうことがございまして、ですから、ある意味においては、これは病氣の例えよりも非常用食糧だ、あるいはインシデアランスだというふうに考へたらいかが。

そこで、とにかく八次策はこれでいけばいいわけですが、今の現状だけ将来を判断していくと、いうよりは、そのときなどいうような状況になつておるか、そのときの買ひ手があればいいわけですから、もう市場メカニズムでいつたら一番いいんだし、また市場メカニズムというわけにはいかなかもしませんけれども、高いものを買わざ

れるんですから。それにしても本来電力の利益といふものは国民に、利用者に還元されるべきもの。けれども、だからといって、日本の産業の連帶性を考えますと、これはやっぱり電力にも買つてもらわなきゃならぬでしょうし、それはそのときの問題と。しかしながら、ただ言えることは、我が国には油田というのはほとんどないわけですね。けれども、炭鉱は、これは一度閉山したら再び復活させることは技術的に不可能だということがございましてから、やはりある程度は大切にしていた方がいいんじゃないかという感じでございま

す。

○木本平八郎君 それで、大臣がおっしゃった

中で、いわゆる日本株式会社的な考え方があるわけですね。皆、相互通じないと、みんなでこの国を何とかしていく、何とかみんなで産業を支えていく、ういう考え方があるわけですね。しかし、私は私企業、民間企業におきましたので、感覚的に、私が例えれば電力会社の社長、あるいは紙パルプとかセメント会社の社長なら、それは三倍どころか、一円でも高いものは買いませんね。困りますよ。ただ、大臣に言わされたからこれは買われるを得ないとか、これちょっと今拒否すると後でしつべ返し食うから、しょうなしにやるとか、それはあると思うんですよ。

それで、私が一番恐るのは、例えば北海道電力が非常に業績が悪いと。これが原因じゃなくとも、高い国内炭買わされてしまうとか、それはあると思うんですよ。

それで、私が一番恐るのは、例えば北海道電

に通産省も悪いようにしないだらうということがあるから、自分自身で合理化しなきゃいかぬところを少し手を控えるということだつて人間ならありますよ、これは。

ましてセメント会社とか一般の私企業なら、これは全然引き受ける意味がないんですね。電力会社は公共事業だから、まだしなうにお國のために協力しなきゃいかぬというなにがありますけれども、普通の私企業といふのはないんです。

それが今まで日本株式会社的な発想がありまして、私がいわばいわれなき条件をのんできたわけですね。ところが、もう先ほどの話のよ

うに、今まで非常に協力してきた鉄鋼が、自分の身にもう火がついちゃつたもんだから、通産省に何と言わても、ちょっともう高い原料炭は買えませんといふことになつてきているわけですね。

国全体がやつぱりそういう厳しいところに追いやりてきてていると思うんです。

そこで、私は、本来なら、先ほど申し上げましたように、安全保障費とすれば国が負担すべきである、したがつて電力会社に買つてもらうと。これは安全保障のために買つてもらわわけですか

ら、値段の差額はその税金から控除するとか、あるいは先ほどのように政策火力発電所をつくるんなら、これは私は、基本的な考え方としては国営にすべきだと思うんですね。国営にして、そのつくった市場価格で電力を北海道電力なり各電力会社に売るというのが建前だと思いますね。具体的にはどうするかは別にしてですよ。その辺のこと

が非常に、まあはつきり申し上げて、通産行政は何かつけ回しして、そこをうじやうじやとやつて、こまかして済ましてしまつて何とかこれうまくいっぢやう、クリアしちゃうと。とりあえずこのハードルを越えるということで繰り返しきておられる。したがつて問題は全然解決しない。私は来年でもだめ、五年後でもだめだらうと思うんで

す。はつきり私はそう思いますね。

それで、今のような状況で、国内炭が外国の石炭と同じ値段になるなんて考えられないですよ。

私はこの石炭の現在置かれている立場というのを

全然もう炭層の条件が違うですからね。そういうことであれば、やはりこの際セキュリティーの

観点から、この石炭対策というのはきちっと切り離して、國民にも納得していただいて、こういう

ことですね。

それで、時間がないので、最後に私の意見を申

します。

上げたいのは、やはり石炭産業というの

後にはどうなつてゐるんだということを考えて、

どう考へてもこういうふうにならざるを得ない

と。それなら、そのピクチャーをきちっとかい

て、それでそのシナリオを発表して、業界も、そ

れから政府も國民も、全部それに従つて努力して

いくことが必要。それから、もしもだめな

ものなら、やつぱり計画的にきちっと、いわゆる

安樂死という話がありますけれども、それをやら

ないと、成り行きに任しておくと犠牲がどんどん

どんどん大きくなつていく。したがつて、失業問

題なんかも、これはどうしてもこれだけの人員が

失業になるとなれば、今から先ほどのよう

にレジ

ヤーに転換するにしても、政府が先頭に立つて

リードしていくとか、それに對して投資をする

とか、そういうことをやらなきゃいかぬと。それ

を成り行きに任すような、目の前を糊塗するよう

なことじゃないかということが私は非常に心配な

わけですね。

したがつて、それからもう一つは、現在の日本

経済の環境

というの

が、事石炭だけじゃなくて、

あらゆるところにそういうことが今起りつあ

るわけですね。それに対処するという点からも、

少し政府としてはきちっと先を見通して、これは

先を見通すんですから、リスクがありますけれども、政府が今までのよう

にリスクを逃げられちゃ困るんですね。やっぱりみずから政府はリスク

テーキングをやっていただきたいということ。

それから、これ最後に大臣にお願いしたいんで

すけれども、この問題は通産大臣、あるいは労働

大臣もおられますけれども、各一省庁で対処しよ

うと思つてもできないんですね。私は最近の政治

の状況

というの

はよくわかりませんけれども、個々の省庁で対応できる限界を超えている問題が

いっぱいあるわけですね。これは内閣として一致

団結してやつてもらわなきゃ困る、縦割り行政と

かなんとか、そういう繩張りりじなくして。しかも、私はやはり今こそ本当に大物の政治家が出て、自分自身がリスクテーキングして、大所高所から國のためにやつていただくといふことが必要なんじやないかと思うんですね。幸い田村大臣、相當な大物政治家だと言われておりますので、ぜひ、通産大臣の立場じゃなくて、ひとつ将来の日本政治を背負つていかれる立場として、そういう大局的に対処するということをぜひお考えいただきたいんですが、最後に御所見承つて私の質問を終わります。

○國務大臣(田村元君) 確かにおっしゃるところだと思います。すべて物事はその政府の全体の責任でなきやならぬ。國民から見れば、法務省が学校をつくろうと建設省が裁判をやろうと知ったことはちやないんで、國民から見ればよりいいものを安く、より速やかにちゃんとしてもらつたらいいわけです。より税金が安ければそれにこしたことはないんですから。ですからその点ではやっぱり政府の連帶責任、今率直に言つて官庁といふのは余りにも縦割り過ぎます。これは私も時々歎がゆい思いをしております。そういうことで、私どもこれから声を大にして各省庁の一體化といふのを訴えていきたい。大いに私も、世間、新聞によりますと仕掛けるのがうまいそうですから、大いにこうすることを仕掛け、御期待に沿うよう頑張りたいと思います。

○委員長(前田勲男君) 他に御発言もなければ、

両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○福岡知之君 私は、日本社会党・護憲共同代表して、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。

本案の内容は、石炭鉱業合理化臨時措置法について、廃止期限の延長と貯炭管理制度及び石炭鉱山規模縮小交付金の創設に関する規定を追加し、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の廃止期限を延長し、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法について、廃止期限の延長と石炭勘定の借入金に関する規定の追加を行おうとするものであります。

我が党は、石炭鉱業合理化臨時措置法を除く三法律の改正については、所要の施策の継続と改善措置を講ずるものとして、その趣旨に賛成いたします。

しかししながら、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正内容については、以下の理由により反対するものであります。

すなわち第一に、本法は国内石炭鉱業をスクラップ・アンド・ビルトにより、経済性に即した合理化を推し進めるために制定されたものであります。その後の合理化政策においては、ビルト対策は影ひそめ、もっぱら炭鉱の整理、切り捨て対策の推進に終始してきました。第八次石炭政策の策定に当たり、まず従来ののような合理化政策を踏襲しているすぎません。

第二に、本改正案のもととなつてゐる第八次石炭政策は、昭和四十八年の第五次石炭政策以来堅持されてきた二千万トン体制を大きく崩し、政策の最終年度の昭和六十七年には、一千万トン体制まで縮小することを目標としていることあります。

第七次石炭政策は、現状の出炭規模千八百万トンを前提としつつ、条件が整えば二千万トン規模を目指すとするという前向きの政策目標を掲げておりましたが、今回の第八次政策は、出炭の目標規模を従来の半分にするという、まさに後ろ向き

の石炭切り捨て政策と言はばはありません。

石炭鉱業は戦後の国内経済復興の担い手として、またエネルギー供給の主力として、我が國の産業経済に大きな貢献をしてきた歴史を持つております。確かに最近は円高基調も加わって、露天掘りを主としている輸入炭との値差は大きく拡大しております。しかしながら、ヨーロッパ主要国でも坑内掘りの国内炭は割高であり、石炭鉱業を守るために多額の国による支援がなされておりま

す。要は、政府が国策として石炭鉱業をどれだけ保護をするかの問題であります。

第三には、第八次政策ではいわゆる雪崩閉山の歴史めにはならないのであります。

昨年、需要業界の一部と引き取り交渉が難航すなわち第一に、本法は国内石炭鉱業をスクラップ・アンド・ビルトにより、経済性に即した合理化を推し進めるために制定されたものであります。その後の合理化政策においては、ビルト対策は影ひそめ、もっぱら炭鉱の整理、切り捨て対策の推進に終始してきました。第八次石炭政策の策定に当たり、まず従来ののような合理化政策を踏襲しているすぎません。

第四に、これが最大の問題であります。ボストン第八次政策、すなわち将来的な石炭鉱業の展望が、八次政策とこれを受けた本改正案には全くないことがあります。

国内の石炭鉱業は八次政策が終わつた後には全く消滅してしまうのではないかという危機感が石炭関係者の間には強いのであります。石炭鉱業は

国の大木浩君私は、自由民主党を代表して、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対しまして、賛成の討論をいたします。

今後五年間の我が国石炭政策の基本となる第八

次石炭政策は、本年四月から実施されますが、この基本的な考え方は、集中閉山を回避し、地域経済、雇用への影響を緩和しつつ生産規模の段階的縮小を図り、五年後に約一千万トンの供給規模にしようとするものであります。

本法案は、この第八次政策を実行に移すものであり、我が國の石炭産業の体質を強化しつつ今後の存続を図るためのものと言えます。

以下、我が党として、本法案が現在の石炭産業にとつて必要不可欠のものであると判断する主な理由を申し述べます。

理由の第一は、本法案に基づいて新設される貯炭管理制度であります。この制度は、内外炭価格差による過剰貯炭により圧迫される石炭企業の経営を救済し、円滑な生産縮小を可能にするため、一定量の過剰貯炭を買い戻し条件つきで買い上げます。

改定案では、貯炭管理制度が新設され、貯炭の買い上げによる資金手当がなされることは一步前進と考えますが、これだけをもつて雪崩閉山の改定案では、貯炭管理制度が新設され、貯炭の買い上げによる資金手当がなされることは一步前進と考えますが、これだけをもつて雪崩閉山の改定案では、貯炭管理制度が新設され、貯炭の

閉山を防ぎ、産炭地域経済への著しい影響を回避することができる。

理由の第二は、本法案に基づいて創設される石炭鉱山規模縮小交付金制度であります。本制度は、円滑な生産規模縮小を推進するため、一定量の過剰貯炭を買い戻し条件つきで買い上げるもので、石炭企業に規模の縮小までの時間的余裕を与えるものであります。この結果、いわゆる雪崩閉山を防ぎ、産炭地域経済への著しい影響を回避することができます。

理由の第三は、本法案の廃止期限を第八次政策に對応して五年間延長させることであります。これにより石炭企業は生産規模の縮小に際しての債務負担が軽減され、安心して縮小に取り組むことが可能となります。

理由の第三は、本法案の廃止期限を第八次政策に對応して五年間延長させることであります。これにより石炭企業は生産規模の縮小に際しての債務負担が軽減され、安心して縮小に取り組むことが可能となります。

以上申し上げましたとおり、本法案は、鉱山労働者に対する賃金債務見合い額の交付等を規定した現行法に加えて、現下の状況に即応した新たな救済政策も盛り込まれたものであります。国内炭の今後に向かって新たな展望を開き得るものと言えます。

我が国の石炭産業の置かれている立場は厳しいものがあり、その前途も決して樂觀を許される状況ではありません。しかしながら、我が國に存在する数少ない資源の一つである石炭の役割を考慮するならば、第八次政策と本法案を車の両輪として、官民一体となって合理化努力を行い、可能な規模におけるその存続の方途を探っていくべきであります。そのためにも本法案の速やかな成立と遅滞なき施行が必要であると強調して、本法案に対する賛成の討論を終わります。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法案は、中曾根總理が昨年四月、その実行をアメリカに公約した前川リポートの「国内生産水準を大幅に縮減する方向」を具体化した第八次石炭政策を法律化するもので、エネルギーの自給率が異常に低下している今日の状況のもとで、貴重な民族的資源である国内炭を放棄しようとするものであり、断じて容認することはできません。

第二は、第八次石炭政策が指向するならか閉山なるものも、しょせんは閉山であり、炭鉱労働者、家族、地域経済に深刻な影響を与えるものであります。今求められているのは、国内の石炭産業の擁護、発展であり、本法案はそれに逆行するものにはかならないからであります。

第三は、エネルギー資源の確保を流動的なコストの問題のみで対応しようとしていることであります。エネルギー政策の最も重要な課題の一つは、自主的な供給基盤を守つて、国民への安定供給を確保することであり、日本の国民経済が今後多量の石炭を必要としているとき、そのため重要な国内資源の保護、振興を図ることは国の当然の責務であると言わなければなりません。

そのほか、炭鉱閉山に際しての企業の社会的責任があいまいにされていることや、閉山した炭鉱を抱えた地域経済に対する対策が極めて不十分であることなどもあわせ指摘し、反対の討論を終わ

ります。

○委員長(前田勲男君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(前田勲男君) 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、福間君から発言を求められておりますので、これを許します。福間君。

○委員長(前田勲男君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よつて、本委員会提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田村通産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田村通産大臣。

○国務大臣(田村元君) ただいまの御決議の趣旨を体しまして、今後とも石炭政策に全力を尽くしてまいる所存でございます。

○委員長(前田勲男君) 次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よつて、本委員会提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平井労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平井労働大臣。

○国務大臣(平井卓志君) ただいま御決議のあり

に推進されるよう対策を講ずること。

案文を朗読します。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、特に、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、第八次石炭政策期間中における炭鉱の閉山、縮小によって増加が予測される炭鉱離職者につき、雇用機会の確保、再就職のあつせん等の対策を強化するとともに、就職促進手当、職業訓練等援護措置の拡充について検討するなど雇用対策に万全を期すること。

特に、当面三菱高島炭鉱の閉山に伴う炭鉱離職者の就職援護対策を強力に推進すること。

二、炭鉱閉山に伴う退職金・賃金等の未払い分を含めた労務債につき円滑な支払いが確保されるよう必要な指導を行うこと。

三、炭鉱離職者の子弟の転入学が円滑に行われるよう配意すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前田勲男君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よつて、福間君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平井労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平井労働大臣。

○国務大臣(平井卓志君) ただいま御決議のあり

ました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいる所存であります。

四、炭鉱保安対策のより一層の充実について、万全を期すこと。

二、閉山の集中を極力回避する観点から、国内炭の需要の適切な確保に努めること。

三、石炭鉱山の規模縮小による固定費等の増嵩が経営基盤の過重な負担にならぬよう配慮すること。

五、石炭の長期的・安定的な需要を確保するため、石炭利用技術の研究開発が引き続き強力

な附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、特に、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、第八次石炭政策期間中における炭鉱の閉

山、縮小によって増加が予測される炭鉱離職者につき、雇用機会の確保、再就職のあつせん等の対策を強化するとともに、就職促進手当、職業訓練等援護措置の拡充について検討するなど雇用対策に万全を期すること。

特に、当面三菱高島炭鉱の閉山に伴う炭鉱離職者の就職援護対策を強力に推進すること。

二、炭鉱閉山に伴う退職金・賃金等の未払い分を含めた労務債につき円滑な支払いが確保されるよう必要な指導を行うこと。

三、炭鉱離職者の子弟の転入学が円滑に行われるよう配意すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前田勲男君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よつて、本委員会提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平井労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平井労働大臣。

○国務大臣(平井卓志君) ただいま御決議のあり

ました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいる所存であります。

○委員長(前田勲男君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田勲男君) 輸出保険法の一部を改正する法律案を議題いたします。

本案に対する趣旨説明は先ほど聽取いたしておきますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福間知之君 本法案の一部改正が提出された背景について、これからいろいろな角度から質

問を行いたいと思います。しかし、やはり今日の

日本の経済と世界経済の動向が密接に関連してい

るということではないかと思います。

そこでまず、国際経済の動向について伺いたい

と思うのであります。

現在の世界経済にとって最大の問題の一つは、言わざと知れた日米貿易アンバランスと思うわけであります。この不均衡が世界全体に今日保護貿易主義を台頭させており、大変好ましくない傾向が深まっております。昨今の急激な円高、先ほどからもありましたように、きょうの午後の時点でございます。この不均衡が世界全体に今日保護貿易主義を台頭させており、大変好ましくない傾向が深まっております。昨今の急激な円高、先ほどからもありましたように、きょうの午後の時点ではございましたが、これは我が国の貿易黒字を本格的に削減をするといふことがぜひ必要だという証拠でございまして、通産当局は、この円高下における昨今の貿易動向、今後の貿易黒字の見通しについてお聞かせを願いたいのであります。

ちなみに二月の通関統計では、輸出超過額は七十一億三千百万ドル、二月としてはこれまでの最高を記録しております。また、米国におきましても、商務省の統計では、昨年十二月、第四・四半期では貿易赤字は三百八十三億ドルに達し、これまた四半期ベースでは過去最高の赤字を記録しているのであります。

政府の従来の説明では、Jカーブ効果によりま

して今ごろでは既に貿易のインバランスも解消していると目されたのであります。一向にその改善は見られないまままで、むしろ各國からの非難や要請が高まってきておるわけであります。失業者は完全に失敗したと言わねばなりません。したがつて、この点についての大臣の所見を伺いたいの面でも既に三回に達しております。こういうことではいわゆる「昨年の円高誘導政策」というものは完全に失敗したと言わねばなりません。したがつて、この点についての大臣の所見を伺いたいの面でも既に三回に達しております。こうしたことによりまして、一層の円高でいわゆる「昨年の円高誘導政策」ということは完全に失敗したと言わねばなりません。したがつて、この点についての大臣が後段の方で述べてあります。

○國務大臣(田村元君) 一昨年九月のG5におけるドル高は正の合意は、当時の主要国間の対外不均衡の状況及び為替レート、これの状況にかんがみれば、その当時としてはそれ自体は適切であつたと思います。しかしながら、投機的な思惑も加わりまして、その後の為替レート調整は余りにも急激に進み、我が国産業を苦境に追いやっていることでもまた事実であります。この一年半余の間の

円高の進展にもかかわりませず、これまでのところ確かに貿易黒字は縮小するに至っておりますが、これはドル金額ベースでの輸出におけるJカーブ効果や輸入における原油等の価格の下落によるものでございまして、数量ベースでは輸出は減少傾向、輸入は増加傾向でござります。これまでの円高により、今後貿易黒字が縮小に向かうことが期待される状況となつております。また他方、これまでの円高の進展によりまして、製造業を中心とした我が国産業、とりわけ輸出依存度の高い産地型中小企業や下請中小企業の多くが深刻な影響を受けていることは事実でござります。

今後におきまして、為替レートについては、我

が国経済の基礎的諸条件を反映し、かつ産業界の合理化努力を前提として、その健全な発展を可能とするようなレートの実現と、それによる安定を図るべきであると考えております。

このため、通産省をいたしましては、先般のG7合意に基づく強力な協調介入を期待いたしますとともに、内需拡大のための思い切った総合経済対策を早期に実施すべく準備を進める必要がある

と考えております。同時に、先進各国の政策勢力を、特に米国において財政赤字の削減等を現実のものとすることを強く要請いたしたいと思っております。こうしたことによりまして、一層の円高の回避と円レートの安定を図るべく今後とも全力でまいりたいと思つております。

○福間知之君 特に今、大臣が後段の方で述べてありますから嫌みを言う気はありませんが、そこのことで何かにつけて日本の対応がおくれたアメリカの双子の大きな赤字、これを削減することにアメリカ自身が努めなければならないことがあります。これはもうかねてから言われてきていることでござります。グラム・ラドマン法ですか、ああいう法律までつくって努力をしておることはうかがえます。ただし、それが何を意味するかが見えます。しかも積極的だということが相手方からも言われてゐるわけであります。

私は、今の国際的な経済、特にアメリカを軸とした国際的な経済あるいは日本の置かれている今

のファンダメンタルズとよく言うんですけれども、そのファンダメンタルズを見方を変えて言えば、これは大変大きな期待をされている日本のファンダメンタルズなんだ、こういうふうに見るわけです。

最近ある経済専門家は、第三の経済危機だなどと厳しい見方を発表しているんですね。その第一の経済危機というのは、かつての明治維新に続くところの経済改革。明治維新といえばやはりこれは外国からの一定のインパクトを受けた時期であり、一つの国内抜本改革でしたね。それに続く経済改革というものは日本にとって一つの経済の危機であった。第二の危機というのは、いわゆる一九二九年の金融恐慌に端を発する経済危機、これはまさしく国際的な規模での危機であつて、十月の二十四日、暗黒の木曜日、こう言われてきたわけであります。そのインパクトを受けて日本も大きな恐慌に見舞われたわけです。それには次ぐのが今回だ、あるいはそれ以上、その過去二回よりも大きなクライシスだ、メガトン級のクライシスだ、こういう見方をするわけなんですね、その専門家は。

しかし、それを考へた場合に、私も昔のことを十分承知はしませんが、昔の経験に立つて今回のこの局面を見れば、我が国が持つてゐるファンダメンタルズというものが非常に良好であるがゆえに、この国際的な経済のクライシスという傾向に對してその果たす役割、責任が非常に大きいと思

うんですね。もちろん、IMFやとか世界銀行やとかいろんな国際的なスタビライザーがありますから、昔とは状況が違います。また、首脳会議等も必要によって開かれてきますし、そこで協議をし討議もできますけれども、そういうことを考えたときに、日本がやはり思い切って、今の現実に引き戻して考えれば、積極的な内需拡大策をそなへて清水の舞台から飛びおりるような思いでやらなければ、この第三の危機と言われるものを本物にしてしまって、そういう危険を私は感じてゐるわけであります。

その専門家のいわくは、一九二九年の金融大恐慌の当時、そういう事態が来るということは可能

性としては一〇%だ、こう言われていたといふ

ですよ。ところが、その恐慌が当

たつちやつたわけなんですね。当たつちやつた。

だから、一〇%だからというてゆめゆめおろそか

にするわけにはいかない。今日の国際、国内経済

状況を見てみると、もう先ほどからも言われてい

るとおりでございまして、土地の投機、株の投

機、金余りがそれを支えている。確かに大臣も今

おつしやつたようにJカーブ効果、多少緩んでき

て数量ベースでは輸入が二割ほどあえている、輸

出は減っている、これも事実でしよう。逆に言え

ばそれは国内の生産が減っているということです

から、まあ雇用問題にもしたがつて厳しく波及を

するに至つて、これが今日の事態なんです。

こういうふうに考えてくると、その専門家は似通

った点が非常に多いということを言つてゐるわけ

ですね、過去の恐慌期と。

そういうことを考えると、これから日本の経

済といふもの、あるいは経済政策、財政政策とい

うものは非常にそういうグローバルな視野で一定

の責任を果たしていくべきならぬ。こういう意味で非常に重要な立場に今立たされている。私は

そういうふうに思つてゐるわけでございまして、

これについて特に見解を求めるということじやあ

りませんけれども、アメリカの赤字の改善といふ

事態について、日本側は果たしてどういうふうに

えたときに、日本がやはり思い切って、今の現実に引き戻して考えれば、積極的な内需拡大策をそなへて清水の舞台から飛びおりるような思いでやらなければ、この第三の危機と言われるものを本物にしてしまって、そういう危険を私は感じてゐるわけであります。

今まで主張をし、要望してきているのかといふこと

となんですか。これは私は前の予算委員会でもやつ

ているんですけれども、明快な答弁ありません、

中曾根総理大臣からも。もつと言ふことを言うべきじゃないのかということがあるはずなんですよ、我々から言えば。

特に私が最近頭にくるのは、アメリカの方は多

少国内の競争力が弱くなつたから日本の輸出をた

たくだけではない、日本を非難するだけでは

いけないと、反省の色が出てますよ、確かに。

しかし一方で、議会ではもう貿易の保護法案が

続々と提出され、一部は可決されましたね。最近

に至つては富士通がフェアチャイルド社を買収し

ようとしたら待つたがかったでしよう、国策に

反するということで。これはかつてはフランスの

会社なんですよ。それがフェアチャイルドを買収

したんです。そのときは何も言わぬで、今日日本が

それをやろうとしたら反対しやつた。こういう

ことはけしからぬと、日本の政府も声を大にして

言わなきゃならぬと私は思うだけれども、そ

ういうことを一向に言つてない。まあ少し余分なこ

とを補足しましたけれども、大臣御感想いかがですか。

○政府委員(村岡茂生君) 通産大臣のこの国会に

おきます所信表明の冒頭に、我々は不均衡と不安

定の時代に住んでおる、こういうよくな一節がございまして、これはまさに福間先生のおっしゃる

我々の有する不安感といふものを見事に表現した

ものであろうと私も思ひわけでござります。

この不均衡と不安定から脱却するために各國が

協調してやらなければならぬメニュー、先生御

指摘のとおりでありますけれども、私ど

もは累次米国に對して財政赤字からの脱却とい

うことを強く求めている。明確な返事がなかつたと

おつしやいましめたけれども、累次求めておる。つ

いてこの前に東京で行われましたサブ・キャビネット・ミーティングにおいてもそうでござります

し、あるいは二月にパリで行われましたG7でござりますか、6でござりますか、この中において

もアメリカは自己の財政赤字を早期に解消すると

いうことをコミットしていると、こういう状況に

あることはぜひ御理解賜りたいと思うのであります。

御指摘の富士通とフェアチャイルドの問題でござりますが、本来本件はビジネス上の問題でござりますが、御存じのとおり、私どももこれについて

非常に強い遺憾の意を表明したというのは記憶

に新しいところでございます。当事者の話し合い

の最中に、米国政府部内の責任ある者が本件につ

いて妨害するがごとき発言を行つた、我々は特に

これを遺憾とするところでございます。

米国の巨額の貿易赤字というものを背景にいた

しまして、今、日米貿易摩擦というの非常に厄

介な局面に差しかかっております。保護主義的な

貿易法案、これも下院、上院、政府案と三本がそ

れぞれテーブルの上にのり、下院案修正のH.R.3

につきましては、現地の時間で二十五日に下院の

歳入委員会を通過したところでございます。我が

国といたしましては、累次大臣が申し上げております

ますように、一層の内需拡大、市場開放、輸入拡

大、経済構造調整といった基本的な方針のもとに

できる限りの努力を行つていきたいと、こう考え

ております次第でござります。

○国務大臣(田村元君) 大体今通政局長のお答

えで尽きておるわけでござりますけれども、政治

的な側面については、役人は言いづらいことでござりますから私から若干申しますと、日本がます

することをする、やるべきことをやるというの

が先決だと思ひます。

それは要するに、円高であろうとあるいは国内

の景況の問題であるうと、すべて内需の拡大とい

うものが解決の根本に横たわつておるわけであり

ます。ですから、この内需の拡大策をとにかくや

ります。まだ民間だと、あるいは規制の緩和、これも積

極的にやるというようなことが言われるわけです

けれども、その考え方はそれとして、さらには具体的

にそれを裏づける中身ですね。それは財政の出動

をどの程度の規模でどの時期からやつていくかと

いうようなこともありますし、民活といいまして

も、大きなプロジェクトを二つ三つあちこちでや

るだけやだめなんをして、私たちの考え方

ではもう広く浅く、先ほどの話じゃないですけれ

ども、四全総とは言わない、各地域ブロックの個

性に見合つたやはりインフラストラクチャープラ

スアルファの事業を計画、実行するということが

一つです。

本の住宅政策、これをやはり徹底的に改革する必要がある。特にもう都会では土地対策がその前提として大問題ですけれども、これも事態の方が進行しちゃって、一坪一億円もするような土地が出るようじや都會では個人の住宅なんと言われるよえられない時代になってきているわけです。したがって、そういうことを前提にしますけれども、いずれにしたってウサギ小屋なんかと言われるような批判を受けないためにも、本格的な住宅、それを我が國の重大なポリシーとしてやっていく。その延長線上で実はちょっとお聞きをしたいんですけれども、中曾根総理がおととしでしたか、一人百ドル買え、輸入品買え、こういうことをおっしゃってキャンペーンを張られたんですけども、さほどの効果は上がらなかつた。首相が言わんとすることはわかるだけれども、単価の安い品物ばかりを意頭に置いた話でありまして、大体日本の各家庭でも満ち足りている商品、製品、そういうものに類するものが多いけでございまして、なかなか効果が上がらなかつたというのも無理からぬところなんです。考えようによれば、だからもつと単価の高いもの、例えばJALやANAが使っているような航空機、ジャンボ機とかDC 10とか、あるいは中型のエアバスなどといふのは全部海外から輸入していますが、これは本当に限られていますわ、金額におきましても、數量におきましても。そうじゃなくて、もつと国民生活にかかる、層の厚い市場で大型の商品を日本人が購入するというふうなことになれば、これはかなりのインバランス緩和に効果があると思うんですが、その一つに住宅があるということを指摘する人が実はおるわけです。

積を広げて、地元の零細商店と調和を図るために、大型店には零細商店の品ぞろえと競合しない輸入品の品ぞろえを一定の割合で義務づければ、消費者、零細商店にとっても利益になるのではないか。その商品対象に個人住宅ですね。住宅ですよ。住宅そのものですよ。これは建ったものを持つてこいというわけではないんですけども、日本でも最近は近代的なプレハブ、ツーバイフォー工法等いろんなシステムの住宅がありますけれども、日本的じゃなくて、アメリカならアメリカ的なもの、ヨーロッパならヨーロッパ的なものを持ち込んでくる。向こうの規格のものを持ち込んでくる。それを大店舗に一定の数量で販売を義務づける。こういう提言をされているんですねまして、これは私一つの考え方だと思うんです。

先ほど指摘したように、国内の住宅政策を本格化する、その延長線上で住宅そのものも輸入をしていく、こういう政策に切りかえるべきだ。切りかえるといふよりそういう発想を追加すべきだと、こういうふうな提言があるんですけども、きのう担当官に私は、ちょっと問題が問題だから見解をまとめといてくれと、こう言うときましたけれども、いかがですか。

○政府委員(浜岡平一君) ただいま先生御指摘の考え方は、私どもも基本的には大変頗る聴すべき点があると思っておりまますし、これが具体化していくことは大変望ましいことではないかと思つております。

住宅の輸入という概念をどう理解するかでございますが、私どもなりに考えてみると、やはり外国で設計された概念に従つているということ、第二番目に外国でプレカットされた部材等が利用されていること、第三番目に設備機器等がやはり輸入品によつていること、こういう考え方のものと部材とか設備機器が輸入をされまして日本で組み立てられる、こういう考え方ではなかろうかと思うわけでございます。

現在の日本の住宅様式、海外の住宅様式で比べてみると、先生御指摘のとおり、一番可能性が

ある分野はツーバイフォー工法の世界ではなかなかうかと思うわけでございます。数字を眺めてみますと、確かに海外でプレカットされました木材等の輸入額は、最近の五年間におきまして、八二年の一億四千万ドルから八六年の二億七千万ドルまで、かなり大きく膨らんできてるわけでございまして、可能性というものを示唆しているよう思われます。この大部分は日本の住宅メーカーが海外でプレカットされた部材を利用しているという状況だらうと思うわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような概念に従いました住宅の輸入の可能性というものを示唆しているんではないかと思うわけでございます。

現在、全体の住宅建設の中でツーバイフォーが占めています割合は、過去五年間に約一%から二%まで上がってきております。年間で約三万戸ぐらいの建設が行われているんではないかと思うわけでございます。今申し上げました概念による輸入額といふのは、多分毎年一千戸に達しているかどうかといふような状況じやないかと思うわけでございまして、工夫のいかんによりましては拡大の可能性が十分あらうかと思います。ちょっと大き過ぎるんじゃないとか、あるいはシステムキッチン等の背が高過ぎるんじゃないかとかといふ問題もござりますけれども、ニーズも非常に多様化いたしておりますので、十分可能性はあるんじゃないかというぐあいに思うわけでございます。いろいろな好みがござりますから、義務づけられるところは大変問題があらうかと思うわけでございますが、あらゆる機会を利用してみるとべきだというぐあいに思います。そういう意味で、現在取り組んでおります輸入拡大要請会議などの場も積極的に活用いたしまして、関係方面に呼びかけてまいりたいというぐあいに思っております。前向きに検討いたしたいと思います。

○福間知之君 この問題は、輸入を拡大するといふ観点での一つの提言でありまして、今の御答弁で、一応そういう問題意識でお調べをいたしているようですから、それはそれで結構だと思います。

ものを大型店舗といえども商売としてやるわけにいきませんが、しかしそういうものを扱うということを義務づけるという、売れないことを責任と仕方も私は変わってくると思うんですね。

かつて省エネ問題がクローズアップしたときに、私は当委員会でも言つたんですよ。下手したら火事のいくような石油ストーブを個々の家の部屋に置いたり、電力のむだ使いにつながるようなクーラーを個々の部屋に置いたり、そういうこと自体を変えなきゃ本来の省エネにはならない。それはまず入れ物の住宅のあり方から変えなきゃいけない。それにふさわしい冷暖房機器、集中的なものを作つくるということにしたがつてならねばならないといったようなことを指摘したんですけども、同じ発想で今アメリカあるいはヨーロッパの住宅というものを取り入れることによって、外地で生活経験をした人、それはやはりそういうものに一種の共感を覚えるでしょうし、あるいは最近の若い人たち、これだけ外国にたくさん的人が行っている時代ですから、そういう人たちにとつてもそれは一つのやはり夢でありターゲットになると思うんですね。それに刺激されて国内のまた住宅産業のあり方もインパクトを受けるわけですね。

そんなことで、国内輸入を拡大するというための一例として申し上げたんですけれども、こういうふうな発想、小さな物をたくさん買えと言つたつてそれは限界がありますので、もっと大きな物を輸入する。大きくて飛行機ですが、それに近いものを民生レベルでかかわり合いのある製品を輸入する。この一例を申し上げたわけでありまして、今の御答弁は聞き置いて、ぜひひとつこれは考えていただきたいと思います。

時間がありませんので、法案の内容にちょっと入ります。五つ六つお聞きをしますので、まとめてお答えをいただきたいと思います。



し上げましたようにリスクセキューリングみたいな、支払い繰り延べみたいなのが国単位で起ころうでございます。国単位で起りますと、国の数というものが世界で百数十というようなことでござるものですから、百数十万の幾つというようなことで保険事故が起きてくるということで、非常に大数の法則が働きにくいかでござります。

ところが、今度導入をさしていただきうとしておりますこの三種の保険は、どちらかといいますと比較的短期の保険が多うございます。前払いにつきましてもそうですし、仲介貿易につきましても期間としてはそう長くないもの多うございますし、それから投資ということでおざいます。短期とか投資とかいうものは、国際的に一応リスクセキューリング、支払い繰り延べの対象外にすることが多うございます。対象にする場合もございますが、対象にしない場合が多うございまして、したがつて先ほどのリスクセキューリングが起きておちらの方はリスクセキューリングではなくて払ってくれるということが期待できるわけでござります。したがいまして、少なくともこの新種の保険を導入することに伴つて輸出保険特会が赤字がふえていくというようなことはないというふうに考えているわけでござります。

以上が新種の保険についてでございますけれども、それを纏み込んで、一体中長期的に収支見込みがどううございになるのかということでおざいます。現在は先ほど御指摘のように借入金が相当出ております。六十年度の借入金が七百四十億円ございます。それから、六十一年度の借入金の、これはまだ実績が出ておりませんけれども、これが二千二、三百億円にならうかと思ひます。それから、六十二年度は三千三百億円ぐらにもなるうかということでおざいますし、六十三年度は三千六百億円ぐらいに達するということでおざいますが、後は先ほどの回収金が入つてくるというような効果も織り込んでまいりますと、次第に借入金の規模も減つてしまいまして、

まあ今から数えて五、六年後には借入金もしない

で済むというような収支の見込みを一応計算さしていただいているところでござります。

○福間知之君 収支は、一応現状はお聞きをしておきますが、累積債務国が大変な今財政状況に落ち込んでいるわけですね。その影響といふものは、私は少なからずあると思うんです。しかも、

その累積債務国の状況が、支払い停止に見られるように、目の先改善されることは思えない。だから、非常にその点で危惧を感じておるから今お聞きしたわけですけれども、数年のうちに借入金なくともやっていけるようになるということですが、私はちょっとそれはまだ疑問なんですが

ね。しかし、それはお聞きをしておきたいと思うんですけれども、今の御答弁を前提とすれば、この保険事業をこれから運営していくために基盤を強化する上で料金率の引き上げというようなことは考へなくていいと、こういうことですか。

○政府委員(星山義君) 福間委員御指摘のよう

に、収支見込みは確かにいろいろ不確定な要因がござります。

それで、今お尋ねの保険料率というものは、保険事業の収入が支出を償うように、俗に収支相償と言つておりますが、そういうふうに定めることとされております。それが昨今のリスクセキューリングの頻発という事態に遭遇いたしまして保険金の支払いがふえているわけでございまして、先ほど申し上げましたように、数年後には着実に回復に向かうというふうに考えてはおりますので、しがたがつて今日ただいまこのリスクセキューリングが頻発しているから、だから料率を引き上げなくちやいかぬというふうには考えておりません。

しかしながら、それじゃ絶対に引き上げないでいいかということでござりますが、それはやはり

それが想定できませんけれども、それが想定され

ておられます。それが健全な再建計画が提出され

るのであれば、例外的にそういう打ち切りを行わ

ります。だから、赤字国債を抱え込んでおります財政に

ならドイツが打ち切つてしまつますと、それが理

由でほかのニューマネーもその國へ入つてこない

といふような事態も想定されるわけでございま

す。

と思います。

時間が来ましたから最後に、輸出保険特別会計に対しまして二十年ぶりに十億円の追加出資が今

回行われるわけでございますが、事業の規模に比

て出資金、資本金が決して多くないんじやない

かなどという感じが一つはするわけですが、いずれにしましても今回十億の追加が行われて、それが

保険引き受けの停止ないしは制限している国のうち、極めて臨時的な措置として引き受けを再開す

るために使うのではないかとも言われているんですけれども、この点はそういうことで理解してい

いのかどうか。

○政府委員(星山義君) 御指摘のように、約二十

年ぶりで十億円の出資増ということになつたわ

けでございますが、これは今お尋ねのように、特定の債務国が非常に健全な再建計画をつくつてしまつて、仮に輸出保険を日本なら日本、ドイツ

ならドイツが打ち切つてしまつますと、それが理由でほかのニューマネーもその國へ入つてこない

といふような事態も想定されるわけでございま

す。

そういう際に、健全な再建計画が提出され

るのであれば、例外的にそういう打ち切りを行わ

ります。だから、赤字国債を抱え込んでおります財

が第一点でございます。

それから、金持ち日本と言われておりますけれ

ども、それは御承知のとおりにあくまで民間企業における潤沢な資金のことと言つてあります財政に

の解消というものは広く国際的に要求をされています。あすは産業構造転換円滑化のところであります。あすは産業構造転換円滑化のところではお尋ねをするといつしまして、本日は最初に、法案とも関連する発展途上国の高対策についてお尋ねをするといつしまして、この債務累積問題、並びに最後に貿易黒字問題についてお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、この途上国の債務累積問題の背景について説明を求めるとともに、世界から言われている言葉、貧者からの贈り物を受けているとまでも言

われている我が国といたしまして、この問題にどう対処をしていくのかお伺いをしたいということ

が第一点でございます。

それから、金持ち日本と言われておりますけれども、それは御承知のとおりにあくまで民間企業における潤沢な資金のことと言つてあります財政に

今その機能の發揮を求めるることはできない、こういふ状況ではないかと思います。この我が国の潤沢な民間資金の途上国への還流を本格的に進めていくには、今回のようないずれ保険制度における対応ばかりではなく、もっと幅広く対応すべきではないかと思いますけれども、最初に通産大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(田村元君) 我が国といたしましては、貿易インバランスの解消を図るための措置、まず第一に思い切つた総合経済対策の実施を一日も早く、より大きく、より中身濃くというものを実施する、これは当然のことであります。まずこれが基本になると思います。

それから、我が国の産業構造を国際的に調和的とれたものにしていくという経済構造調整策を進めていく、これも当然のことだと思います。

それから、世界じゅうのよい製品を探し出しましてより多く輸入しようという製品輸入拡大策でございます。これはどうしてもやらなきやならぬ問題でございますが、日本の製品というのが非常にすぐれておりますので、よほど努力をしてより

よき製品を探し出していかなきやならぬだらう。

○田代富士男君 きょうは長い委員会の時間でござりますから、大臣、お体の方は大丈夫でしょうか。

一方においては、先日もブラジルから見えました

同僚議員からも今質問されましたけれども、

我が國が莫大な貿易黒字を出しておりますし、

それならば安心して質問をいたします。

けれども、途上国の債務の累積問題があることは

御承知のとおりでございますけれども、それぞれ

それから四番目は、こういう努力をしてもらおうとする累積赤字に悩んでおります途上国への還流ということにならうかと思います。

この累積債務国への資金、特にこれは民間資金ということになりますが、この還流に少しでもお役に立ち得るよう、つまりリスクを軽減してあげるための措置として、今度御審議いただいている輸出保険法の一部を改正する法律案、すなわち貿易保険法案でございますが、前払輸入保険、仲介貿易保険の創設、海外投資保険の拡充など輸出保険制度の貿易保険制度への拡充を行なう、こういうふうに考えております。

○田代富士男君 時間が非常に短いのですから、まとめて質問をしていきたいと思います。

輸出保険特別会計予算についてお伺いをいたしまが、まず輸出保険特別会計は御承知のとおりに大幅赤字になつておりますけれども、保険財政の現状と今後の見通しについてお伺いをしたい点が第一です。

第二点は、現在この厳しい財政事情にあるにもかかわりませず、六十二年度予算の政府原案におきまして、ただいまも質問が出ておりましたけれども、十億円の追加出資が認められましたけれども、その理由は何であるのか。

三番目には、通産省においては、この十億円について、額そのものは必ずしも十分ではないと思ふけれども、発足以来二十年ぶりの大ヒットであると受けとめられているようあります。これで現在六十億ですから七十億円になつたわけです。今後輸出保険特別会計の運営に当たりまして、今回増額されました十億円をどのように有意義に活用していくとされているのか。森清課長の講演された話の内容等を私読んでみました。聞くところによりますと、今年度末ぐらいまではおおよその成案を得たいとされているようありますけれども、年度末を控えましてどのように内容が固まつたのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

また、この厳しい財政事情のもとで六十三年度以降も引き続き出資を期待されているようでござりますけれども、それは可能であるのか。増資の政策目的と確信のほどを伺いたいと思います。

そういう意味で、今同僚議員に対してもいろいろ質問に對して答えていらっしゃった点でござりますが、輸出保険財政といふのは借入金も大きく、厳しい状況にありますけれども、しかし我が国の国際的な立場を強調する今回の法改正の趣旨に照らして、特に途上国との保険引き受けの態度については相当の彈力を持たざるを得ないのではないかと私は思ふんですけれども、この点いかがでしょうか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(高山義君) 第一に、保険財政の現状と今後の見通しでございますが、保険財政は保険金の支払いがほぼ二千億円ぐらいの規模でございまして、他方、保険料回収金の収入が九百億円ぐらいというところでございまして、資金収支は悪化しているわけでございます。これは発展途上国等におきまして、原油価格の引き下げを始めとしまして、これが次回の見通しでございまして、原油価格の下がりで外貨収入が減少して、これによってリスクセキューリングが起つたということで、それを事故事由とする保険金の支払いがふえているということが大きな理由でございます。先ほども御説明申し上げましたように、例えば六十年代で申し上げますと、千六百六十五億円の保険金支払いのうち千四百六十億円が債務繰り延べによる支払いということになつてゐるわけでございます。

今後の見通しということでございますが、これは繰り延べでございまして、支払い打ち切りといふわけではございませんので、ですから今後返つてくるだろうということが期待されております。

現に今までの返つてくる率は八七%は返つてきて

いるわけでございます。それから、今後この保険制度それからその他の制度を通じまして途上国の方へお貸しする能力を増していくことなどを私ども考えておりますので、そういうことで保険の収支

は改善をしてくるのではないかというふうに考へておられます。

それから第二点のお尋ねの、今回二十年ぶりに実現した十億円の増資の理由、それからその活用方法、そういった点でござりますが、プラン発に貢献するものでございますが、輸出保険事業は収支相償の原則で運用をされておりまして、高リスク国の案件を何らの財政的な措置もなく引き受けてしまうということは非常に難しいわけでございます。そこで、特定の、メキシコならメキシコというような債務累積国が国際的な要請に従いまして健全な再建計画を策定して、適切な経済開発や貿易を進めようとしている場合に、そういう場合にその保険の引き受けをやや緩和をいたしまして、そのための資本として一般会計から十億円を計上する、こういう考え方でやっているわけでございます。引き受け緩和の対象といたしましては、中長期的な経済成長の確保で再建が可能であるわけでございます。これは発展途上国等において、かつIMF等との協調によって再建を願調に進めている国のプロジェクトを考えておりますが、詳細な点につきましては、今後の情勢等を見ます。

それから、その次の六十三年度以降の増資の見通しあるいは考え方という点でござりますけれども、御案内のとおり、今保険事業の引き受け受け規模は約十兆円でございまして、それに比べてこの十億円に入る前の資本金が六十億円という現状でござりますので、私どもとしては、先ほどのようないいしたいと思いますが、第一番目に、前払輸入保険が創設されますが、輸入代金の支払いについて後払い取引から前払い取引がふえてきているという実情でありますけれども、これをどのように見ていらっしゃるのか。また、そういうことになつた理由は何であるのか。前払い取引の今後の見通しある程度あるのか。特に、前払輸入保険の創設によりましてこの前払い輸入がどの程度今後促進できるかと考えていらっしゃるのか。また、この輸入国、輸出国それぞれにどのようなメリットがあるかと考へていらっしゃるのか。いまさき同僚議員の質問もありましたけれども、この点もうちょっと詳しくお尋ねをしたいと思います。

第二番目には、現在、前払い輸入にかかる回収不能金はどの程度発生しており、前払輸入保険に対する業界のニーズはどのようなものであるかということもお聞かせをいただきたいと思います。

それから三番目には、前払輸入保険制度の創設に伴いまして、これまでの輸出保険の信用調査に加えまして海外の輸出業者の信用度を十分にチェックしなければならない段階に来ているのではないかと思いますが、それに対してもどう対応するつもりか。また、我が国輸入業者の前払い金の回収、返還がなされていないことをどのように確認するのか。これらあたり、非常に難しい点でありますけれども、どのように対処されるのかをお伺いしたいと思います。

四番目に、前払輸入保険の創設によりまして輸入者のリスクが軽減されまして、特に個人輸入における安易な輸入がふえるとするならば、これは我が国ばかりでなく輸出国にとっても好ましいことではないし、この点、通産省としてはどのように対応していくのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(畠山義君) 第一点の、前払い輸入のふえた理由あるいは今後どの程度ふえていくのか、そのふえた背景はどうかという点でござりますけれども、前払い輸入は、最近の数年間で見てまいりますと、五十七年度が八十七億ドル程度であつたわけでござりますけれども、六十年度に百十三億ドルへとふえておりますし、六十一

年は、四月から十一月までの年度途中の数字でございますが、既に六十億ドルになつておるということでおございまして、おおむね輸入の一割を占めるまでになつておるわけでござります。この背景は、やはり我が国でやや資金の供給が潤沢になつてしまいまして、発展途上国の方では資金不足ということでおございますものですから、その発展途上国の方に資金を供給した方が我が国の資金を有効に使うことができるということでおえてきているものだと考えられます。

今後どの程度増加するのかということでござりますが、私ども、過去の平均伸び率が一・二%でございますので、一応当面はそれぐらいのスケートで伸びるだろうというふうに考えておりまします。この保険をつくることによってどれだけ伸びるかということはなかなか測定が難しうございませんけれども、こうした前払い輸入の伸びの勢いをとめないためにぜひこのリスクをカバーしてまいりたいと思っております。

それで、前払い輸入が輸入国、輸出国にいかなるメリットがあるのかということ、そういう御指摘がございましたが、輸出国は、主としてこれは発展途上国であろうかと思いますが、債務累積問題の深刻化に伴いまして資金的余裕が乏しいわけがござりますので、前払いによってそういう資金不足が補完されますと、それに伴つて生産なり加工なり集荷ということが円滑に進むということが期待されるわけでございます。それから、輸入国である我が国としましては、無論そういうものが発展途上国から取得できるという点、そして輸入ができるということをございますし、個々の企業レベルの話としては、輸入価格をそれによつて引き下げるのを期待することがそのインセンティブになつてゐるかと思つております。

それから第二点の御指摘は、業界のニーズはどうかという点でございますが、これは私ども独自の調査で調査対象企業を調べてみますと、その約五割の企業が関心を持つておるということでござります。

○田代富士男君 時間もありませんから最後にまとめて質問をいたしますけれども、仲介貿易についてお答えをお示しいただきたいと思います。

それと同時に、これは発展途上国自身の自前の輸出保険制度を創設させてあげることも大事ではないかと思いますけれども、これらあたりに対してもお答えをお示しいただきたいと思います。

それと同時に、これは発展途上国自身の自前の輸出保険制度を創設させてあげることも大事ではないかと思いますけれども、これらあたりに対してもお答えをお示しいただきたいと思います。

それから第三点に、海外輸出者の信用調査をどういうふうにやるのかという御指摘がございまして、たゞれども、これは現行の輸出保険の場合に海外バイヤーの商社名簿というのがござりますけれども、あの信用調査と同様に海外の信用調査機関を通じての信用調査をやりましたり、あるいは我が國の輸入者からの海外輸出者の信用調査報告書を取り寄せる、あるいは財務諸表を取り寄せるといふようなことで行うこといたしております。

それで、それをどうやってチェックを具体的に

お答えをいただきたいと思います。

最後に、通産大臣に貿易保険への衣がえの機会に黒字の縮小並びに貿易摩擦の解消について一段と見通しでございますが、実績は六十年度で四十四億ドルぐらいでございます。

〔理事下条進一郎君退席、委員長着席〕

○政府委員(畠山義君) 第一点の仲介貿易の実績と見通しでございますが、実績は六十年度で四十億ドルぐらいでございます。

〔理事下条進一郎君退席、委員長着席〕

それが六十一年度は六十六億ドルぐらいに受領額ベースで見ていくかうかというふうに考えております。今後はこの保険制度もできますので、従来の伸び率よりはふえるかもしれません、私どもの見通しはとりあえず五%ずつぐらい伸びていくというふうに考えておるところでございます。

それから第二点は、途上国への輸出保険制度の創設という方が本筋じゃないかというふうに考えていますが、確かに途上国で、例えば中国とかフィリピンとかタイとか、そういったところは輸出保険制度を有しておりません。そこで、私ども輸出保険は昭和二十六、七年來ずつとやつておりますので、そうした技術をこうした国に教えてあげるということを考えているところでございます。

それから第三点は、投資保険の運用の基本方針といふことでございますが、御案内のように、現行の投資保険では、戦争ですか、収用ですか外貨送金制限ですかといった発展途上国の政府の措置に対する危険をカバーしているわけでござりますが、今回は改正をして、それに加えて投資先企業の破産といふようなコマーシャルの危険、信用危険、そういうものをカバーしていただきたいというふうに思つておるわけでございます。現在でもこの信用危険につきまして資源開発分については対象になつておるわけでございますが、今度は資源開発に加えて製造業とかそういうふたものも対象にしていきたいということでござります。

そこで、信用危険までカバーいたしますと、保険金を求める偽装倒産といいますか、そういうものが出てくるおそれがあるわけでございますが、それを防ぎますためには、まず第一にてん補率を、通常のは九〇%とか九五%とか九七・五%とか、そういう高い率になつておりますが、このケースにつきましては五〇%というようなことにいたしまして、したがつて投資者自身のリスク負担がやっぱり残りの五〇%あるというようなこと、というようないまいなことではなくて、破産といふから、事故の事由も破産ということに明確に限定をいたしまして、ただ経営の状況が悪くなつたというようなあいまいなことではなくて、破産といふように明確に限定をいたしまして、裁判所の公的関与が必要になるということで、したがつて偽装倒産が困難なような状況にしておきたいといふふうに考へておきたいと思います。

それから、再保険について御指摘がありました  
が、これは他の保険機関、まあアメリカにもイギリスにも政府の保険機関があるわけでございますが、これとのリスクの分散を図つていくいくといふことで考へておりますと、対外取引のリスクが増大している現状では、そうやつてお互いにリスクを分散いたしますと保険機関の相互の健全な運営にプラスになるということでございます。特に、MIGAというような国際投資保証機関ができましたので、こういったものの再保険、あるいは国際コンソーシアム型海外建設工事、あるいはY-Xの後のY-XXのような国際共同開発による航空機の販売、そういう国際協調型事業における再保険なんかを念頭に置いておきたいと思います。  
とりあえず以上でございます。

とりわけ中小企業に対ししてよき福音をもたらします。

○政府委員(畠山襄君) 輸出保険の中小企業の引き受け状況でござりますが……

○市川正一君 金額ベースで、率だけで結構です。

○政府委員(畠山襄君) 中小企業が、仮にその定義が、中小企業基本法の定義ということとございますと、恐縮ですがちょっと統計がございませんけれども、十億円以下の企業をとりあえず対象にいたしたもので申し上げますと、保険金額ベースでは六・四%でございます。

○市川正一君 私もいただいた資料いろいろ勉強させていただきましたが、全体で中小企業の利用率が六・四%と。そういう実態から見て、今回の改正が前払い輸入あるいは仲介貿易、海外投資も、結局利用できるのは大企業が中心にならざるを得ぬのだというふうに私は考えるんですが、具体的にお聞きします。

現在は資源の開発輸入以外については、中身はもう説明しませんが、非常危険しかてん補しておりません。ところが、今回の改正では製造業について破産などの信用危険にまでん補するよう範囲を拡大しております。そうですね。ということは、これによって先進国向けの海外投資にもこれを使用することが可能になったと思うんですが、間違いありませんか。

○政府委員(畠山襄君) 先進国向けについても除外をいたしておりませんので、法律的には可能でございます。

○市川正一君 ですから、法律的には可能でということは実際にもできるということですね。

○政府委員(畠山襄君) ええ……

○市川正一君 ええってあなた、できるんですよ。

○政府委員(富山襄君) 実際にでかかるかという問題でございますが、発展途上国の場合は比較的のリスクが乏しい信用リスク、信用危険といふもの——信用危険といつても相手方の企業の危なつかしいという問題もありますが、その信用危険につながっていくような客観情勢、というのもありますから、そういうたる客観情勢が発展途上国に比べて先進国の方は少ないということはないのではないかというふうに私どもとりあえず考えております。

○市川正一君 私が聞いているのは、今度はそういうふうにいわば信用危険にまで広がった、当然それは先進国向けの海外投資にも使用できるんですねと聞いたら、そうやと言うから、そうでしょうと言っているだけのことだ、だから使えるわけですよ。

そこで問題は、ちょうどいいした資料を見てみますと、海外直接投資実績の推移が出ております。これによりますと、製造業への投資では、対先進国と対 LDC、発展途上国ですが、これを比べてみると、昭和五十五年は先進国へ千五百五十三億円、対 LDC は二千三百十五億円だったんですね。そうでしょう。六十年では、先進国へはその二・四倍の三千七百二十四億円、対 LDC は一八・五%マイナスの千八百八十七億円となつていると思いますが、間違ひございませんか。

○政府委員(富山襄君) 間違ひございません。

○市川正一君 つまり、投資が発展途上国向けから先進国向けに逆転しただけやなしに、金額の上でも半分以下になつてしまっているわけですね。投資の流れが今や先進国向けにシフトしてきていることを私はこれ示していると思うんですね。これで果たして今度のこれが発展途上国向けのためのものやというふうには、私はこの事実、この数字はそうは言えぬと思うんです。

現に私は、時間がないんで議論を進めていきま

ですが、例えれば財界は、私経団連の文書持つてますが、去年の二月に対外直接投資の促進についてこう言つております。海外投資保険の充実等によるカントリーリスクの軽減ということを要求しているわけですね。こうした財界の要求にこたえて、今度の法案の土台になつておるのが去年十二月の輸出保険審議会の答申だと思うのですが、その答申自身こう言つております。「海外投資保険の信用危険のてん補対象投資の拡大のよう、諸外国に例をみないものもある」というふうに述べているわけですね。私はこれでも先進国向け、かつ大企業優先であるということを否定なさるのは無理だと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(昌山襄君) 市川委員御指摘のとおり、過去の投資が先進国向けに伸びて、そして発展途上国向けに停滞しているのは事実でございます。そこで、私どもが考えておりますのは、その事態を放置いたしておきますと、先進国向けにだけ投資が伸びて、そして発展途上国向けには投資が停滞する。そこで今、信用危険をてん補対象に加えることによつてそうちした流れを少しでも変えいきたい、発展途上国向けの投資が信用危険に伴つて撤退した事例が非常に多いものでございますから、そうした流れを少しでも変えていきたい、こういうことでこのような御提案をさしていただいているわけでございます。

それから今御指摘の、これは諸外国に例を見ないものであるということは事実でございます。

○市川正一君 これは発想があべこべか、わかつていてちようまかしているのか、問題はそこんです。問題は、なぜあえてあなたも認められた諸外国に例を見ないような優遇措置をとるのか。

重要なことは、今日の大企業の異常な海外投資の増大です。とりわけ、一九九〇年代に自動車のアメリカ、カナダでの二百万台現地生産、それから電機のヨーロッパや韓国、台湾での生産、さらには国内で高炉五基を廃して一万九千人の合理化を進めている新日鉄も、アメリカで今度自動車鋼板を九〇年から年間百万トン生産するなどが既

に明らかにされています。このように我が国の重要な生産拠点がどんどん海外に逃げていきよる、移つていいきよるんです。

そして、伺いたいのは、こういう産業のいわゆる空洞化が進んでいくてどうなるかといったら、通産省が十一日に発表された調査報告によると、八七年度の海外現地生産の伸びが二六%になり、その結果、毎年失業者が二十万人ずつふえて、九〇年には失業率四%と予測するという見通しを出していらっしゃるんですが、この見通しは通産省発表の文書ですが、間違いございませんか。

○國務大臣(田村元君) このまま放置すればそのようになるであろう、こういうことでございます。

○市川正一君 放置すればって、どんどん拍車かかっていますやないか。私、事柄は国的基本的な産業経済政策にかかる問題なので、幸い大臣今お答えになつたんで伺いたいんですけど、こういう海外投資というものは必然的に新しい経済摩擦をやっぱり僕は生むと思うんです。同時にまた、国内の産業の空洞化、失業者の増大、中小企業の倒産、そして廃業というのを招くのは、私これ必定やと思うのです。このままほうておいたらといつて、実際にはこれどんどん進んでいるし、そして今通産省の見通しというのは私はむしろ控え目やと思う。しかし、自動車にしろあるいは電機にしろ鉄鋼にしろ、どんどんそういうふうに進んでいることに対して、政府としては、通産省としてはどういう措置をとろうとなさるのか。私は必要な民主的な規制を行うべきであると考えますが、この点いかがでしよう。

○國務大臣(田村元君) 今までそれじゃ放置しておいたらどうなるかと、裏返して言えば、黒字はどんどんふえるわ、そうすればますます円は高くなるわ、そうなると企業はいよいよ苦しむ。その企業の中でも中小企業にそのしわは寄るわ、これはかわいそうですわ。ですから、これを何か助けなきやなりません。ござりますから、まづ我々は、さっきも申し上げましたように、いろな幾つかの方途を講じる。まず第一が、大き

な内需拡大策をやる。これはもうすぐにもしなきやいかぬ。それから輸入の増進だ、構造調整だ。と同時に黒字をいかに還流するか。

もう一つは、これは市川さんにぜひ聞いてもらいたいことですが、私はASEAN諸国へ行きましたが、それは途上国が日本の企業をどれだけ誘致したいと待ち望んでおりますか。私はもうそれを頼まれまして、それでそんなこと言わてもとうて——ところが、さつきからおっしゃるこういう対策を講じればこそ、びびつておる中企業、小企業、中小企業が海外に出られるのと違いますやらか。大企業はこんなことしてやらぬでも出ていますわ。

○市川正一君 私、時間もうおまへんねんのや。あしたもまだありますんで、あしたいわば延長戦やりますけれども、もう時間ないんで本日の論戦の締めくくりだけ言うておきますけれども、さつき石炭問題でも大臣認められたように異常な円高やと。にもかかわらず日本の貿易黒字は減つてしまへんがな。ますますあたふえてますがな。そういう状況のもとで、今海外に生産拠点づくりを進めているといいわば大企業は何でそういうことができるのか。結局国際競争力が強いんです。

国際競争力が何で強いのやういうたら、結局下請中小企業も含めて長時間あるいは低賃金、そういう強さに秘密があると思うんです。私は、大臣が内需拡大ということをおっしゃつたけれども、本当に内需拡大は、こういう低賃金や長時間労働、ここに僕はメスを入れないとやっぱり解決しないと思うんです。それをほつといてどんどん海外に行きよると。言うならば企業栄えて民滅ぶというような空洞化政策を僕は通産省としてはもつと直視して、やっぱり問題を見きわめるべきやとということをきょうは問題提起をしておいて、ちょうど時間になりましたので、あしたまたゆっくりやらしてもらいます。

○木本平八郎君 私は、ちょうど輸出保険とともに貿易を三十何年間やってきたわけです。輸出保

險というのは、自分でも実務もやりましたし、保

もだいいんですけれども、その前に、もしもこの構

架であります。まずその辺ちょっとお願い

うかお願いを申し上げたいんですね。

それで、そのまず前提に、今まで輸出保険に対する通産省のスタンスというのがあつたと思うんですね。まず第一に、輸出保険は独立採算でなく

いたいことですが、私はASEAN諸国へ行きましたが、それは途上国が日本の企業をどれだけ誘致したいと待ち望んでおりますか。私はもうそれを頼まれまして、それでそんなこと言わてもとうて——ところが、さつきからおっしゃるこういう対策を講じればこそ、びびつておる中企業、小企業、中小企業が海外に出られるのと違いますやらか。大企業はこんなことしてやらぬでも出ていますわ。

○市川正一君 私、時間もうおまへんねんのや。あしたもまだありますんで、あしたいわば延長戦やりますけれども、もう時間ないんで本日の論戦の締めくくりだけ言うておきますけれども、さつき石炭問題でも大臣認められたように異常な円高やと。にもかかわらず日本の貿易黒字は減つてしまへんがな。ますますあたふえてますがな。そういう状況のもとで、今海外に生産拠点づくりを進めているといいわば大企業は何でそういうことができるのか。結局国際競争力が強いんです。

国際競争力が何で強いのやういうたら、結局下請中小企業も含めて長時間あるいは低賃金、そういう強さに秘密があると思うんです。私は、大臣が内需拡大ということをおっしゃつたけれども、本当に内需拡大は、こういう低賃金や長時間労働、ここに僕はメスを入れないとやっぱり解決しないと思うんです。それをほつといてどんどん海外に行きよると。言うならば企業栄えて民滅ぶというような空洞化政策を僕は通産省としてはもつと直視して、やっぱり問題を見きわめるべきやとということをきょうは問題提起をしておいて、ちょうど時間になりましたので、あしたまたゆっくりやらしてもらいます。

○木本平八郎君 私は、ちょうど輸出保険とともに貿易を三十何年間やってきたわけです。輸出保

險というのは、自分でも実務もやりましたし、保

もだいいんですけれども、その前に、もしもこの構

架であります。まずその辺ちょっとお願い

き受けないというようなことをあらかじめ公表いたしましたことは、その国の信用をいわば政府で格付するようなことになってしましますものですから、そこをどうしても隠さざるを得ないという問題がございまして、外からごらんあそばしますと、どうしても恣意的なうに思われるおそれがあると思いますが、その点はそういう事情があることを御理解賜りたいと思います。

○木本平八郎君 それで、私の経験から、これはそもそもお願いに入るわけですから、今まで

例えば各国に、アメリカを初めブラジルもそうで

すけれども、輸出商社をつくるべきだということ

で日本もいろいろ協力したわけですけれども、輸

出商社というのはそう簡単にできないわけ

ね。実際それも一つの原因としてなかなか輸出が

伸びないということがあつたと思うんです。今回

こういうことを日本がやってやることによって、

日本の商社が本当にその各国の產品を第三国に輸

出するということが非常にできるわけですね。そ

ういうことで私は、第三国に対する協力というも

のがもう画期的にできるんじゃないかと期待して

いるわけです。

そこで、保険を運用される立場としては当然の

ことなんですけれども、結論的に言えば、私せひ

性善説に立つていただきたいと思うんですよ。先

ほどのように、投資保険をやると意識的に倒産さ

せるんじゃないとか、例えば保険もらつた方が

もうかるから輸入のときにそういう保険をとろう

とするんじゃないかというふうな懸念は当然ある

と思うんですね。特にお役人の場合それは強いと思

うんです。ところが、実務を実際に担当している

人間になりますと、倒産だと回収不能だと

か、特に大きな会社の中だと内部で怒られますか

ら、損することよりも上から怒られることが多い

嫌なわけですよ。だから私は、本能的に、意識的

にそういうことをやる人というのにはほとんどない

んじゃないかと思うんですね。むしろそういう懸念、だから今度は大臣の方にもお願ひせにやいか

ぬのですけれども、例えば保険の担当部局が少々

そういうことで失敗しても余り大臣が怒らないようにしていただかない、窓口がシユーリングしちゃうとしても黒字が残つてしまいまして、その結果世界をやつぱりリードしていくだけ必要があるんやうとどうしてもこういうのが伸びないという点で、ひとつぜひ考え方というか姿勢をこの際ついでに改めていただきたいということなんです。

それで、時間がないものですからちょっと結論的なことを申し上げますと、今回のこういう改革というのは、私は非常にありがたい。しかし、これはただ単に日本のメーカーとか商社のためだけとか、あるいは日本の海外に進出している企業の安全のためとかなんとか、そういう観点じゃなくて、これはまた先ほどと同じでしつこいようですが、これはまだ先ほどと同じでしつこいようですが、これは国家の安全保障として考えていただいたいということなんですよ。

今、先ほどから議論になつておりますように、貿易摩擦の問題が相当深刻になつてきて、下手なことをすると袋だたきに遭う、大臣がうかうか外

国に行けないぐらいえらい目に遭う、そういう事態に對して日本としてどうやるか。それは内需拡大とか輸入とか、あるいは海外経済援助をふやすとか、あるいはもつとひどいことを言う人は防衛費を伸ばすなんということを言いますけれども、それと同じように、日本が世界の中で孤立しないためにこれも一つ大きな手段だ。我々はこういうことで世界の貿易秩序あるいはその国の輸出に協力させていただきます、我々いろいろの方面で輸入も努力するけれども、やっぱり限界がある、しかしその一部をこういうものでもって補わさせていただきますということが私非常に大事じゃないかと思うんですね。

したがつて、先ほど申し上げましたように、収支相償うんだとか独立採算とか、それも大事ですかね。それよりも何よりも安全保障の方が大事だというのをまず根本的に考えていただく必要があります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、輸出保険法改正案に對し反対の態度を表明いたしました。

反対理由の第一は、經濟構造調整研究会報告等に基づき、大企業の海外投資、製品・部品輸入、三國間貿易を一層促進するため、大企業のリスク負担を軽減するものであるからであります。

我が国の輸出保険制度は、世界最大の引き受け規模を誇り、また最も低率の保険料率となっていますが、この恩まれた制度が大企業による貿易黒字拡大の支援策となつてきたことは質疑の中でも明瞭化したところであります。

本改正案は、大企業のリスク負担をさらに軽減

しようとするとありますから、日本の大企業の多国籍企業としての繁栄を支援するものと言わざるを得ないのであります。

第二に、産業の空洞化を進め、労働者、中小企業、地域経済に深刻な打撃を与えるからであります。

今日でさえ大企業は、異常円高を前提として生産拠点の海外への移転、製品・部品輸入の拡大等によつて、労働者の人減らし、中小企業の経営悪化、倒産、廃業の激増等をもたらし、国民や地域経済に重大な打撃を与えておりますが、その急速な促進につながらざるを得ないからであります。

第三に、投資摩擦、貿易摩擦の一層の激化を招くからであります。

現在、我が国の海外投資保険制度は、世界に類例を見ない有利な制度であります。これを発展途上国のみならず先進国への投資にも拡充することは、まさに今日の大企業の投資行動に完全に対応したものであります。そのことは、日本の大企業の海外進出や海外直接投資は発展途上国からもまた欧米からも批判を生んでいるもとで、これをさらに激化することになるからであります。

この際、保険制度の大原則である収支相償の原則に立ち、保険収支の悪化を是正するためにも、保険料の適正化、審査の厳格化など運用面での改善を図ることを要求して、討論を終わります。

○委員長(前田勲男君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

輸出保険法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、福間君から発言を求められております

ので、これを許します。福間君。

○福間知之君 私は、ただいま可決されました輸出保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会につきましては、これを委員長に御一任願いたい議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

輸出保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、以下の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、保険引受け件数の増加に伴う事務量の増加及びリスクに伴う保険金、回収金の査定事務の増加が今後も予測されることに伴がみ、事務体制の充実強化を図るとともに、保険事務手続の一層の合理化、簡素化に努めること。

二、海外投資保険については、保険の適用対象となる投資形態及び損失算定基準の客觀化、明確化に努めること。

三、輸出金融保険の廢止にあたっては、中小の輸出業者に悪影響を与えないよう十分な配慮を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前田勲男君) ただいま福間君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 多数と認めます。よつて、福間君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田村通産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田村通産大臣。

○國務大臣(田村元君) ただいま御決議をいたしました附帯決議につきましては、その御趣旨を

尊重いたしまして、本法案の適切な実施に遺憾な

出保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会につきましては、これを委員長に御一任願いたい議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会各派共同提案による附帯決議案を提出いた

ます。

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田勲男君) 次に、産業構造転換円滑化臨時措置案法につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国貿易収支の黒字幅は、昨年一年間で九百二十七億ドルにも上つております。このような大幅な対外不均衡の是正を図り、我が国経済の中長期的發展基盤を確立していくためには、我が国産業構造を国際的に調和的とのれたものに転換していくことが極めて重要であり、我が国経済構造調整の主要な柱の一つとなつております。産業構造転換の動きは、円高の急速な進展、定着を背景として最近加速されつつありますが、これに伴い一部の業種に属する事業者について、事業規模の縮小による雇用問題の発生等種々の問題が生じております。また、事業規模の縮小等を迫られている事業所に依存する度合いの高い地域を中心に地域経済の状況が悪化しております。

本法律案は、このようないわゆる国経済の状況にかかる対策を講ずることとしております。具体的には、特定地域の経済の活性化と雇用の安定等を図るために、経済及び雇用の状況が著しく悪化している地域に対する対策であります。この法律案では、このような地域を特定地域として政令で指定し、特定地域の経済の安定及び発展を図るために、特種の対策を講ずることとしております。

第二は、産業構造転換の進展により事業規模の縮小等を迫られている事業所に相当程度依存しているため、経済及び雇用の状況が著しく悪化している地域に対する対策であります。この法律案では、このようないわゆる産業活力の低下、雇用問題の発生、地域経済の悪化等に対し適切な対策を講ずることにより産業構造転換を円滑化することを目的として立案され

たものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げま

す。

第一は、内外の経済的事情の著しい変化によ

り、生産能力が著しく過剰となっている設備を事業の用に供する事業者について、その新たな経済的環境への適応を円滑化するための対策であります。この法律案ではこのような事業者を特定事業者とし、特定事業者は、新たな経済的環境への適応のため、特定設備の処理及び設備処理とあわせて行う事業転換に関する事業適応計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができるとしております。事業適応計画の承認を受けた特定事業者に対しては、設備処理のために必要な資金の借り入れに係る債務保証、設備処理に伴う除却損に係る欠損金の繰越控除期間の延長、事業転換に対する金融上の支援、事業転換に必要な生産設備の特別償却等の助成措置を講ずることとしております。

また、同一の業種に属する二以上の特定事業者は、設備の処理その他の新たな経済的環境への適応措置を円滑に実施するため、生産の受託、合併等に関する事業提携計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができることとしております。事業提携計画の承認を受けた特定事業者に対しては、生産の受託等に必要な設備に対する特別償却、合併等に伴い必要となる登録免許税の軽減等の助成措置を講ずることとしております。

第二は、産業構造転換の進展により事業規模の縮小等を迫られている事業所に相当程度依存しているため、経済及び雇用の状況が著しく悪化している地域に対する対策であります。この法律案では、このようないわゆる産業活力の低下、雇用問題の発生、地域経済の悪化等に対し適切な対策を講ずることにより産業構造転換を円滑化することを目的として立案され

最後に、以上の対策を講ずるために、現在の産業基盤信用基金の業務を拡充し、特定事業者が行う設備の処理のために必要な資金の借り入れに係る債務の保証、特定地域の安定等に資する事業に必要な資金の出資その他の産業構造転換の円滑化に必要な業務を追加するとともに、あわせて名称を産業基盤整備基金に変更する等所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいま

すようお願い申し上げます。

なお、衆議院において本法律案につき一部修正がなされておりましたので御報告いたします。

○委員長(前田勲男君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員与謝野馨君から説明を聴取いたします。与謝野馨君。

○衆議院議員(与謝野馨君) 産業構造転換円滑化臨時措置法案の衆議院における修正について御説明申し上げます。

御承知のとおり、本法律案は、我が国をめぐる厳しい経済環境に対応して、産業構造を国際的に調和のとれたものに転換していくことが重要であることにかんがみ、その円滑化を図るために措置を講じようとするものであります。

その具体的な内容として、特定事業者が、事業適応計画または事業提携計画を作成し、主務大臣の承認を受けた場合に、金融、税制上の支援措置を講ずることが大きな柱となっております。

ところが、計画を申請する場合の記載事項には、労務に関する事項が規定されておりません。

言うまでもなく、これらの計画で行われる特定設備の処理、事業転換等及び事業提携は、経営の根幹にかかるものであり、当然労働者の利害に大きな影響を及ぼすものでありますので、計画を申請する場合の記載事項に、計画の実施に伴う労務に関する事項を明示することが必要であります。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特許法等の一部を改正する法律案

(特許法の一部改正)

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特許法等の一部を改正する法律案

(特許法等の一部を改正する法律案)

以上が修正の趣旨であります。  
○委員長(前田勲男君) 御苦勞さまでした。  
以上で説明聽取は終わりました。

本案に対する質疑は明日に行うこととしたしま

す。本日はこれにて散会いたします。

午後六時八分散会

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第二項中「、第一百二十四条」を削る。

第四十三条第二項中「特許出願の日から三月」を「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」に改め、同項に次の各号を加える。

一、当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二、当該優先権が第四十二条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張と認められた出願の日

三、当該特許出願が前項の規定による他の優先権を伴う場合における当該優先権の主張とした出願の日

第四十三条第四項中、「優先権」を「、当該優先権」に改める。

第二百七条第一項の表中「三千三百円」を「五千円」に、「三千五百円」を「五千三百円」に、「五千三百円」を「八千円」に、「一万千円」を「一万六千円」に、「二万円」を「三万二千円」に、「四万二千円」を「六万四千円」に改める。

第二百二十四条を次のように改める。

第二百五十五条の見出し中「取下」を「取下げ」に改め、同条第一項中「次条第一項の規定による通知があった後は、取り下げることができる」を「審決が確定するまでは、取り下げることができる」に改める。

別表第一号から第三号までの規定中「九千五百円」を「一万四千円」に改め、同表第四号中「三万三千円」を「五万円」に、「五千三百円」を「八千円」に改め、同表第五号中「五千八百円」を「八千八百円」に改め、同表第六号中「二万九千円」を「三万二千円」に改め、同表第七号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第八号及び第九号中「一万四千五百円」を「二万二千円」に改め、同

表第十号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

第二条 特許法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号及び第四号並びに第二項中「第一百二十三条第一項」の下に「、第百二十五条の二第一項」を加える。

第九条中「若しくは取下げ」の下に「、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ」を加える。

第十四条中「及び取下げ」の下に「、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ」を加える。

第十八条第一項中「第二項ただし書」を「第二項ただし書第一号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「設定」の下に「、存続期間の延長」を加える。

第三十六条第四項及び第五項を次のように改める。

4 第二項第四号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一、特許を受けるようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二、特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載した項(以下「請求項」という)に区分してあること。

三、その他通常産業省令で定めるところにより記載されていること。

5 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である特許請求の範囲の記載となることを妨げない。

第三十七条 二以上の発明については、これらに掲げる関係を有する発明であるときは、一

第三十八条を削り、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の二条を加える。

三、その他通常産業省令で定めるところにより記載されていること。

5 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である特許請求の範囲の記載となることを妨げない。

第三十七条 二以上の発明については、これらに掲げる関係を有する発明であるときは、一

の願書で特許出願をすることができる。

一 その特定発明と産業上の利用分野及び解

決しようとする課題が同一である発明

二 その特定発明と産業上の利用分野及び構

成に欠くことができない事項の主要部が同

一である発明

三 その特定発明が物の発明である場合にお

いて、その物を生産する方法の発明、その

物を使用する方法の発明、その物を取り扱

う方法の発明、その物を生産する機械、器

具、装置その他の物の発明、その物の特定

の性質を専ら利用する物の発明又はその物

を取り扱う物の発明

四 その特定発明が方法の発明である場合に

おいて、その方法の発明の実施に直接使用

する機械、器具、装置その他の物の発明

五 その他政令で定める関係を有する発明

第四十九条第一号中「第三十七条」を「第三十

八条」に改め、同条第三号中「から第五項まで又

は第三十八条」を「若しくは第四項及び第五項又

は第三十七条」に改める。

第五十二条第三項中「第一百十二条第五項」を

「第一百十二条第六項」に改める。

第五十五条の見出し中「申立て」を「申立て」に改め、同条第一項中「二月」を「三月」に、「第三十

六条第五項又は第三十八条を「第三十六条第四

項第三号又は第三十七条」に改める。

第六十七条に次の二項を加える。

3 特許権の存続期間は、その特許発明の実施

について安全性の確保等を目的とする法律の

規定による許可その他の処分であつて当該處

分の目的、手続等からみて当該処分を的確に

行うには相当の期間を要するものとして政令

で定めるものを受けることが必要であるため

上できなかつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができ

る。

第六十七条の次に次の二項を加える。

(存続期間の延長登録)

第六十七条の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

二 特許番号

三 延長を求める期間（二年以上五年以下の期間に限る。）

四 前条第三項の政令で定める处分の内容

2 前項の願書には、通商産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。

3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第三項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。

4 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

5 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、存続期間は、延長されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、存続期間は、延長されたものとみなさず。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、存続期間は、延長されたものとみなさず。

あつたとは認められないとき。

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第三項の政令で定める処分を受けていないとき。

三 その特許発明の実施をすることができなかつた期間が二年に満たないとき。

四 その延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。

五 その出願をした者が当該特許権者でないとき。

六 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。

3 前項の査定があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所

第六十七条の四 第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び第六十三条の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

(存続期間が延長された場合の特許権の効力)

第六十八条の二 特許権の存続期間が延長された場合（第六十七条の二第五項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。）の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第三項の政令で定める処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物）についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

第一百七条第一項中「規定する十五年」を「規定する存続期間（同条第三項の規定により延長されたときは、その期間）の満了まで」に改め、同項の表を次のように改める。

三 延長登録の年月日

四 延長の期間

五 第六十七条第三項の政令で定める処分の

第六十七条の四 第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び第六十三条の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年九千三百円に一請求項につき千円をえた額
第四年から第六年まで	毎年一万四千五百円に一請求項につき千五百円をえた額
第七年から第九年まで	毎年二万九千円に一請求項につき三千円をえた額
第十年から第十二年まで	毎年五万八千円に一請求項につき六千円をえた額
第十三年から第十五年まで	毎年十一万六千円に一請求項につき一万二千円をえた額
第十六年から第十八年まで	毎年二十三万二千円に一請求項につき二万四千円をえた額
第十九年及び第二十年	毎年四十六万四千円に一請求項につき四万八千円をえた額

「第一項中」あつた日」の下に「(次項た  
だし書第一号において「特許査定等謄本送達日」  
という。)を加え、同条第二項ただし書を次の  
ように改める。

ただし、次の各号に掲げる特許料は、それ  
ぞれ当該各号に掲げる期間内に一時に納付し  
なければならない。

一 出願公告の日から特許査定等謄本送達日

までに三年以上を経過した場合における第  
四年から特許査定等謄本送達日の属する年

(特許査定等謄本送達日から特許査定等謄  
本送達日の属する年の末日までの日数が三  
十日に満たないときは、特許査定等謄本送  
達日の属する年の次の年)までの各年分の  
特許料 特許査定等謄本送達日から三十日  
以内

二 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨  
の査定又は審決の謄本の送達があつた日  
(以下この号において「延長登録査定等謄本  
送達日」という。)がその延長登録がないと  
した場合における特許権の存続期間の満了  
日の属する年の末日から起算して前三十  
日の属する年の末日から起算して前三十  
日目に当たる日以後である場合におけるそ  
の年の次の年から延長登録査定等謄本送達  
日の属する年(延長登録査定等謄本送達日  
から延長登録査定等謄本送達日の属する年  
の末日までの日数が三十日に満たないとき  
は、延長登録査定等謄本送達日の属する年  
の次の年)までの各年分の特許料 延長登  
録査定等謄本送達日から三十日以内

第一百八条第三項中「前項ただし書」を「前項た  
だし書第一号」に改める。  
第一百十一条第一項に次の二号を加える。  
三 特許権の存続期間の延長登録を無効にす  
べき旨の審決が確定した年の翌年以後の各  
年の分の特許料(当該延長登録がないとした  
場合における存続期間の満了日の属する年  
の翌年以後のものに限る。)  
第一百十一条第二項中「同項第二号」の下に「及  
び第三号」を加える。

び第三号」を加える。

第一百十二条第一項中「第一百八条第二項本文」の  
下に「若しくはただし書第二号」を加え、同条第  
四項中「第一百七条第一項の規定による第四年以  
後の各年分」を「、第一百八条第二項本文に規定  
する期間内に納付すべきであつた」に、「第一百八  
条第二項本文」を「同条第二項本文」に改め、同  
条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に  
次の二号を加える。

5 特許権者が第一項の規定により特許料を追  
納することができる期間内に第一百八条第二項  
ただし書第二号に規定する特許料及び第二項  
の割増特許料を納付しないときは、その特許  
権は、当該延長登録がないとした場合におけ  
る特許権の存続期間の満了の日の属する年の  
経過の時にさかのばつて消滅したものとみな  
す。

第一百二十三条第一項中「特許請求の範囲に記  
載された二以上の発明に係るものについては、  
発明」を「二以上の請求項に係るものについて  
は、請求項」に改め、同項第一号中「第三十七  
条」を「第三十八条」に改め、同項第三号中「第三  
十六条第三項又は第四項」を「第三十六条第三項  
又は第四項(第三号を除く)及び第五項」に改め  
る。

第一百二十三条第二項及び第三項の規定は、  
前項の審判の請求について準用する。

3 延長登録を無効にすべき旨の審決が確定し  
たときは、その延長登録による存続期間の延  
長は、初めからされなかつたものとみなす。

ただし、延長登録が第一項第三号に該当する  
場合において、その特許発明の実施をするこ  
とができるなかつた期間を超える期間の延長  
登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき  
は、当該超える期間について、その延長がさ  
れなかつたものとみなす。

第一百三十二条第一項中「第一百二十三条第一項  
の下に「第一百二十五条の二第一項」を加える。

第一百四十五条第一項中「第一百二十三条第一項  
の下に「第一百二十五条の二第一項」を加え「申  
立」を「申立て」に改める。

第一百五十五条第三項中「特許請求の範囲に記  
載された二以上の発明に係る特許の二以上の発  
明」を「二以上の請求項に係る特許の二以上の請  
求項」に、「発明ごと」を「請求項ごと」に改める。

第一百六十七条中「第一百二十三条第一項」の下に  
「、第一百二十五条の二第一項」を加え、「基いて」  
を「基づいて」に改める。

六十七条规定の政令で定める処分を受け  
ることが必要であったとは認められない場  
合の出願に對してされたとき。

一 その延長登録がその特許発明の実施に第  
一百五十五条及び第一百七十六条中「係る特  
許」の下に「若しくは無効にした存続期間の延長  
登録に係る特許権」を「特許出願」の下に「若し  
くは特許権の存続期間の延長登録の出願」を、

合の出願に對してされたとき。

三 その延長登録により延長された期間がそ  
の特許発明の実施をすることができないなか  
た期間を超えているとき。

四 その延長登録が当該特許権者でない者の  
出願に對してされたとき。

五 その延長登録が第六十七条の二第四項に  
規定する要件を満たしていない出願に對し  
てされたとき。

2 第一百二十三条第二項及び第三項の規定は、  
前項の審判の請求について準用する。

3 延長登録を無効にすべき旨の審決が確定し  
たときは、その延長登録による存続期間の延  
長は、初めからされなかつたものとみなす。

ただし、延長登録が第一項第三号に該当する  
場合において、その特許発明の実施をするこ  
とができるなかつた期間を超える期間の延長  
登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき  
は、当該超える期間について、その延長がさ  
れなかつたものとみなす。

第一百三十二条第一項中「第一百二十三条第一項  
の下に「第一百二十五条の二第一項」を加える。

第一百四十五条第一項中「第一百二十三条第一項  
の下に「第一百二十五条の二第一項」を加え「申  
立」を「申立て」に改める。

第一百五十五条第三項中「特許請求の範囲に記  
載された二以上の発明に係る特許の二以上の発  
明」を「二以上の請求項に係る特許の二以上の請  
求項」に、「発明ごと」を「請求項ごと」に改める。

第一百六十七条中「第一百二十三条第一項」の下に  
「、第一百二十五条の二第一項」を加え、「基いて」  
を「基づいて」に改める。

第一百六十九条第一項及び第一百七十四条第三項  
中「第一百二十三条第一項」の下に「、第一百二十五  
条の二第一項」を加える。

第一百六十九条第一項及び第一百七十六条中「係る特  
許」の下に「若しくは無効にした存続期間の延長  
登録に係る特許権」を「特許出願」の下に「若し  
くは特許権の存続期間の延長登録の出願」を、

「設定の登録」の下に「若しくは特許権の存続期  
間を延長した旨の登録」を加える。

第一百七十九条中「訴」を「訴え」に改め、「第一百  
二十三条第一項」の下に「、第一百二十五条の二第  
二項」を加える。

第一百八十四条の八中「基準時」を「国内書  
面提出期間内」に改め、同項第四号中「前項に規  
定する期間」を「国内書面提出期間」に改める。

第一百八十四条の六第二項中「日本語特許出願  
に係る國際出願日における明細書」を「日本語で  
された國際特許出願(以下「日本語特許出願」と  
いう)に係る國際出願日における明細書」に改  
める。

第一百八十四条の八中「基準時」を「国内  
處理基準時」に改める。

第一百八十四条の八中「基準時」の属する日ま  
で「あるのは」第一百八十四条の五第一項に規定  
する期間内(その期間内に出願人が出願審査の  
請求をしたときは、その請求の時まで)と、」を削  
除する。

第一百八十四条の八中「基準時」を「国内書  
面提出期間内」に改め、「同項に規定する期間」  
を「国内書面提出期間」に改め、「前項に規定す  
る期間」を「国内書面提出期間」に改める。

第一百八十四条の九第一項中「優先日から一年八月を経過した後」を「条約第二十二条に規定する国際公開（以下「国際公開」という。）がされた国際特許出願であつて優先日から一年八月以内に出願人から出願審査の請求があつたものについては」を「国内書面提出期間の経過後（国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十二条に規定する国際公開（以下「国際公開」という。）がされたものについては」に改め、同条第五項中「除く。」とあるのは「除く。及び」を「又は」に改める。

第六十七条の二第二項の資料」とあるのは「又は」に改める。

第一百八十四条の十の二第一項中「第一百八十四条の五第一項に規定する期間内（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求のときまで）において」を「国内処理基準時まで」に改め、同条第二項中「（外國語実用新案登録の出願人には、第一百八十四条の四第一項の規定により翻訳文を提出した者に限る。）」を削り、「第一百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後）」を「国内処理基準時の属する日後」に改める。

第一百八十四条の十一第一項中「基準時」を「国内処理基準時」に改めて、同条第二項中「（外國語実用新案登録の出願人には、第一百八十四条の四第一項の規定により翻訳文を提出した者に限る。）」を削り、「第一百八十四条の五第一項に規定する期間内（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後）」を「国内書面提出期間の経過後（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後）」に改める。

第一百八十四条の十一の二中「第一百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後）」を「国内処理基準時の属する日後」に改める。

第一百八十四条の十一の三第四項中「第一百八十四条の五第一項又は实用新案法第四十八条の五第一項に規定する期間が満了した時（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時を「第一百八十四条の四第四項若しくは实用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時」に、「時」を「時」に改める。）」を「第一百八十四条の十一の三第四項中「第一百八十四条の五第一項又は实用新案法第四十八条の五第一項に規定する期間が満了した時（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時を「第一百八十四条の四第四項若しくは实用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時」に、「時」を「時」に改める。）」に改める。

第一百八十四条の十一中「第四十八条の五第一

項の日本語実用新案登録出願にあつては同項を「第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては同法第四十八条の五第一項」に改める。

第一百八十四条の十三中「優先日から一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十二条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年六月）を経過した」を「国内書面提出期間の経過」に改める。

第一百八十四条の十六第五項中「第一項に規定する期間が満了した時（その期間内に提出期間が満了した時（国内書面提出期間）に、「基準時」を「国内処理基準時」に「同項」を「第一項」に、「第一百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後）」を「国内

処理基準時の属する日後」に、「優先日から一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十二条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年六月）を経過した」を「国内書面提出期間の経過」に改める。

第一百八十四条の十八号を第九号とし、第五号から第七号までを「一号ずつ繰り下げ、同表第四号中「五万円に一発明につき八千円」を「五万六千二百円」に「請求項につき千八百円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

第十一条 特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審請求する者

一件につき四万四千円

別表中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを「一号ずつ繰り下げ、同表第四号中「五万円に一発明につき八千円」を「五万六千二百円」に「請求項につき千八百円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者

一件につき四万九千円

別表中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを「一号ずつ繰り下げ、同表第四号中「五万円に一発明につき八千円」を「五万六千二百円」に「請求項につき千八百円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者

一件につき四万九千円

る。

第五条第四項及び第五項を次のように改め

4 第二項第四号の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 実用新案登録を受けようとする考案が成に欠くことができない事項のみを記載したこと。

二 実用新案登録を受けようとする考案の構成の詳細な説明に記載したものであること。

三 その他通常産業省令で定めるところによること。

5 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である実用新案登録請求の範囲の記載となることを妨げない。

第六条 二以上の考案については、これらの考

げ」を加え、同項第五号中「第一百十二条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

別表第十号を同表第十二号とし、同表第九号中「再審」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「二万三千円に一発明につき二万三千円」を「三万九千六百円に一発明につき四千四百円」に改め、同号を同表第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

第一百九十五条第三項中「添附した」を「添付した」に、「特許請求の範囲に記載した発明」を「請求項」に、「発明について」を「請求項について」に改める。

第一百九十七条中「特許」の下に「、特許権の存

する期間が満了した時（その期間内に提出期間が満了した時（国内書面提出期間）に、「基準時」を「国内処理基準時」に「同項」を「第一項」に、「第一百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後）」を「国内書面提出期間の経過後（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後）」に改める。

第一百八十五条の見出し中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係るもの」を「二以上の請求項に係る特許又は特許権」に改め、同条中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明」を「二以上の請求項」に、「発明ごと」を「請求項ごと」に改める。

第一百八十六条ただし書第一号中「又は願書に添付した」を「若しくは願書に添付した」に改め、「除く。」の下に「又は第六十七条の二第二項の資料」を加える。

第一百八十七条第一号中「又は出願公開」を「若しくは出願公開」に改め、「無効」の下に「又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下」は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下

す。

別表第一号から第三号までの規定中「七千円」を「一万円」に改め、同表第四号中「二千五百円」を「三千円」に改め、同表第五号中「二千五百円」を「三千円」に改め、同表第六号中「九百円」を「四百円」に改め、同表第七号中「二万円」を「三万二千円」に改め、同表第八号中「二万円」を「三万四千円」に改め、同表第九号及び第十号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第十一号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

第四条 実用新案法の一部を次のように改正す

る。



定において、それぞれ適用する同表の第四欄に掲げる規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第四十五条	第四十一条	特許法第三項 第一百五十九条	特許法第五十二条第三項 第一百五十九条
第四十五条	第四十五条	特許法第三項 第一百六十一條	特許法第五十二条第三項 第一百五十九条
第四十五条	第四十八条の十三第三項	特許法第一項 第一百七十四条	特許法第一項 第一百七十四条
第四十五条	第四十一条	特許法第三項 第一百八十四条	特許法第三項 第一百八十四条
第四十五条	第四十五条	特許法第三項 第一百五十九条	特許法第五十二条第三項 第一百五十九条
第四十五条	第四十五条	特許法第三項 第一百六十一條	特許法第五十二条第三項 第一百五十九条
第四十五条	第四十五条	特許法第三項 第一百五十九条	特許法第五十二条第三項 第一百五十九条
第四十五条	第四十五条	特許法第三項 第一百五十九条	特許法第五十二条第三項 第一百五十九条

第五十四条中第七項を第八項とし、第六項を

第五十四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第一項を第二項とし、同条第三項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え  
る。

3 実用新案登録出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該実用新案登録出願の願書に添付した明細書についてした補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、実用新案登録出願人が納付しなければならない。

## 第五条 意匠法(昭和三十四年法律第百一十五号)

の一部をひのむきに改正する

第一項の日本語特許出願にあつては同項」を「第一百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項」に改め、同条第二項中「第四十八条の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項」を「第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては同法第四十八条の五第一項」に改める。  
第十五条第一項中「第三十七条」を「第三十八條」に改め、同項に後段として次のように加え

この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「憲章登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

第十七条第一号中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第四十二条第一項各号列記以外の部分中「五年」を「存続期間の満了まで」に改め、同項第一号中「四千五百円」を「六千八百円」に改め、同

項第三号中「九千円」を「一万三千五百円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万七千円」に改め、同条第二項中「四千五百円」を「六千八百円」に改める。百円」に改める。

第四十五条中「及び第一百一条」を「並びに第一百一十二条第一項(第三号を除く)及び第二項」に改める。

第四十八条第一項第一号中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第四十九条 削除

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

別表第一号中「八千四百円」を「一万三千円」に、「四千二百円」を「六千五百円」に改め、同表第二号中「二千七百円」を「四千百円」に、「一千四百円」を「二千百円」に改め、同表第三号中「二万千円」を「三万二千円」に改め、同表第四号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第五号中「一万四千五百円」を「二万一千円」に改め、同表第六号及び第七号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

「第二号中「五千八百円」を「八千八百円」に改め、  
同表第三号中「三万十円」を「三万二千円」に改  
め、同表第四号及び第五号中「二万九千円」を  
「四万四千円」に改める。

附則

第一條 この法律は昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条の規定中憲法第十五条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定中商標法第十三条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条、附則第四条、第六条、第七条、第八条及び第十一條の規定 昭和六十二年六月一日

（商標法の一部改正）  
第六条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。  
第十三条第一項に後段として次のように加え  
る。  
千円」に改める。

(商標法の一部改正)  
第六条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十三条第一項に後段として次のように加える。  
この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「商標登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。  
第十七条中「申立」を「申立て」に改め、同条に

(商標法の一部改正)  
第六条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十三条第一項に後段として次のように加える。  
この場合において、同法第四十一条第三項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「商標登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。  
第十七条中「申立」を「申立て」に改め、同条に後段として次のように加える。  
この場合において、同法第五十五条第一項中「三月」とあるのは、「二月」と読み替えるものとする。  
第四十条第一項中「四万四千円」を「五万三千円」に改め、同条第二項中「八万四千円」を「十万円」に改める。  
別表第一号中「一万四千円」を「一万七千円」に、「二万八千円」を「三万四千円」に改め、同表

(施行期日) 第二号中「五千八百円」を「八千八百円」に改め、同表第三号中「二万三千円」を「三万二千円」に改め、同表第四号及び第五号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

附 則

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条の規定中意匠法第十五条规定に後段を加える改正規定、同法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定中商標法第十三条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条、附則第四条、第六条、第七条、第八条及び第十一条の規定 昭和六十二年六月一日

の八第一項の改正規定、同法第四十八条の八の二第四項の改正規定、同法第四十八条の九の改正規定、同法第四十八条の十四第五項の改正規定並びに第五条の規定中意匠法第十三条の二第一項及び第二項の改正規定 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第六十四条(b)の規定による同条(a)の宣言の撤回の効力の発生の日

(第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置) 第三条 第二条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第四十九条第三号、第五十五条第一項ただし書、第一百二十三条第一項各号列記以外の部分及び第三号、第一百五十五条第三項の項、第一百八十五条並びに第一百九十五条第三項の規定は、この法律の施行後にした特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

第二条 前条ただし書第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料であつて特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る)については、第一条の規定による改正後の特許法第一百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条ただし書第一号に定める日前に設定登録をした特許権に係る特許法第一百二十三条第一項の審判については、第一条の規定による改正前の特許法第一百二十四条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

各年区分	金額
第一年から第三年まで	毎年五千円に一発明(特許請求の範囲に記載された「発明をいう。以下この表において同じ。」)につき五千三百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年八千円に一発明につき八千円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万六千円に一発明につき一万六千円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年三万二千円に一発明につき三万二千円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年六万四千円に一発明につき六万四千円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年十二万八千円に一発明につき十二万八千円を加えた額
第十九年及び二十年	毎年二十五万六千円に一発明につき二十五万六千円を加えた額

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての新特許法第一百七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年区分	金額
第一年から第三年まで	毎年六千八百円
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円
第七年から第十年まで	毎年二万七千円

2 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設立による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設立による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納付についての新実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年区分	金額
第一年から第三年まで	毎年六千八百円
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円
第七年から第十年まで	毎年二万七千円

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納付についての新実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る手数料の納付についての新実用新案法第五十四条第二項の規定の適用については、別表第四号中「三万円に一請求項につき千円を加えた額」とあるのは「三万二千円」と同表第九号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは「四万四千円」とする。

(第五条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置)

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての新特許法第一百九十五条第二

項の規定の適用については、別表第五号中「五六千二百円に一請求項につき千八百円」とあ

定による改正前の実用新案法第三十八条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

2 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設立による改正後の意匠法第四十九条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(特許法等の一部を改正する法律による改正前の特許法(一部改正))

第七条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六年法律第四十一号)附則第二条の規定により十年法律第四十二号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の特許法(以下「旧法」という。)第一百七条

第一項の表中「一発明につき三千五百円」を「一発明につき五千三百円」に、「一発明につき五千三百円」を「一発明につき八千円」に、「一発明につき一万円」を「一発明につき二万円」を「一発明につき三万二千円」に、「一発明につき三万二千円」を「一発明につき六万四千円」に改める。

(旧法の改正に伴う経過措置)  
第八条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に旧法第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であつて特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る)については、前条の規定による改正後の旧法第一百七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 (追加の特許権についての特別)  
第九条 追加の特許権及び旧法第七十五条第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権になつたときの当該独立の特許権については、新特許法第六十七条第三項の規定にかかるわらず、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができるない。

3 特許権の存続期間の延長登録の出願があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、その追加の特許権の存続期間は、原特許権とともに延長されるとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶すべき旨の査定が確定し、又はその存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。

4 特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、原特許権の存続期間が延長された期間についてその追加の特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の査定が確定した場合において、その特許権

に追加の特許権があるときは、その追加の特許権の当該延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録が新特許法第一百二十五条の二第一項第三号に該当する場合において、その特許権の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にする旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その追加の特許権の存続期間の延長がされなかつたものとみなす。

#### (旧法の一部改正)

第十一条 旧法第一百七条第一項を次のように改め

特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年一発明(特許請求の範囲に記載された)一発明をいう。以下この表において同じ。)につき五千三百円
第四年から第六年まで	毎年一発明につき八千円
第七年から第九年まで	毎年一発明につき一万六千円
第十年から第十二年まで	毎年一発明につき三万二千円
第十三年から第十五年まで	毎年一発明につき六万四千円
第十六年から第十八年まで	毎年一発明につき十二万八千円
第十九年及び第二十年	毎年一発明につき二十五万六千円

#### (政令への委任)

第十一条 附則第二条から第六条まで及び第八条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律  
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

七 情報処理又は電気通信の高度化により経済社会の情報化及び国際化に即応じた都市機能の高度化又は港湾の利用の高度化を図るために設置される次の施設

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案  
三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

第三条第三項中「前条第一項第一号から第五号まで」の下に、「第七号及び第八号」を加え、「及び第六号」を「から第八号まで」に改める。  
第四条第三項第四号中「及び第六号」を「から第八号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次一号を加える。

三 第二条第一項第七号に掲げる特定施設について、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区に設置されるものであること。

第九条中「第二条第一項第五号」の下に、「第七号及び第八号」を加える。

第五十九条第三号中「第二条第一項第五号イ」の下に「及び第八号」を加え、同条に次の一号を加える。

一般の需要に応ずるためのもの(これと一体的に設置される会議場施設その他の共同利用施設を含む)。

八 事業場として相当数の企業等に利用されるための施設であつて、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、イ又はロに掲げた施設の機能を活用するための共同利用設備を備え、かつ、建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもので、それぞれイ又はロに掲げる施設と一体的に設置されるもの。

八 外国企業等の我が国の市場の開拓を円滑化するために設置される施設であつて、事業場として相当数の外国企業等に利用させるための施設及び当該外国企業等の業務の円滑な実施を図るための展示施設、研修施設その他の共同利用施設を備えたもの。

第三条第三項中「前条第一項第一号から第五号まで」の下に、「第七号及び第八号」を加え、「及び第六号」を「から第八号まで」に改める。

第四条第三項第四号中「及び第六号」を「から第八号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次一号を加える。

三 第二条第一項第七号に掲げる特定施設について、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区に設置されるものであること。

第九条中「第二条第一項第五号」の下に、「第七号及び第八号」を加える。

第五十九条第三号中「第二条第一項第五号イ」の下に「及び第八号」を加え、同条に次の一号を加える。





八年法律第百四十五号)の一部を次のよう改正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十七年三月三十日」に改める。

第三条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第三条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十七年三月三十日」に改める。

法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改める。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十七年三月三十日」に改める。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第四条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改める。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十七年三月三十日」に改める。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第四条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改める。

附則第七項から第九項までを次のように改める。

7 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定において、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金を支拂うことができる。

8 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

9 附則第七項の規定による借入金は、その借り入れをしたときから四年(昭和六十三年度に附則第十項中「及び第八項」を削り、「行なう」を「行う」に改める。)

附則第十一項中「及び第八項」を削る。

附則第十二項中「、その借入れをした年度に

おけるこの会計の歳入と、附則第八項の規定による借入金は」及び「及び第八項」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条

新エネルギー総合開発機構が最初に作成する石炭供給安定資金の貸付計画については、

第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七条第一項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第

号)の施行後遅滞なく」とする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改める。

附則第十六項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十七年三月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律

附則第十六項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十七年三月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改める。

貿易保険法

目次中「第四章 輸出金融保険(第六条~第十一条)」を「第四章 削除」に、「第五章 海外投資保険(第四章の三第五章の二)」を「第五章の二」再投

保険(第十四条の十二~第十四条の十五)」に、「第七章 輸出保険審議会(第十六条~第十八条)」を「第七章 貿易保険審議会(第十六条~第十八条)」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 新エネルギー総合開発機構が最初に作成する石炭供給安定資金の貸付計画については、

第一条の二第十項第三号中「外国法人(本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る)の社債」を「本邦外において行う事業に必要な長期資金を調達するため発行される外国政府等若しくは

外國法人の公債、社債」に、「これに」を「これらに」に、「当該外國法人に対する」を「外國政府等、外國法人若しくは外國人に対する当該資金に充てられる」に、「以下」を「第五号に規定するものを除く。」に、「以下」に、「当該外國法人の」を「本邦に」に、「当該外國法人に対する」を「外國政府等、外國法人若しくは外國人に対する当該資金に充てられるこれら者の」に改め、「保証債務」の下に「(第五号に規定するものを除く。)」を加え、同項第五号中「第三号に規定する外國法人」を「本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他他の方法によりその経営を実質的に支配しているもの」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項の次に次の六項を加える。

10 この法律において「前払輸入契約」とは、貨物を輸入する契約のうち、その輸入貨物の代金又は賃借料の全部又は一部を当該輸入貨物の船積期日前に支払うこととする契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

11 この法律において「前払輸入者」とは、前払輸入契約の当事者であつて、貨物を輸入するものとをいう。

12 この法律において「仲介貿易契約」とは、本邦法人又は本邦人が一の外國の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外

国地域に販売し、又は貿易する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものとをいう。

13 この法律において「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であつて、貨物を販売し、又は貿易するものをいう。

易契約の当事者であつて、貨物を販売し、又は貿易するものをいう。

賃貸するものをいう。

の契約の当事者であつて、貨物の輸出及び技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供若しくはこれに伴う労務の提供又は仲介貿易貨物の販売若しくは貯蔵をするものは、輸出者とみなす。

第一項又は第二項の規定により一の契約が輸出契約とみなされる場合には、第三章、第三章の二及び第四章の二の規定の適用については、当該契約に基づく技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供又は仲介貿易貨物の販売若しくは貯蔵及び当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価又はその仲介貿易貨物の代金若しくは貨料は、それぞれ、貨物（第五条の二第二項、第五条の六の二第二項又は第十条の二第二項の規定を適用する場合にあつては、これらの項の政令で定める貨物）の輸出及びその輸出貨物の代金とみなす。

第一項又は第二項の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、第三章、第三章の二及び第四章の二の規定の適用については、当該契約の当事者であつて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供及び貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは貯蔵をするものは、輸出者とみなす。

第一項又は第二項の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、第三章、第三章の二及び第四章の二の規定の適用については、当該契約の当事者であつて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供及び貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは貯蔵をするものは、輸出者とみなす。

第一項又は第二項の規定により一の契約が仲介貿易貨物の販売若しくは貯蔵をするもの、当該契約に基づく貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは貯蔵及びその輸出貨物の代金若しくは貨料又はその仲介貿易貨物の代金若しくは貨料は、それぞれ、技術提供者、技術の提供又はこれに伴う労務の提供（第十条の二第二項の規定を適用する場合にあつては、外国における技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの）及びこれら

又は当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価は、それぞれ、仲介貿易者、仲介貿易貨物の販売又は貯蔵及びその仲介貿易貨物の代金とみなす。

第一条の三の見出し中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、同条中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、「輸出金融保険」を削り、「輸出保証保険」の下に「前払輸入保険、仲介貿易保険」を加える。

第一条の四中「輸出保険」を「貿易保険」に改め。

第一条の五中「輸出保険」を「貿易保険」に、「基く」を「基づく」に改める。

第一条の六中「又は輸出金融保険」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

第一条の七中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 一会计年度内に引き受ける前払輸入保険の保険金額の総額

七 一会计年度内に引き受ける仲介貿易保険の保険金額の総額

第三条中「第一項の二第一項」の下に「又は第二項」を、「技術提供契約」の下に「又は仲介貿易契約」を加え、「同項」を「同項第一項又は第二項」に、「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

第五条の二第二項中「基いて」を「基づいて」に、「左の」を「次の」に、「てん補する輸出保険」を「ん補する貿易保険」に改める。

第五条の六の二第二項中「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

第五条の七第二項中「買取」を「買取り」に、「そ求」を「そ求」に、「てん補すべき」を「てん補すべき」に、「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

第四章を次のように改める。

一 第四章 削除

第六条から第十条まで 削除

第十条の二第二項中「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

物の輸出又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をするもの、当該契約に基づく貨物の輸出又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供並びにその輸出貨物の代金若しくは貨料

第十四条の四中「事故元本」を「非常事故元本、信用事故元本、履行遅滞元本」に、「事故配当金請求権等」を「非常事故配当金請求権等、信用事故配当金請求権等若しくは履行遅滞利息請求権」に、「事故求償権」を「非常事故求償権、信用事故求償権」に、「事故求償権」を「非常事故求償権、信用事故求償権」に改め、同条を第十四条の十四とする。

第十四条の三第一項中「又は第五号」を削り、「事故元本」を「非常事故元本」に、「同項第二号の損害又は同項第五号イ若しくはロの事由」を「又は同項第二号の損害」に、「事故配当金請求権等」を「非常事故配当金請求権等」に、「事故求償権」を「非常事故求償権」に、「同項第二号の損害又は同項第五号イ若しくはロの主たる債務者の破産若しくは同号ニの主たる債務者の債務の不履行」を「又は同項第二号の損害」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「第三項」を加え、「又は第五号」を、第五号又は第六号イ若しくはハ」に改め、「第一項第二号」の下に「第一項」の下に「第三項第一号」を加え、同項第二号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項第一号中「又は第五号イ若しくはロ」を、第五号又は第六号イ若しくはロ」を、「第六号イ若しくはロ」に改め、同項第二号中「又は第六号イ若しくはロ」を、「第六号又は第六号イ」に改め、同項第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項第一号中「又は第五号イ若しくはロ」を、「第五号又は第六号イ若しくはロ」を、「第五号又は第六号イ」に改め、同項第三項中「第一項各号」の下に「第一項各号、第三項各号」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

一 当該事由の発生により取得した金額又は取

得し得べき金額

二 損失を軽減するためには必要な処置を講じて回収した金額

三 前条第二項第六号ロ又は二のいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、公債等の元本に係る損失にあつては当該事由に係る公債等の元本により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、公債等の元本に係る損失にあつては当該事由に係る公債等の元本（以下「履行遅滞元本」という。）について債還期限後六月を経過した時までに回収することができない金額から、公債等の利子の支払請求権に係る損失にあつては当該事由に係る公債等の利子の支払請求権（以下「履行遅滞利子請求権」という。）に基づき取得し得べき利子について支払期限後六月を経過した時までに回収することができる損失にあつては当該事由に係る保証債務に係る損失にあつては当該事由に係る保証債務の履行により取得した求償権（以下「履行遅滞求償権」という。）に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から六月を経過する日までに回収することができない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

第十四条の三を第十四条の十三とする。

元本（以下「信用事故元本」という。）の取得のための対価の額から、配当金請求権等に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権等（以下「信用事故配当金請求権等」という。）に基づき

第十四条の二 第二項中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、同項第一号の二中「第一条の二第十項第二号」を「第一条の二第十項第四号」に、「第五号」を「第五号及び第六号」に改め、同項第二号中「第一条の二第十項第五号」を「第一条の二第十項第六号」に改め、同号イ中「第一条の二第十項第六号」を「第二号」に改め、同号イ中「第一条の二第十六項第二号」を「第一条の二第十六項第五号」に改め、同号イ中「第一条の二第十六項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。  
五 第一条の二第十六項第一号から第三号までに掲げる海外投資について、次のいずれかに該当する事由が生じたこと。  
イ 海外投資（保証債務の負担を除く。）の相手方（第一条の二第十六項第二号に掲げる海外投資にあっては、株式等の取得の相手方を除く。）の破産（第二号に掲げるものを除き、海外投資を行つた者の責めに帰することができないものに限る。）によつてその債務の不履行が生じたことによる保証債務の履行（第一号の二又は第二号に該当する場合におけるものを除く。）  
第六章の前に次の二章を加える。  
第四章の三 前払輸入保険  
(保険契約)  
第十四条の二 政府は、前払輸入保険を引き受けることができる。  
2 前払輸入保険は、前払輸入者が前払輸入契約に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなつた場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払つた代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の返還を受けることができないことににより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

二 外国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、前払輸入契約の当事者の責めに帰することができないもの

四 前払輸入契約の相手方の破産

五 前払輸入契約の相手方の前払金に係る債務の六月以上の履行遅滞（前払輸入者の責めに帰することができないものに限る。）

（保険価額）

第十四条の三 前払輸入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

2 前払輸入保険の保険金額が保険価額に百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。（保険金）

第十四条の四 前払輸入保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第十四条の二第二項各号の一に該当する事由により前払輸入者が前払金の返還の期限（同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後六月を経過した時。以下この章において同じ。）までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 前払金の返還の期限後に回収した金額（前払金の回収）

第十四条の五 保険金の支払を受けた前払輸入者は、その支払の請求をした後回収した金額から前払金の返還の期限以後保険金の支払を受けた努めなければならない。

（回収金の納付）

日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第十四条の四に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

#### 第四章の四 仲介貿易保険

(保険契約)

第十四条の七 政府は、仲介貿易保険を引き受けることができる。

2 仲介貿易保険は、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて仲介貿易貨物を販売し、若しくは貯貯した場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該仲介貿易貨物の代金若しくは賃料を回収することができないことにより受けける損失(向戻国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物のうち第五条の二第二項の政令で定める貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨物について生じた損失を除く。又は仲介貿易代金貸付者が仲介貿易代金貸付契約に基づいて資金を貸し付けた場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該貸付金を回収することができないことにより受けける損失をてん補する貿易保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

四 仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の相手方の破産

五 仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の相手方の六月以上の債務の履行遅滞(仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者の責めに帰することができないものに限る。)

(保険種類)

第十四条の八 仲介貿易保険においては、仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金若しくは賃料又は仲介貿易代金貸付契約に基づく貸付金

二以上との時期に分割して代金の決済又は貸付金の償還を受けるべきときは、一の時期において決済又は償還を受けるべき当該代金又は貸付金の部分。以下同じ。)の額を保険価額とする。  
仲介貿易保険の保険金額が保険価額に百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

(保険金)

第十四条の九 仲介貿易保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第十四条の七第二項各号の一に該当する事由により仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者は、それぞれ決済期限又は償還期限(同項第五号に該当する事由によるときは、決済期限又は償還期限後六月を経過した時。以下この章において同じ。)までに回収することができない代金若しくは賃料又は貸付金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 決済期限又は償還期限後に回収した金額  
(代金等の回収)

第十四条の十 保険金の支払を受けた仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者は、当該仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金若しくは賃料又は当該仲介貿易代金貸付契約に基づく貸付金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第十四条の十一 保険金の支払を受けた仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者は、その支払の請求をした後回収した金額から決済期限又は償還期限以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第十四条の九に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

## 第五章の二 再保險

(再保險)

第十四条の十六 政府は、この法律によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保險を含む。)の事業を行ふ国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保險を引き受け、又はこの法律により政府が負う保険責任につき再保險を行うことができる。

2 政府の引き受ける再保險の再保險料率は、この法律による政府の保険事業の健全な運営に支障を生ずることのないよう定めなければならない。

3 政府は、一会计年度内に引き受ける再保險の再保險料額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内において、再保險契約を締結するものとする。

〔第七章 輸出保険審議会〕を「第七章 貿易保険審議会」に改める。

第十六条第一項中「輸出保険審議会」を「貿易保険審議会」に改め、同条第二項中「輸出保険」を「貿易保険」、「に關する」を「(第十四条の十六第一項の規定に基づく再保險を含む。)に關する」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 題名の改正規定、目次の改正規定中第七章

に係る部分、第一条の改正規定、第一条の三

の見出しの改正規定、同条の改正規定中「輸

出保険」を「貿易保険」に改める部分、第一

条の四の改正規定、第一条の五の改正規定、第一

条の七及び第三条の改正規定、同条の改正規

定、第五条の二第二項の改正規定、第十条

の二第二項の改正規定、第十四条の二第二項

の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分、第七章の章名の改正規定、第十六条

第一項の改正規定、同条第二項の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分、次条

第一項の規定、附則第四条の規定(「輸出保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)」の

題名の改正規定、同法第一条の改正規定及び同法附則第三項第一号の改正規定に限る。)、

附則第五条の規定、附則第六条の規定並びに附則第七条の規定(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四条第十六号及び第五条第一項第十一号の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分並びに同法第十一条第四号の改正規定に限る。)昭和

六十二年四月一日

一 目次の改正規定中第四章に係る部分、第一条の三の改正規定中「輸出金融保険」を削る部分、第一条の六の改正規定、第一条の七の改正規定中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とする部分、第四章の改正規定、次条第二項の規定及び附則第四条のうち輸出保険特別会計法第四条第一項の改正規定中「第十条」を削る部分 昭和六十

三年四月一日

(経過措置等)

第二条 前条ただし書第一号に定める日から昭和六十三年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の貿易保険法第六条第二項の規定の適用については、同項中「輸出保険」とあるのは、「貿易保険」とする。

一 前条ただし書第二号に定める日前に成立した

輸出金融保険の保険関係については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に政府が引き受けた海外投資保険については、なお従前の例による。

(輸出保険特別会計法の一部改正)

第四条 輸出保険特別会計法の一部を次のように改正する。

〔輸出保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年五月号)〕の一部を次のように改正する。

第三条中「こえ」を「超え」に、「輸出保険法を

## 貿易保険特別会計法

第一条中「輸出保険法」を「貿易保険法」に、

「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

第七条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「輸出保険」を「貿易保険」の下に「、第十四条の六、第十四条の十一」を加え、「第十四条の五」を「第十四条の十五」に改め、「納付される回収金」の下に「並びに法第十四条の十六第一項の規定により再保險を引き受けた契約に基づき納付される回収金」を、「(以下「納付金」という。)の下に「、受入再保險金」を、「保険金」の下に「、支払再保險金、支払再保險料、法第十四条の十六第一項の規定により再保險を行つた契約に基づき納付する返納金(以下「返納金」という。)」を加える。

第五条第一項第十一号中「輸出保険」を「貿易保険」に、「を行なう」を「(貿易保険法の規定に基づく再保險を含む。)を行う」に改める。

第六条 第十二条第四号中「輸出保険」を「貿易保険」に、「を行なう」を「(貿易保険法の規定に基づく再保險を含む。)を行う」に改める。

第七条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「輸出保険」を「貿易保険」

に、「行なう」を「行う」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第一条 総則(第一条—第四条)

第二章 特定事業者の事業適応計画等(第五

条—第十二条)

第三章 特定地域対策(第十三条—第十五条)

第四章 産業構造転換円滑化臨時措置法

第五章 産業構造転換円滑化臨時措置法案

第六章 産業基盤整備基金の産業構造転換円滑化業務(第十六条—第二十一条)

第七章 雜則(第二十二条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民経済が中長期的に発展し、国際経済の進展に寄与していくためには、我が国の産業構造が国際経済環境と調和のとどとに、特定地域の経済の安定及び発展のための措置を講ずること等により、我が国の産業構造の転換の円滑化を図ることを目的とする。

(日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律の一部改正)

第六条 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「こえ」を「超え」に、「輸出保険法を

〔輸出保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年五月号)〕の一部を次のように改正する。

第三条中「こえ」を「超え」に、「輸出保険法を

〔輸出保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年五月号)〕の一部を次のように改正する。

第三条中「こえ」を「超え」に、「輸出保険法を

〔輸出保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年五月号)〕の一部を次のように改正する。

第三条中「こえ」を「超え」に、「輸出保険法を

〔輸出保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年五月号)〕の一部を次のように改正する。

第三条中「こえ」を「超え」に、「輸出保険法を

〔輸出保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年五月号)〕の一部を次のように改正する。

第三条中「こえ」を「超え」に、「輸出保険法を

〔輸出保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年五月号)〕の一部を次のように改正する。

第二条 国は、前条の目的の達成に資するため、



六 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

(事業提携計画の変更等)

第八条 前条第一項の承認を受けた者(以下「承認提携事業者」という。)は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認をした事業提携計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業提携計画」という。)が同条第三項の基準に適合するものでなくなつたと認めるときは、承認提携事業者に対して、当該事業提携計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならぬ承認を受けなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。

(公正取引委員会との関係)

第九条 主務大臣は、第七条第一項の承認(前条第一項の規定による変更の承認を含む。以下この章において同じ。)の申請を受理した場合において、必要があると認めるときは、その申請書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により申請書の写しを公正取引委員会に送付した場合において、当該申請に係る事業提携計画について第七条第一項の承認をしようとするときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知し、並びに当該事業提携計画に係る競争の状況及び当該事業提携の実態活動の状況、当該事業提携計画に定める事業提携に係る提携事業者の経営の状況その他の事業活動の状況、当該事業提携計画に定める事業提携に係る競争の状況及び当該事業提携の実態が当該競争に及ぼす影響に関する事項について意見を述べるものとする。

3 公正取引委員会は、前項の規定による通知に係る事業提携計画について、主務大臣に対し、必要な意見を述べるものとする。

4 公正取引委員会は、前項の規定により意見を述べた事業提携計画であつて主務大臣が第七条

第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を主務大臣に通知するものとする。

5 主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の経済的事情の変化に即して第二項に規定する事項について意見を述べることができる。

6 主務大臣は、第四項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る事業提携計画が前条第二項に規定する場合に該当することとなるときは、当該事業提携計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

(資金の確保)

第十一条 国は、承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて特定設備の処理又は事業転換等を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(課税の特例)

第十二条 承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて特定設備の処理(廃棄によるものに限る。以下この項において同じ。)を行つた場合において、当該特定設備の処理を行つた承認特定事業者について当該特定設備の処理により欠損金を生じたときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

2 承認特定事業者又は承認提携事業者(第七条第一項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)が、それぞれ承認事業適応計画又は承認事業提携計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(雇用の安定等)

第十二条 承認特定事業者又は承認提携事業者

は、それぞれ承認事業適応計画又は承認事業提携計画に従つて特定設備の処理若しくは事業転換等又は事業提携を行ふに当たつては、当該措置に係る事業所における労働組合(当該事業所において、労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者)と協議して、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、特定地域の経済の安定及び発展を図るために、特定地域における工場等の新增設等又は新分野開拓事業の円滑な実施を図るために必要な工場用地、工業用水道その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、第二項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、特定地域の経済の安定及び発展を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

6 第四章 産業基盤整備基金の産業構造転換(財政上の措置等)

第十五条 国は、特定地域の経済の安定及び発展に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、特定地域の経済の安定及び発展を図るために、特定地域における工場等の新增設等又は新分野開拓事業の円滑化に必要な事業その他の特定地域の経済の安定及び発展に必要な事業を行う者に対し、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 第三章 特定地域対策

第十三条 国は、特定地域において地方公共団体その他これに準ずる法人として政令で定める法人の出資に係る法人が行う事業であつて当該特定地域に對して適切な経済的効果を及ぼすと認められるもの(以下「特定出資法人事業」という。)第十四条第一項に規定する業務のほか、産業構造の転換を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

2 承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて行う特定設備の処理のために必要な資金及び当該特定設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該特定設備の処理を行う承認特定事業者に対し支払う補償金の支払に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

3 第二章 産業基盤整備基金の業務

第十六条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、産業構造の転換を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

2 承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて行う特定設備の処理のために必要な資金及び当該特定設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該特定設備の処理を行う承認特定事業者に対し支払う補償金の支払に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

3 第二章 産業基盤整備基金の業務

2 承認特定事業者又は承認提携事業者(第七条第一項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)が、それぞれ承認事業適応計画又は承認事業提携計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(雇用の安定等)

第十二条 承認特定事業者又は承認提携事業者

は、その資金の確保に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、特定地域における工場等の新增設等又は新分野開拓事業の実施の円滑化に必要な事業その他の特定地域の経済の安定及び発展に必要な事業を行う者に対し、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 第二章 産業基盤整備基金の業務

2 国及び地方公共団体は、特定地域の経済の安定及び発展を図るために、特定地域における工場等の新增設等又は新分野開拓事業の円滑化に必要な事業その他の特定地域の経済の安定及び発展に必要な事業を行う者に対し、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 第二章 産業基盤整備基金の業務

事業に必要な資金又は特定地域における工場

等の新增設等に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

四 新分野開拓事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

五 特定地域及びその周辺地域における産業立地に関する調査を行い、並びにその成果を普及すること。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(政府の出資)  
第十七条 政府は、基金が前条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

(特別勘定)

第十八条 基金は、第十六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七条第一項の規定にかかるらず、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除しないお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金に関する、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(産業構造転換円滑化出資資金)

第十九条 基金は、第十六条第二号に掲げる業務に關して、産業構造転換円滑化出資資金を設け、第十七条の規定により政府が出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならぬ。

2 産業構造転換円滑化出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあつては、当該納付金の額を当該利益の額から控除したもの)又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(産業構造転換円滑化推進資金)  
第二十条 基金は、第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務に關して、産業構造転換円滑化推進資金を設けるものとする。

2 基金は、産業構造転換円滑化推進資金に係る経理については、特別勘定以外の一般の勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、特定施設整備法第四十条第二項の規定にかかるらず、特定施設整備法第四十七条第一項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において産業構造転換円滑化推進資金に充てるものとする。

4 産業構造転換円滑化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、産業構造転換円滑化推進資金に充てるものとする。

(特定施設整備法の特例)

第二十一条 第十六条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、同法第四十条第二項中「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」とあるのは「同条第二項の認可を受けた場合における」。

いて出資された金額(産業構造転換円滑化臨時措置法(以下「構造転換法」という。)第十七条の規定により政府が出資した金額を除く。)と、

規定期間(前項第一号の業務)とあるのは「前項第一号の業務並びに構造転換法第十六条第一号及び第四号の業務」と、同法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定」と、「日本開発銀行その他の金融機関」とあるのは「日本開発銀行その他の金融機関(構造転換法第十六条第三号に掲げる業務にあつては、同号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。)と、同法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、同法第五十一条中「この法律」と、同法第五十五条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造転換法」と、同法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、同法第五十五条第一項中「これを各出資者に対するもの」とあるのは「この法律及び構造転換法」と、同法第五十五条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造転換法」と、同法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、同法第五十五条第一項中「これを各出資者に対するもの」とあるのは「当該残余財産のうち、構造転換法第十八条第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府に対し、当該特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「各出資者」とあるのは「構造転換法第十八条第一項に規定する特別勘定以外の一般の勘定に係る各出資者」と、同法第六十三条第一号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び構造転換法第十六条」とする。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第十六条第二号から第四号までに掲げる業務に係る事項に關し、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五章 雜則  
(国際経済環境等の考慮)

第二十二条 国は、この法律に基づく措置を実施するに當たつては、国際経済環境その他の経済環境を考慮し、特定事業者及び特定地域における事業者が新たな経済的環境に適応した事業を適切に実施することができるよう努めるものとする。

3 通商産業大臣を除く。に協議しなければならない。

大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第十六条第二号から第四号までに掲げる業務に係る事項に關し、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十三条 主務大臣は、承認特定事業者又は承認提携事業者に対し、承認特定事業者又は承認事業提携計画の実施状況について報告を求めることとする。

(都道府県の意見の申出)

第二十四条 都道府県は、第二章の規定に基づいて行われる特定設備の処理、事業提携その他の措置が当該都道府県における地域経済に著しい悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(連絡及び協力)

第二十五条 主務大臣及び労働大臣は、第二章の規定の施行に當たつては、承認特定事業者又は承認提携事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(主務大臣等)

第二十六条 この法律における主務大臣は、当該

特定事業者の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第四条第二項の主務省令は、当該設備に係る物品の生産を所管する

大臣の発する命令とする。

(罰則) 第二十七条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

#### 附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)

ただし、第四章の規定、附則第三条及び第四条の規定、附則第六条から第九条までの規定、附則第十条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第四号の改正規定、附則第十一條から第十三条までの規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定は公布の日から起算して一月を超えて四月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第十四条の規定は売上税法(昭和六十二年法律第二号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律は、昭和七十二年五月二十九日(この法律の廃止)

までに廃止するものとする。  
(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、附則第一条ただし書の政令で定める日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備)

備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第四条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のようにより改正する。

目次中「第三章 産業基盤信用基金」を「第三章 産業基盤整備基金」に改める。

第十四条、第十五条及び第二十条中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

第二十五条第二項及び第三項、第二十六条並びに第二十七条第一項中「理事長」を「会長」に改める。

第二十九条中「として」の下に「、会長一人」を加える。

第三十条第一項中「理事長」を「会長」に改め、同項を同条第四項中「理事長」を「会長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長」を「会長及び理事長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 理事長は、基金を代表し、定款で定めることにより、会長を補佐して基金の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を行ふ。

第三十一条第一項中「理事長」を「会長、理事長」に改め、同条第二項中「理事長」を「会長」に改める。

第三十四条中「理事長」を「会長」に改める。

第三十六条中「基金」との下に「会長又は」を加え、「、理事長」を「会長及び理事長」に改め。

(産業構造転換円滑化業務)

第九条 基金は、第四十条第一項に規定する業務のほか、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第十六号)第十六条に規定する業務を行なうものとする。

定する業務を行うものとする。

附則第十条から第十七条までを削る。

#### (経過措置)

第五条 産業基盤信用基金は、この法律の公布の日から起算して一月以内に、必要な定款の変更をし、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、附則第一条ただし書の政令で定める日その効力を生ずる。

第六条 附則第四条の規定の施行の際現に産業基盤信用基金の理事、評議員又は職員である者は、それぞれ産業基盤整備基金の理事、評議員又は職員として、この法律による改正後の特定施設整備法第三十一条第二項、第三十七条第三項又は第三十八条の規定により会長が任命したものとのみなす。この場合において、当該理事の任期は、この法律による改正前の特定施設整備法第三十二条第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

第七条 附則第四条の規定の施行の際現にその名稱中に産業基盤整備基金という文字を用いている者については、この法律による改正後の特定施設整備法第二十条第二項の規定は、附則第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第八条 第四章又は附則第四条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

16 第三十七条第三項及び第三十八条中「理事長」を「会長」に改める。

第三十六条中「基金」との下に「会長又は」を加え、「、理事長」を「会長及び理事長」に改め。

(特定外航船舶解撤促進臨時措置法の一部改正)

第九条 特定外航船舶解撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む)中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

15 在おいて単に「に改め、同条に次の二項を加える。

15 道府県は、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第十六号)第八条第一項に規定する承認提携事業者のうち自治省令で定める事業を営むものが同法第八条第二項に規定する承認事業提携計画に従つて営業の譲渡(当該譲渡に係る同法第七条第一項の承認(同法第八条第一項の規定による)変更の承認を含む。以下本項において単に「承認」という。)が同法第七条第一項の規定の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間にされたものに限る。)をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る。)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承認事業提携計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税については、当該取得が承認の日からべき日に終了するものとする。

第七条 附則第四条の規定の施行の際現にその名稱中に産業基盤整備基金という文字を用いている者については、この法律による改正後の特定施設整備法第二十条第二項の規定は、附則第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第八条 第四章又は附則第四条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

16 第三十七条第三項及び第三十八条中「理事長」を「会長」に改める。

第三十六条中「基金」との下に「会長又は」を加え、「、理事長」を「会長及び理事長」に改め。

(特定外航船舶解撤促進臨時措置法の一部改正)

第九条 特定外航船舶解撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む)中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。



その事業適応計画が適当である旨の承認を受けることができる。

## 2 事業適応計画には、当該特定事業者がその事業者に対しその経営を実質的に支配していると認められるものとして政令で定める関係を持つている事業者（以下「関係事業者」という。）が当該特定事業者の新たな経済的環境への適応のために行う措置に関する計画を含めることができる。

3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

### 一 特定設備の処理の目標

### 二 特定設備の処理の内容及び実施時期

### 三 特定設備の処理を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

### 四 事業転換等（関係事業者が行う前項に規定する措置を含む。以下同じ。）について承認を受けようとする場合にあつては、次に掲げる事項

#### イ 事業転換等の内容及び実施時期

#### ロ 事業転換等を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

#### 特定設備の処理等に伴う労務に関する事項 その他主務省令で定める事項

### 五 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 前項第一号及び第二号（事業転換等を含む場合にあつては、前項第一号、第二号及び第四号イ）に掲げる事項が、当該事業適応計画に係る特定事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するためには効かつ適切なものであること。
- 二 当該事業適応計画に係る特定事業者の従業員の地位を不当に害するものないこと。
- 三 当該事業適応計画に事業転換等を含む場合にあつては、前項第四号イに掲げる事項が因

民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を阻害すると認められるものでないこと。

## 四 その他政令で定める基準に適合するものでないと認められること。

5 主務大臣は、事業転換等を含む事業適応計画について第一項の承認をしようとするときは、当該事業転換等に関する事項に關し、当該特定事業者（当該特定事業者に係る関係事業者を含む。）が当該事業適応計画に従つて行おうとする事業転換等に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

### （事業提携計画の承認）

第七条 同一の業種に属する二以上の特定事業者であつて、特定設備の処理その他の新たな経済的環境への適応のための措置の実施の円滑化を図るため、生産若しくは販売の共同化、生産品種の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為（以下「事業提携」と総称する。）を実施しようとするもの（以下「提携事業者」という。）は、共同して、実施しようとする事業提携に関する計画（以下「事業提携計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業提携計画が適当である旨の承認を受けることができる。

6 一 般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

五 一 般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。  
六 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

設備の処理の促進に資すると認められるものであること。

## 二 当該事業提携計画に係る提携事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効かつ適切なものであること。

三 国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を阻害すると認められるものでないこと。

## 四 当該事業提携計画に係る提携事業者と他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

五 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

## 六 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

- 1 事業提携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 2 事業提携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 事業提携の方式及び実施方法並びに実施時期
- 4 事業提携に伴い必要となる設備投資に関する事項  
その他主務省令で定める事項

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 事業提携に伴い必要となる設備投資に関する事項  
その他主務省令で定める事項
- 4 事業提携の方式及び実施方法並びに実施時期
- 5 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業提携計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。



昭和六十二年四月十日印刷

昭和六十二年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D